R5.1.20

経営会議　案件資料２

大東市バリアフリー基本構想

（案）

令和５年●月

大東市

目　次

１．　バリアフリー基本構想改訂について

１－１　バリアフリー法の概要..... 1

１－２　基本構想改訂の背景と目的..... 4

１－３　基本構想の位置付け..... 5

１－４　基本構想の目標年次及び策定手順..... 6

２．　大東市をとりまく状況

２－１　大東市の概要..... 7

２－２　人口・世帯数..... 7

２－３　障害者等の推移..... 10

２－４　鉄道駅及び周辺の状況..... 12

２－５　現行計画の実施状況..... 14

２－６　現況の整理..... 25

２－７　重点整備地区の現況と課題..... 26

２－８　改訂の視点及び方針..... 50

２－９　基本理念、基本方針の設定..... 51

３．　重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定

３－１　重点整備地区の設定..... 52

３－２　生活関連施設、生活関連経路の考え方..... 57

３－３　生活関連施設、生活関連経路の設定..... 59

４．　特定事業の設定

４－１　実施すべき特定事業の考え方..... 65

４－２　特定事業（ハード面での取組）..... 66

４－３　特定事業（ソフト面での取組）..... 86

４－４　基本構想の進行管理..... 94

１．　バリアフリー基本構想改訂について

１－１　バリアフリー法の概要

（１）バリアフリー法について

本格的な高齢化社会を迎え、高齢者、障害者等が社会、経済活動に参加する機会を確保し、誰もが安全で安心して参加できる社会の実現が求められています。このような中、平成 6 年に、主に高齢者や身体障害者等が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定されました。さらに平成 12 年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が施行され、高齢者、身体障害者等の移動に際しての身体の負担を軽減し、移動の利便性及び安全性の向上を図るために、一体的・重点的な移動円滑化の実施・枠組みが位置付けられ、バリアフリー社会の実現に取り組んできました。

その後、利用者の視点に立った連続的なバリアフリー化を図る必要があること等、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化の必要性があることから、平成 18 年にハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行されました。

また、平成 26 年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成 28 年に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等を受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、令和 2 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成 30 年 11 月一部施行、平成 31 年 4 月全部施行）。

さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーのさらなる取組の推進を図るための法改正が行われています（令和 2 年 6 月一部施行、令和 3 年 4 月全部施行）。

■バリアフリー法の経緯

ハートビル法
（平成6年施行）
（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

ハートビル法改正
（平成15年施行）
（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）

建築物のバリアフリー化を促進するための法律

＋

交通バリアフリー法
（平成12年施行）
（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）

電車・バス車両・駅・駅周辺道路等のバリアフリー化を促進するための法律

バリアフリー法（平成18年施行）
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律）

建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公園のバリアフリー化を促進するための法律

バリアフリー法改正（平成30年一部施行、平成31年全部施行）
・基本理念の規定
・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
・バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化
（マスタープラン制度創設）
・更なる利用しやすさ確保に向けた様々な施策の充実

バリアフリー法改正（令和2年一部施行、令和3年全部施行）
・公共交通事業者等の施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
・市町村等による「心のバリアフリー」の推進
・バリアフリー基準適合義務の拡大
（公立小中学校及びバス等の旅客特定車両停留施設の追加）

バリアフリー法で定める内容は、以下のとおりです。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 国が定める基本方針

○移動等円滑化の意義及び目標　　○施設設置管理者が講ずべき措置
○移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
○基本構想の指針　　○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
○情報提供に関する事項　　○その他移動等円滑化の促進に関する事項

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

○移動等円滑化の意義及び目標　　○施設設置管理者が講ずべき措置
○移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
○基本構想の指針　　○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
○情報提供に関する事項　　○その他移動等円滑化の促進に関する事項

3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
  - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
  - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
  - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
  - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- マスタープランにおいて、その他の記載事項として記載可能だった「心のバリアフリー」に関する事項を計画に明記することを求めることとし、移動等円滑化に係るソフト面での取組を推進
- 基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要）
- 定期的な評価・見直しの努力義務

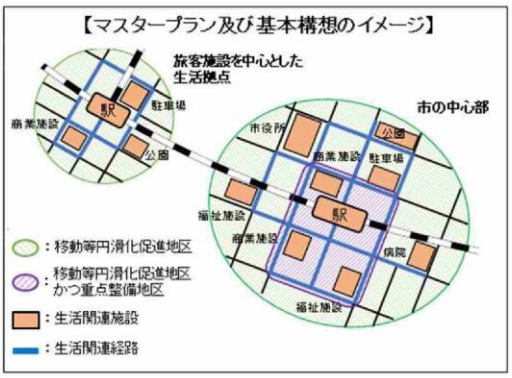

5. 当事者による評価

- 高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

出典：国土交通省　総合政策局

１－２　基本構想改訂の背景と目的

（１）基本構想改訂の背景

本市では平成16年3月に、交通バリアフリー法に基づき、「大東市交通バリアフリー基本構想」を策定し、誰もが活動しやすい環境づくり及び、生き生きと暮らせる社会づくりを進めてきました。そのような中、平成18年には、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合、拡充し新たにバリアフリー法が施行され、また、高齢化の進行や生活に関連する施設の新設等、本市をとりまく状況も変わりつつあり、バリアフリー整備を更に進めるため、バリアフリー法に基づいた「大東市バリアフリー基本構想」を平成26年12月に策定しました。目標年次の令和2年度を経過し、現行計画の進捗状況や令和2年及び3年に改正されたバリアフリー法の内容を踏まえ、現行計画を改訂します。

（２）基本構想の目的

バリアフリー法は、高齢者や障害者等も含めた、すべての人たちが暮らしやすい社会を実現することを目的としており、移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するためのものです。

本市においては、高齢者や障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を目指し、また、高齢者、障害者等の社会参加を推進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、すべての人が利用しやすい施設等の整備を通じて、みんなが笑顔で安全に暮らせる活力ある社会を実現するため、「大東市バリアフリー基本構想」を策定しています。

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）

平成 27 年 9 月に開催された国連総会において、持続可能な社会を創るための世界共通の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

ＳＤＧｓは、貧困を撲滅し、経済、社会、環境がバランスよく統合された持続可能な開発を達成するために、平成 28 年から令和 12 年までの 15 年間に国際社会がめざすべき普遍的な目標として、17 の目標（Goals）と各目標に付随する 169 のターゲットを示したものです。

１－３　基本構想の位置付け

バリアフリー法及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和 3 年 4 月施行）」に基づき策定します。また、上位計画である「幸せデザイン 大東（第 5 次大東市総合計画・第 2 期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」、関連計画である「大東市都市計画に関する基本的な方針」等とも整合を図るとともに、以下のとおり「大東市バリアフリー基本構想」を位置付けます。

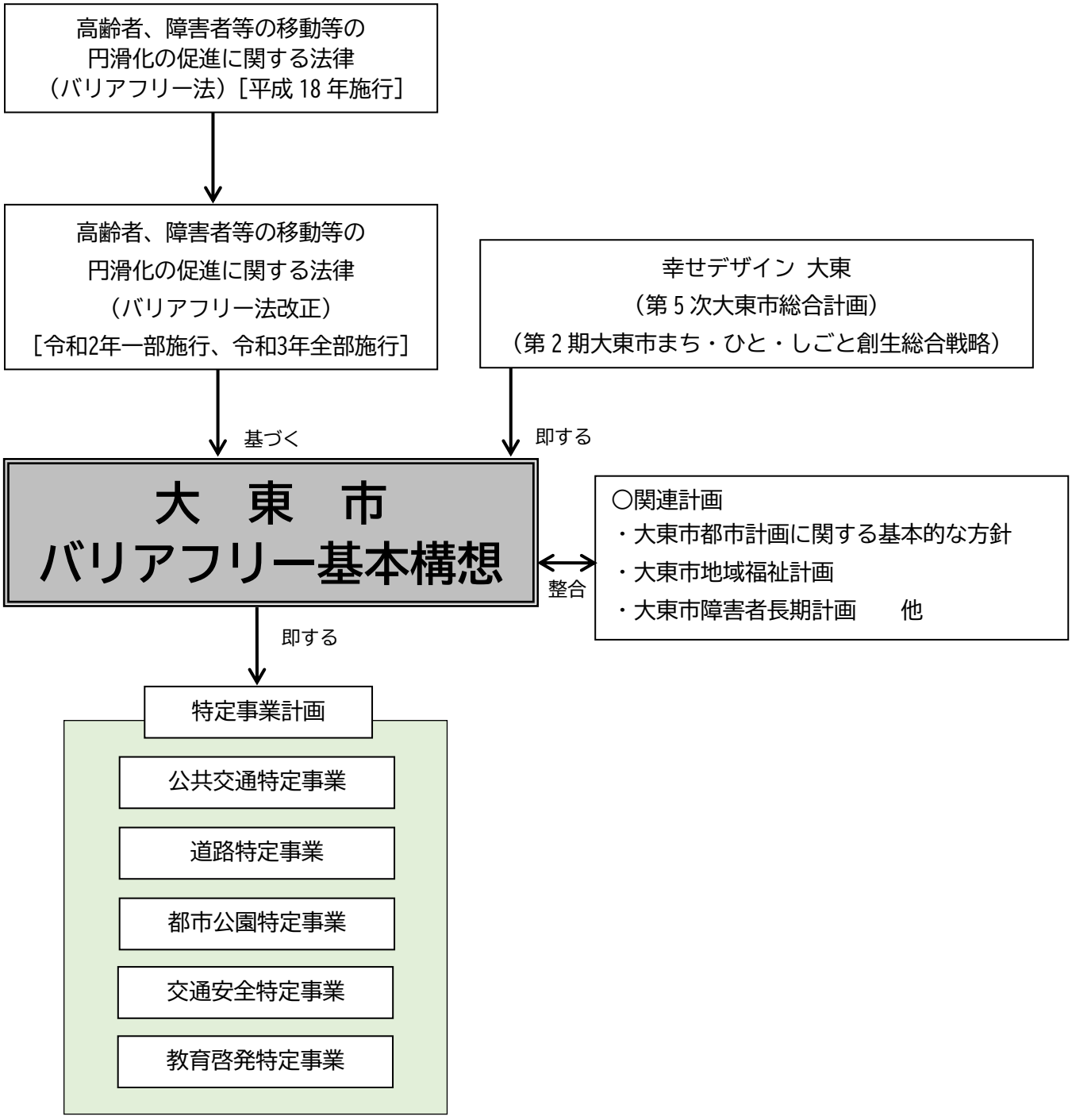

１－４　基本構想の目標年次及び策定手順

（１）基本構想の目標年次

目標年次は、概ね 5 年後の令和 9 年度末とします。しかし、令和 9 年度末までに整備が困難な事業もあることから、以下のとおり目標年次を設定します。また、社会経済情勢が変化した場合や法制度の改正、上位・関連計画の見直し（改訂）が行われた場合には、必要に応じ見直しを行います。

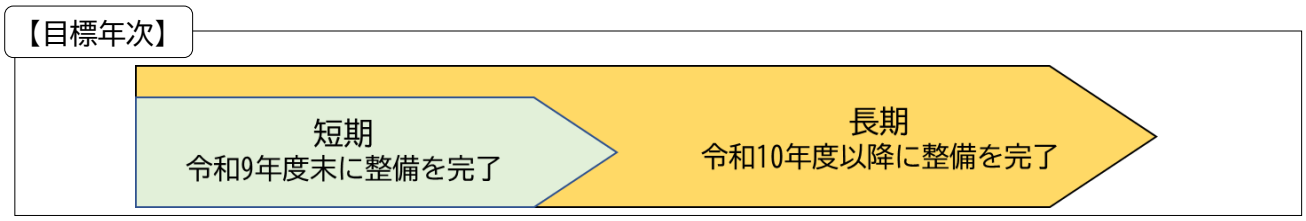

目標年次		備考
短期	令和 9 年度末に整備を完了	・事業の緊急性、必要性、重要性等を考慮し、早急に整備が必要であるもの
長期	令和 10 年度以降に整備を完了	・現場条件や、関係機関との調整に時間を要するもの ・事業化に向けて検討するもの

（２）基本構想の策定手順

策定に際しては、高齢者、障害者等をはじめ市民の皆さんの意見や考え方を十分に反映させるため、アンケート調査やタウンウォッチングを実施するとともに、バリアフリー法に基づく「大東市バリアフリー基本構想協議会」を設置し、検討を行いました。協議会には、各種団体、事業者の代表者や市民を中心として、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者の方々にご参加いただきました。

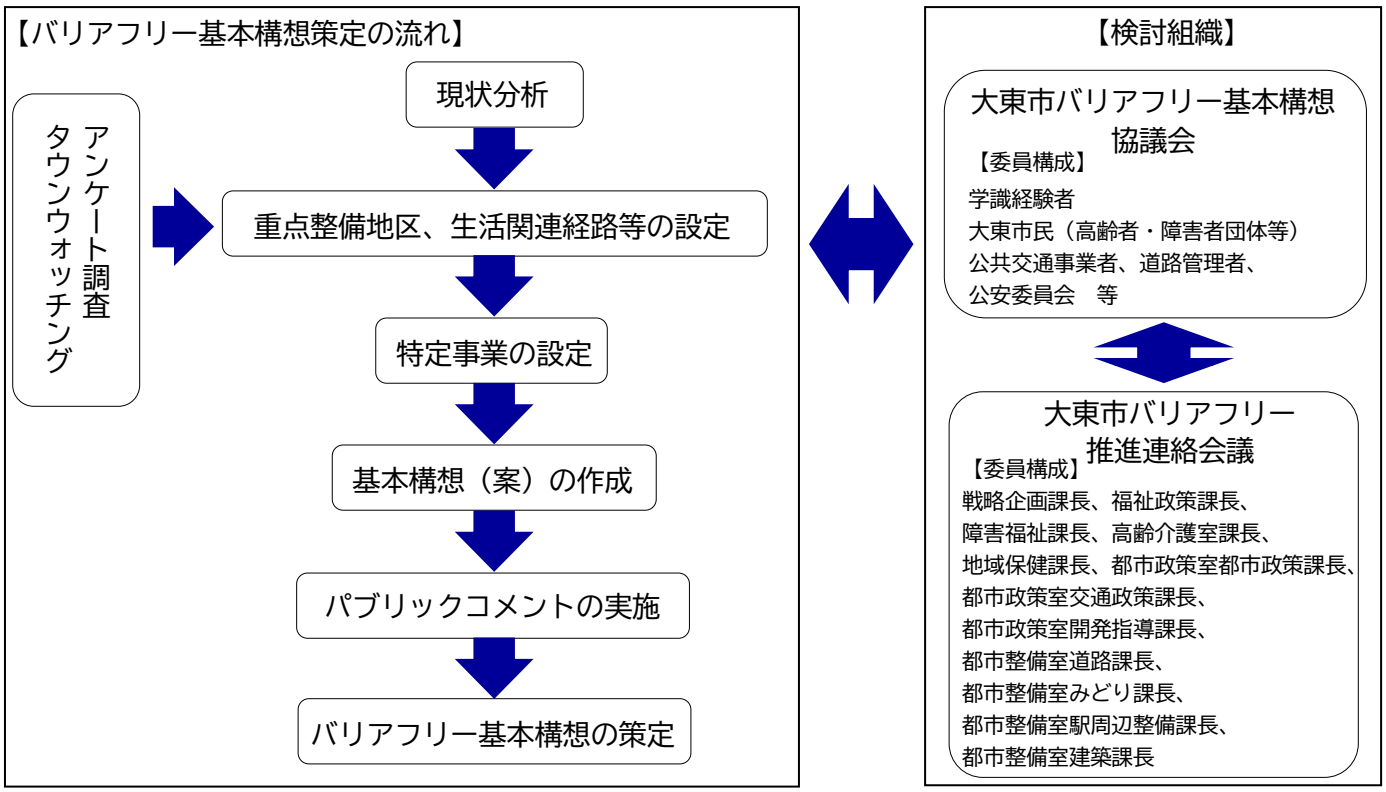

２．　大東市をとりまく状況

２－１　大東市の概要

大東市は、大阪府の東部、淀川の左岸、北河内地域に位置し、大阪都心部から約 10km、京都都心部から約 30 kmの距離にあります。北西部は門真市と、北部は寝屋川市、四條畷市と、南部は東大阪市と、西部は大阪市とそれぞれ接しています。

市域の中央部を JR 片町線（学研都市線）が通っており、市内には住道駅・野崎駅・四条畷駅の 3 駅があり、大阪都心部からの所要時間は約 20 分となっています。また、道路も中央を南北に国道 170 号（大阪外環状線）が、東西に主要地方道大阪生駒線が通っており、鉄道・道路ともに交通の便に恵まれています。

市域の面積は 1,827ha で、市域は東西が 7.5 km、南北が 4.1 kmと東西に長くなっており、地形は大きく山地・平地で構成され、東部は急峻な生駒山系の山間地、中部から西部にかけては沖積による低湿地平野となっています。

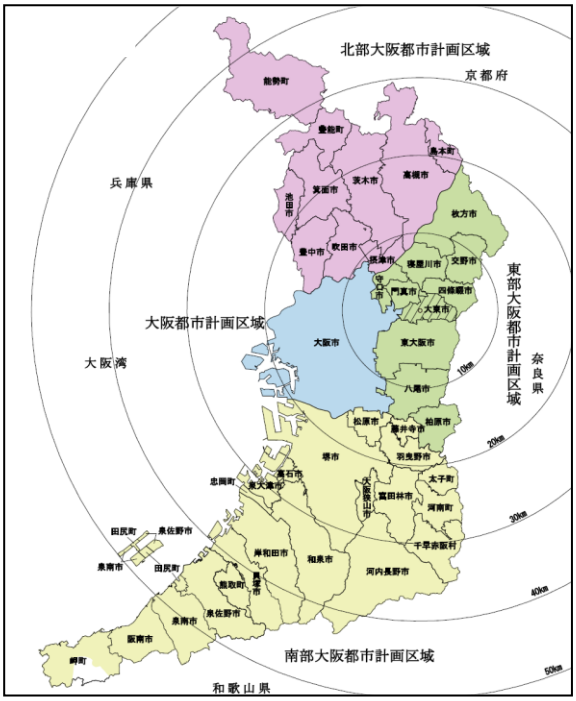

２－２　人口・世帯数

（１）人口・世帯数の推移

本市の人口は平成 12 年まで増加を続け、その後は減少を続け、令和 2 年は 119,367 人となり、平成 27 年より 3,850 人減少しています。世帯数は年々増加を続けており、令和 2 年は 52,686 世帯となり、平成 27 年より 737 世帯増加し、1 世帯当たり人員は 2.27 人となっています。

■人口・世帯数の推移

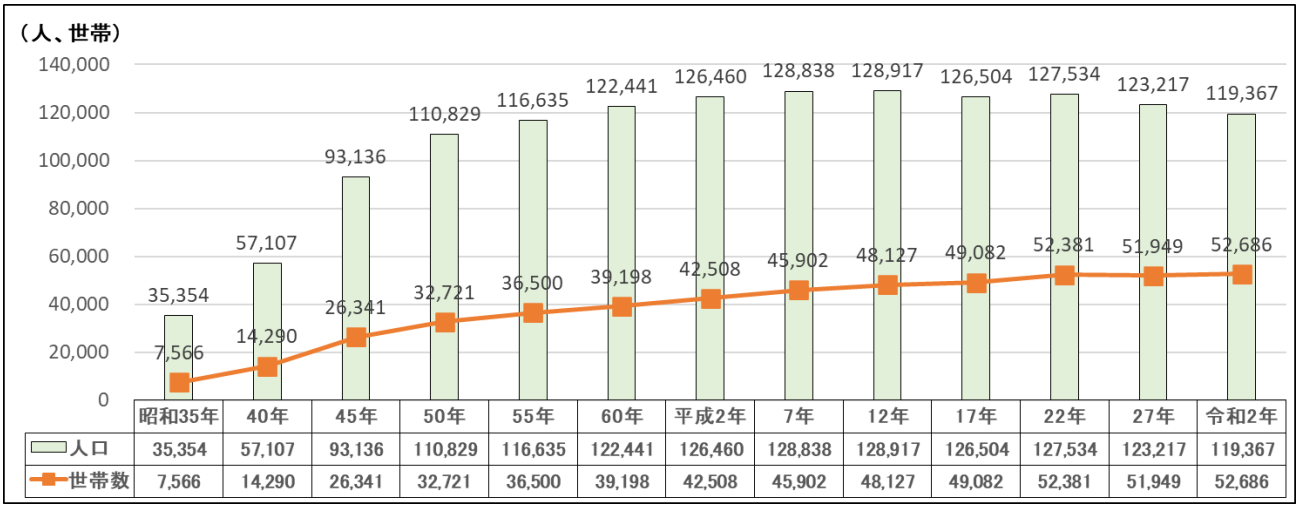

	昭和35年	40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
人口	35,354	57,107	93,136	110,829	116,635	122,441	126,460	128,838	128,917	126,504	127,534	123,217	119,367
世帯数	7,566	14,290	26,341	32,721	36,500	39,198	42,508	45,902	48,127	49,082	52,381	51,949	52,686

出典：国勢調査

（２）年齢別人口の推移

３階級別年齢別人口は、令和２年では０～14歳の年少人口が13,870人（11.9%）、15～64歳の生産年齢人口が70,833人（61.0%）、65歳以上の老年人口が31,451人（27.1%）となり、少子高齢化が進んでおり、高齢化率は27.1%となっています。

推移をみると、65歳以上の老年人口が昭和55年からは約５倍、平成７年からは2.5倍と増加しており、一方０～14歳の年少人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

■年齢別人口の推移

（単位：人）

	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和55年	31,644	78,387	6,435
60年	28,681	85,737	7,906
平成2年	23,103	92,573	9,777
7年	20,637	95,479	12,549
12年	20,101	92,827	15,904
17年	19,198	86,634	20,434
22年	18,120	82,090	26,415
27年	15,638	74,562	31,077
令和2年	13,870	70,833	31,451

※総人口に不詳は含まない。　出典：国勢調査

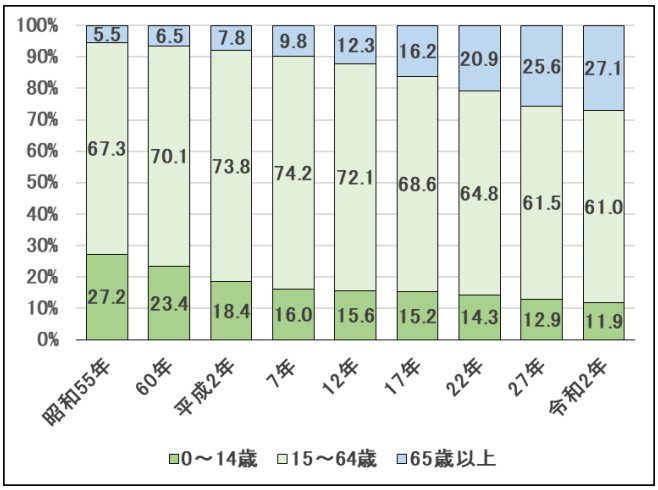

（３）高齢化率

本市においても、全国的な傾向と同様に高齢化が進行しています。令和２年の高齢化率は27.1%となっており、全国の高齢化率28.7%と比較すると1.6%少ないものの、平成27年から令和２年にかけて1.5%上昇し、全国の2.1%と比べて高齢化の進行がゆるやかといえます。

また、町丁目別での高齢化率（次ページ参照）をみると、東部地域で高くなっており、西部の新田地区や中央部等で低い箇所があります。

■高齢化率の推移

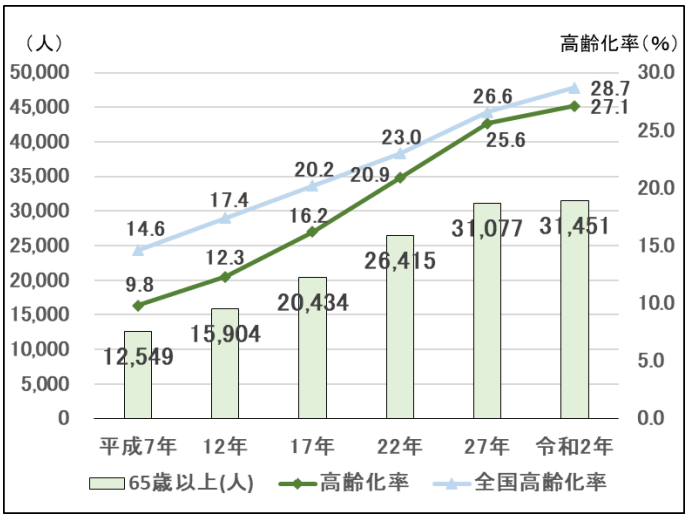

※総人口に不詳は含まない。　出典：国勢調査

■町丁目別高齢化率

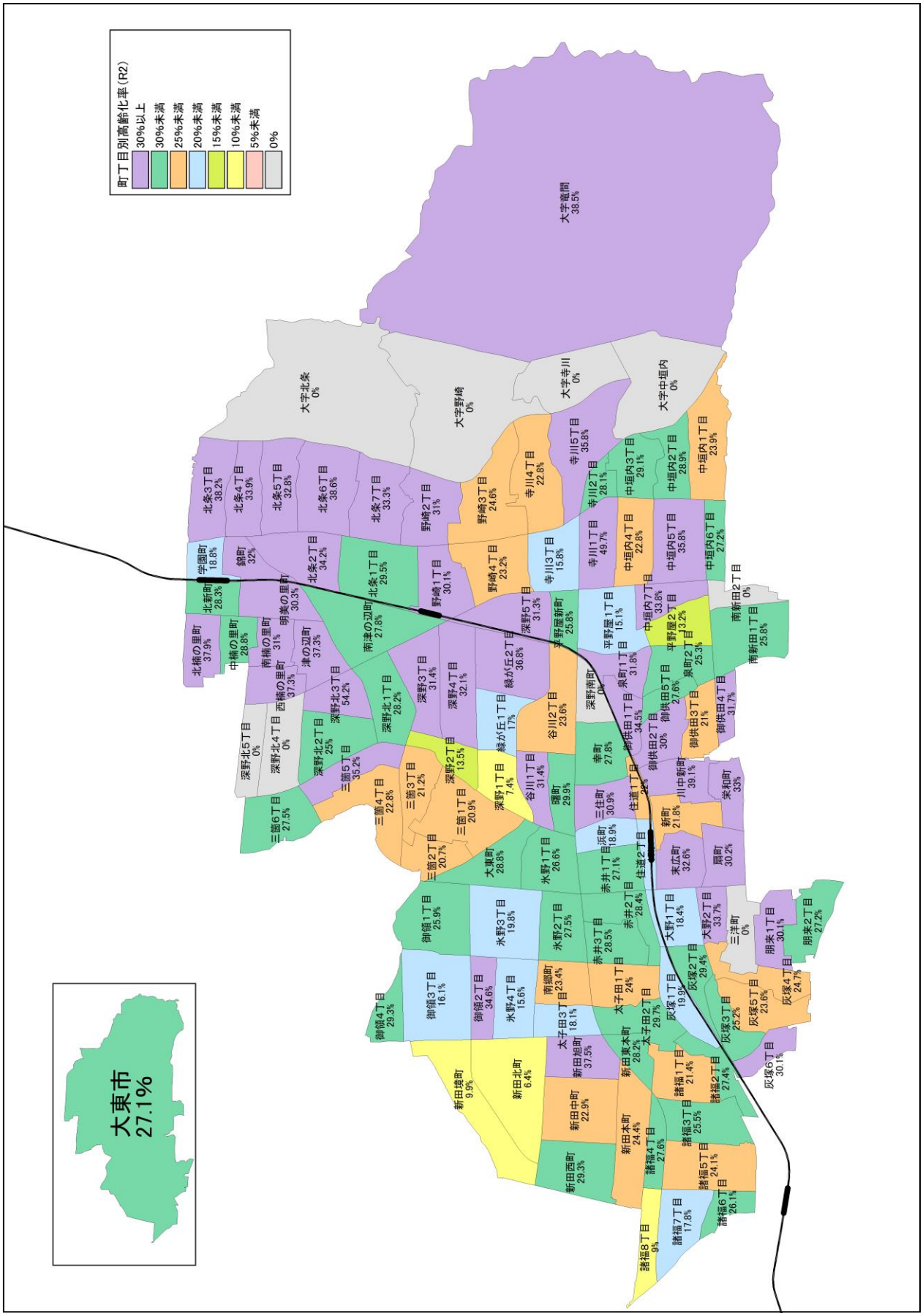

出典：令和 2 年国勢調査

２－３　障害者等の推移

（１）身体障害者等の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和 3 年度で 4,632 人となっています。平成 26 年度以降は横ばい傾向にあります。

療育手帳所持者数は年々増加し、令和 3 年度には 1,427 人となっています。うち、18 歳未満は 403 人となっており、全体の 3 割を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加し、令和 3 年度では 1,193 人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

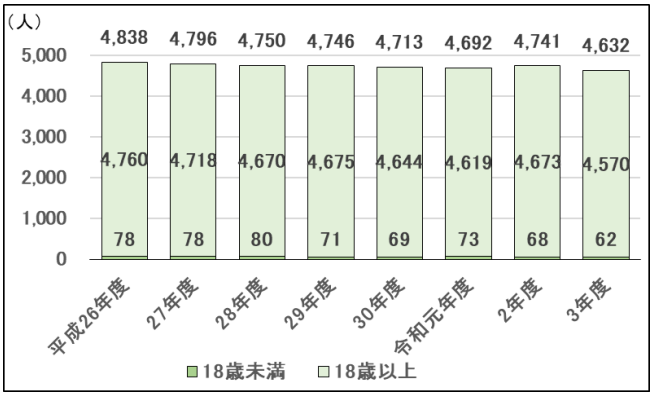

出典：障害福祉課調べ（各年度末現在）

■療育手帳所持者数の推移

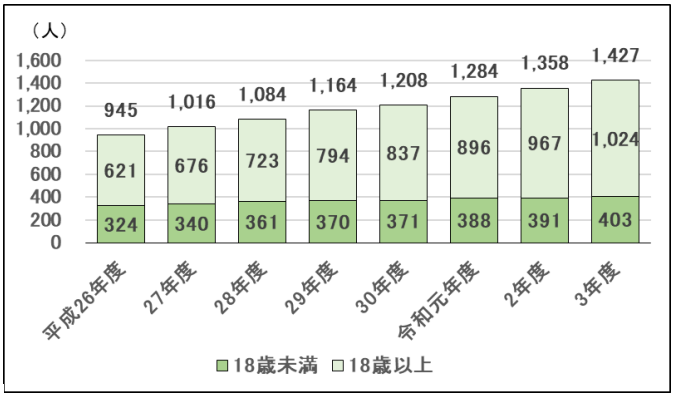

出典：障害福祉課調べ（各年度末現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

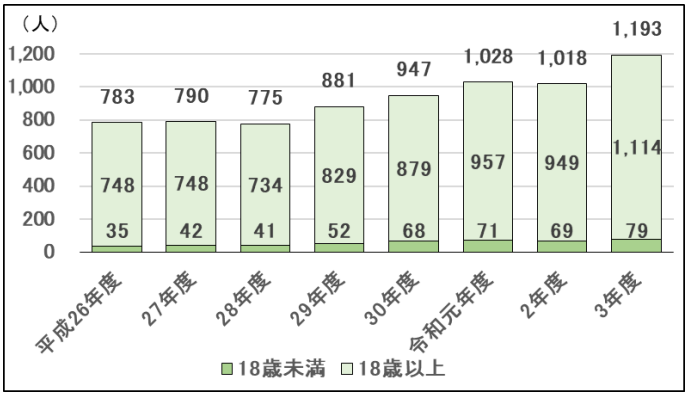

出典：障害福祉課調べ（各年度末現在）

（２）介護保険者数の推移

介護保険制度の被保険者のうち 65 歳以上の第 1 号被保険者と要介護認定者数の推移をみると、平成 29 年以降、ともに増加傾向を示しています。

認定区分別認定者数の推移は、各年とも軽度の認定者数（要支援 1、要支援 2、要介護 1 の合計）が最も多く、中度の認定者数（要介護 2、要介護 3 の合計）、重度の認定者数（要介護 4、要介護 5 の合計）の順に多い状況となっています。

■第 1 号被保険者数と要介護認定者数の推移

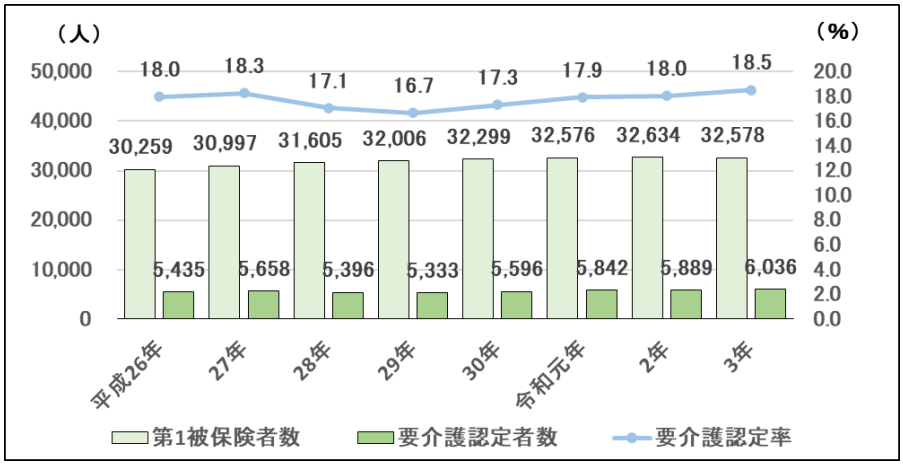

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（各年 10 月末現在）」

■認定区分別認定者数の推移

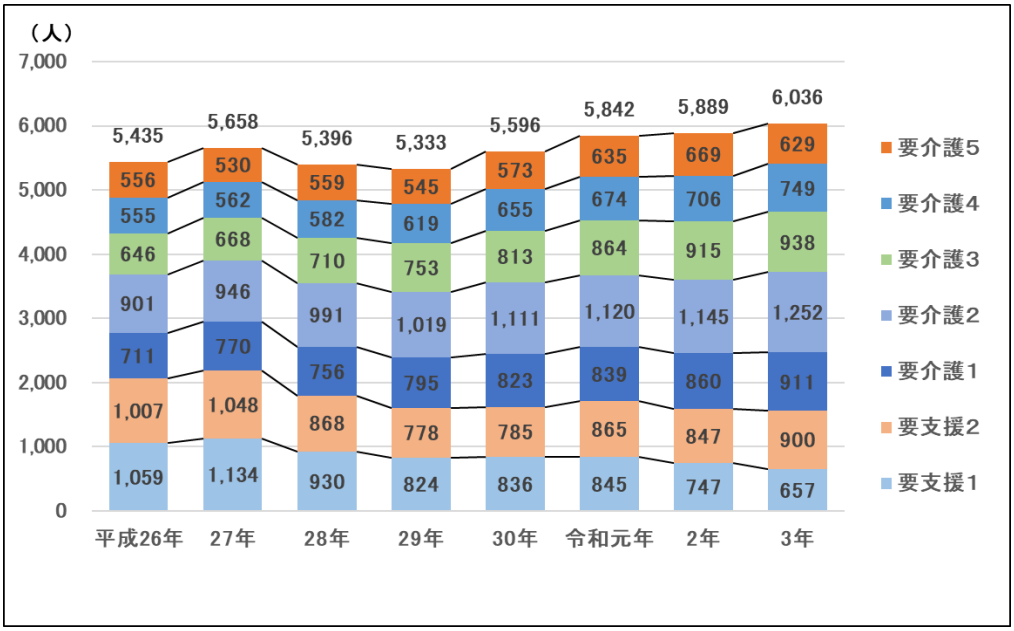

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（各年 10 月末現在）」

２－４　鉄道駅及び周辺の状況

（１）鉄道駅乗降客数の状況

本市には、JR 片町線（学研都市線）が市内中心を横断して通っており、住道駅、野崎駅、四条畷駅の 3 駅があります。また、本市に隣接する東大阪市内に鴻池新田駅があります。

コロナ禍以前の令和元年度の 1 日平均の乗降客数は、住道駅は約 62,000 人、野崎駅は約 22,000 人、四条畷駅は約 37,000 人、鴻池新田駅は約 27,000 人となっています。平成 26 年度からの乗降客数の推移は、住道駅及び四条畷駅は平成 27 年度をピークに、野崎駅は平成 26 年度をピークに、鴻池新田駅は平成 29 年度をピークに、それ以降は減少傾向にあります。

■鉄道駅乗降客数の推移

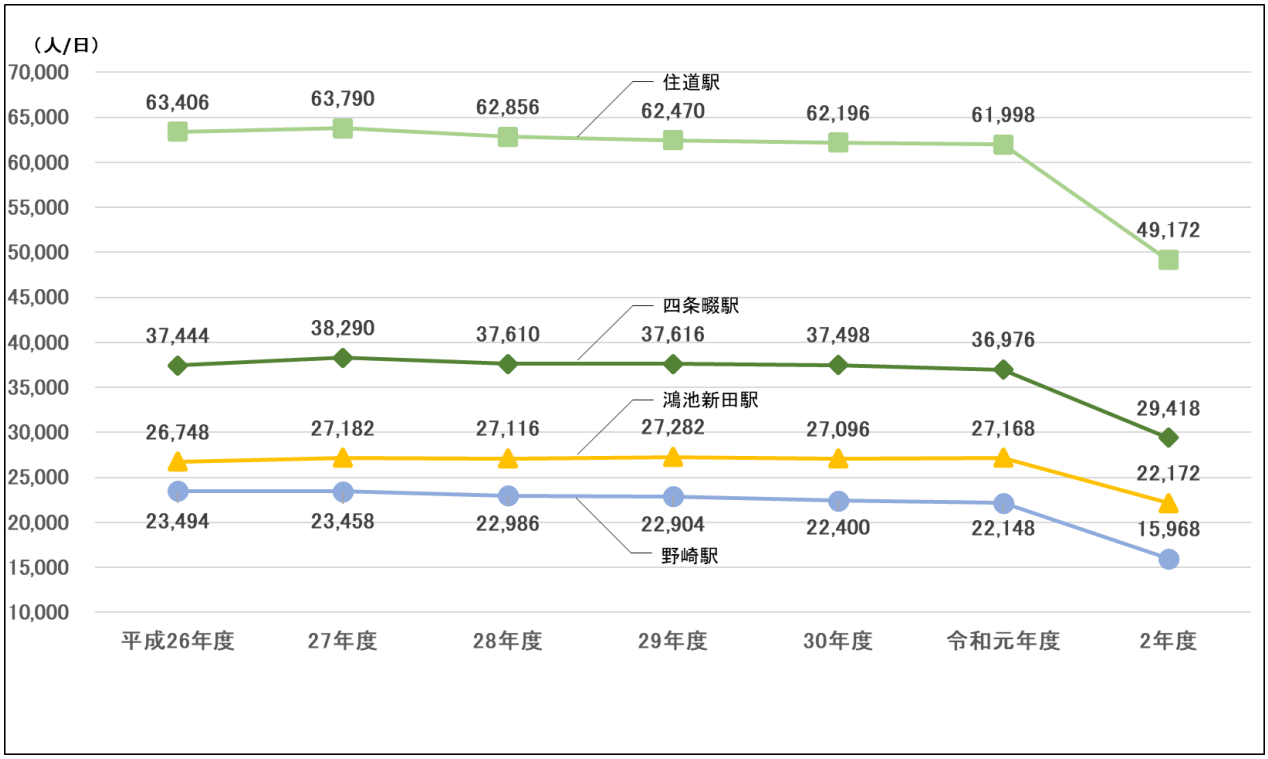

出典：大阪府統計年鑑

（２）鉄道駅周辺の状況

本市の３駅周辺及び市外鴻池新田駅周辺の概要は以下のとおりです。

住道駅周辺	
概要	・駅北側は商業施設・公共施設等が集積し、市の中心的な機能を有しています。 ・駅南側は末広公園の周辺に住宅地が広がっています。
道路	・主要幹線道路として府道大阪生駒線が東西に、府道八尾枚方線が南北に通っています。 ・駅北側は、府道大阪生駒線と駅を結ぶ道路として、市道住道停車場線があります。 ・駅南側は、市道諸福中垣内線と駅を結ぶ道路として、市道住道駅前南線があります。
施設	・駅北側には、公共施設として、市役所、市民会館、保健医療福祉センター等が分布しています。また、大型商業施設、医療施設等も分布しています。 ・駅南側には、公共施設として、総合文化センターや末広公園等が分布しています。また、商店街や医療施設等も分布しています。

凡例
公共施設
福祉施設
教育・保育施設
大・中規模小売店
商店街等
金融機関
駐車場・駐輪場
都市公園・緑地
救急医療施設
病院・医療・診療所

四条畷駅周辺	
概要	・周辺は住宅地が大部分となっており、駅東側に商店や公共施設、学校が分布しています。
道路	・周辺地区には幹線道路として府道大東四條畷線、府道枚方富田林泉佐野線が南北に通っており、これらと駅を結ぶ道路として市道四条畷駅前西線、市道北ノ橋四條畷南線等があります。 ・駅前広場及びアクセス道路を整備しています。
施設	・駅東側には、府道枚方富田林泉佐野線東側に老人憩の家等の公共施設、福祉施設等が分布しています。

鴻池新田駅周辺	
概要	・寝屋川を渡った大東市側周辺は住宅地が大部分となっており、病院や学校が分布しています。 ・西側（大阪中央環状線）に大阪モノレールの南伸により、モノレール駅が設置されます。
道路	・主要幹線道路として府道大阪生駒線が東西に、府道鴻池新田停車場線が南北に通っていますが、歩道がない道路となっています。
施設	・東諸福公園、福祉センター、小中学校等が分布しています。

野崎駅周辺	
概要	・駅と野崎観音を結ぶ動線を中心に商店街が形成され、周辺に公共施設や住宅が分布しています。
道路	・国道 170 号及び府道枚方富田林泉佐野線が主要幹線道路として南北に通っており、野崎駅と野崎観音を結ぶ府道野崎停車場線が歩行者のメイン動線となっています。 ・駅前広場及びアクセス道路を整備しています。
施設	・駅西側には、商業施設や医療施設等が分布しています。 ・駅東側には、子育て支援センター、老人憩の家等の公共施設、福祉施設等が分布しています。

２－５　現行計画の実施状況

平成 26 年 12 月に策定した「大東市バリアフリー基本構想」に挙げている特定事業の実施状況を以下に示します。

１）公共交通特定事業

〇駅舎

（住道駅）　（令和 3 年度末時点）

区分	整備項目	整備内容	整備状況	備考
移動経路	視覚障害者誘導用ブロック	通行障害物の解消	〇	
ホーム	柱	緩衝材による保護	〇	
	乗車位置等	内方線付き点状ブロックの設置	〇	
案内情報設備		分かりやすい案内標示等の整備、改善（点字等含む）	〇	
トイレ		一般トイレ入り口両側手すり設置	〇	
		多機能トイレのわかりやすい位置案内	〇	
駅員室		駅員室から発券機周辺が見えるように改善	×	大規模な改良に合わせて検討
券売機		券売機等の改善(車いす対応)	×	
ベンチ		ホームのベンチ増設	×	
待合室		ホーム待合室の設置検討	×	必要な幅員確保と円滑な流動に支障があるため慎重に検討が必要
その他		混雑時のゆずりあい等、利用者へのマナー啓発	随時	
		職員に高齢者、障害者等への理解促進と対応向上の研修を実施		

※〇：整備済み　×：未整備

整備済みの内容

●ホームに内方線付き点状ブロックの設置

●一般トイレ入り口両側手すり設置

（野崎駅）　　（令和 3 年度末時点）

区分	整備項目	整備内容	整備状況	備考
ホーム	柱	緩衝材による保護	○	
	乗車位置等	内方線付き点状ブロックの設置	○	
案内情報設備		分かりやすい案内標示等の整備、改善（点字等含む）	○	
トイレ		改札からのトイレへのわかりやすい案内・誘導	○	
券売機		券売機等の改善(車いす対応)	○	
ベンチ		ホームのベンチ増設	×	必要な幅員確保と円滑な流動に支障があるため慎重に検討が必要
その他		混雑時のゆずりあい等、利用者へのマナー啓発 職員に高齢者、障害者等への理解促進と対応向上の研修を実施	随時	

※○：整備済み　×：未整備

整備済みの内容

●ホームに内方線付き点状ブロックの設置

●券売機等の改善（車いす対応）

（四条畷駅）　　（令和 3 年度末時点）

区分	整備項目	整備内容	整備状況	備考
移動経路	視覚障害者誘導用ブロック	通行障害物の解消	○	
ホーム	柱	緩衝材による保護	○	
	乗車位置等	内方線付き点状ブロックの設置	○	
案内情報設備		分かりやすい案内標示等の整備、改善（点字等含む）	○	
トイレ		一般トイレ入り口両側手すり設置	×	有効幅員の問題あり、要検討
券売機		券売機等の改善(車いす対応)	×	大規模な改良に合わせて検討
ベンチ		ホームのベンチ増設	×	必要な幅員確保と円滑な流動に支障があるため慎重に検討が必要
その他		混雑時のゆずりあい等、利用者へのマナー啓発 職員に高齢者、障害者等への理解促進と対応向上の研修を実施	随時	

※○：整備済み　×：未整備

整備済みの内容

●ホームに内方線付き点状ブロックの設置

●駅構内の分かりやすい案内標示等の整備、改善（点字等含む）

○バス関連　　（令和 3 年度末時点）

事業者	区分	整備内容	整備状況	備考
近鉄バス㈱	バス車両	IC カードシステムの導入	○	
	停留所	四条畷駅周辺整備に合わせて、見やすい時刻表の設置	×	駅前広場整備と合わせて実施
	その他	混雑時のゆずりあい等、利用者へのマナー啓発 職員に高齢者・障害者等への理解促進と対応向上の研修を実施	随時	
京阪バス㈱	停留所	四条畷駅周辺整備に合わせて、見やすい時刻表の設置	×	駅前広場整備と合わせて実施
	その他	混雑時のゆずりあい等、利用者へのマナー啓発 職員に高齢者・障害者等への理解促進と対応向上の研修を実施	随時	

※○：整備済み　　×：未整備

整備済みの内容

●バス車両に IC カードシステムの導入

2）道路特定事業（整備率）

（住道駅周辺）

○生活関連経路　（令和 3 度末時点）［単位：ｋｍ］

事業者	路線名	経路延長	整備済	未整備	路線名	経路延長	整備済	未整備
大阪府	大阪生駒線	1.460	1.390	0.070	八尾枚方線	0.900	0.900	0.000
	大東四條畷線（追加）	0.340	0.340	0.000	八尾枚方線（追加）	0.930	0.746	0.184
					小計	3.630	3.376	0.254
大東市	住道停車場線	0.390	0.390	0.000	住道駅前南線	0.380	0.380	0.000
	諸福中垣内線	0.500	0.500	0.000	南の子谷田川線	0.060	0.060	0.000
	住道駅前西線	0.420	0.420	0.000	南の子川中線（旧：南の子線）	0.350	0.250	0.100
	片町線附属街路南側 2 号線	0.400	0.400	0.000	南の子川中線（旧：川中住道 1 号線）	0.060	0.060	0.000
	片町線附属街路南側 2 号線（追加）	0.320	0.140	0.180	（都）深野北谷川線（谷川 1 号線）	0.400	0.000	0.400
	庁舎前線	0.150	0.000	0.150	片町線附属街路北側 2 号線	0.300	0.300	0.000
	三住扇町線	0.100	0.000	0.100	三年坂会所橋線（追加）	0.700	0.700	0.000
	新町 1 号線	0.160	0.160	0.000	野崎深野線（追加）	0.090	0.000	0.090
	末広線	0.740	0.740	0.000				
					小計	5.520	4.500	1.020
					合計	9.150	7.876	1.274
整備率					86.1%			

（野崎駅周辺）

○生活関連経路　（令和 3 年度末時点）［単位：ｋｍ］

事業者	路線名	経路延長	整備済	未整備	路線名	経路延長	整備済	未整備
大阪府	国道 170 号（大阪外環状線）	0.300	0.130	0.170	枚方富田林泉佐野線（(旧）国道 170 号）	0.300	0.300	0.000
	野崎停車場線	0.350	0.000	0.350				
					小計	0.950	0.430	0.520
大東市	警察前線	0.140	0.140	0.000	南津の辺野崎駅前線	0.280	0.280	0.000
					小計	0.420	0.420	0.000
					合計	1.370	0.850	0.520
整備率					62.0%			

（四条畷駅周辺）

○生活関連経路　（令和 3 年度末時点）［単位：ｋｍ］

事業者	路線名	経路延長	整備済	未整備	路線名	経路延長	整備済	未整備
大阪府	大東四條畷線	0.210	0.210	0.000	四條畷停車場線	0.100	0.000	0.100
					小計	0.310	0.210	0.100
大東市	大東北新町住宅外周線	0.330	0.330	0.000	四条畷駅前東線	0.100	0.000	0.100
	四条畷駅前南北線	0.100	0.000	0.100	（都）四条畷駅前東線（北ノ橋四條畷南線）	0.240	0.000	0.240
	四条畷駅前西線	0.190	0.190	0.000	北条 12 号線	0.260	0.260	0.000
					小計	1.220	0.780	0.440
					合計	1.530	0.990	0.540
整備率					64.7%			

（3 駅周辺の合計）

○生活関連経路　　（令和 3 年度末時点）［単位：ｋｍ］

地区	経路延長等	国道・府道	市道	合計
住道駅周辺地区	経路延長	3.630	5.520	9.150
	整備済	3.376	4.500	7.876
	未整備	0.254	1.020	1.274
	整備率	93.0%	81.5%	86.1%
野崎駅周辺地区	経路延長	0.950	0.420	1.370
	整備済	0.430	0.420	0.850
	未整備	0.520	0.000	0.520
	整備率	45.3%	100.0%	62.0%
四条畷駅周辺地区	経路延長	0.310	1.220	1.530
	整備済	0.210	0.780	0.990
	未整備	0.100	0.440	0.540
	整備率	67.7%	63.9%	64.7%
合計	経路延長	4.890	7.160	12.050
	整備済	4.016	5.700	9.716
	未整備	0.874	1.460	2.334
	整備率	82.1%	79.6%	80.6%

整備済みの内容

（住道駅周辺）

●大阪生駒線
歩道の改良（段差改善）

●住道駅前西線
歩道の改良（縦断勾配の改善）
視覚障害者誘導用ブロックの設置

（野崎駅周辺）

●警察前線
視覚障害者誘導用ブロックの設置

（四条畷駅周辺）

●四条畷駅前西線
グレーチングの改善

●北条 12 号線
歩道の改良
グレーチングの改善
視覚障害者誘導用ブロックの設置

3）都市公園特定事業

事業者	公園名	整備内容	整備状況	備考
大東市	末広公園	トイレの位置等がわかるよう、案内図を設置	○	
		一般トイレに手すりの設置	○	
	大東中央公園	車いす駐車スペースに分かりやすい案内板の設置	○	

※○：整備済み　　×：未整備

整備済みの内容

●末広公園

一般トイレに手すりの設置

●大東中央公園

車いす駐車スペースに分かりやすい案内板の設置

4）交通安全特定事業

事業者	整備内容	整備状況	備考
公安委員会	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機のバリアフリー化（音響信号機の設置等）	随時実施	
	横断歩道等の交通規制を実施するための道路標識や道路標示の設置	随時実施	
	道路上違法駐車行為防止の啓発	随時実施	
大東市	自転車等放置禁止区域内の放置自転車に係る違反の指導及び自転車の移送の推進	随時実施	

※○：整備済み　　×：未整備

５）建築物特定事業

事業者	名称	整備内容	整備状況	備考
大東市	市役所	庁舎前線から正面玄関まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	
		正面玄関、階段に高さのある手すりの設置	○	
		案内標示の充実（エレベーターに車いす・ベビーカー優先表示）	○	

※○：整備済み　　×：未整備

整備済みの内容

●庁舎前線から正面玄関まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置

●案内標示の充実（エレベーターに車いす・ベビーカー優先表示）

6）その他事業

事業者	区分	名称	整備内容	整備状況	備考
大東市	住道駅	北側駅前広場	スロープに 2 段手すりを設置 （エレベーターを 24 時間稼働とした）	○	
			エレベーター・エスカレーター稼働時間見直検討	○	
			エレベーター位置の案内板設置	○	
		南側駅前広場	駅前広場から駅までの視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	
	野崎駅	西側	駅前広場の整備	×	事業中
		東側	駅前広場の整備	×	事業中
	四条畷駅	西側	駅前広場の整備	×	事業中
		東側	駅前広場の整備	×	事業中

※○：整備済み　　×：未整備

整備済みの内容

●住道駅（北側駅前広場）
スロープに 2 段手すりを設置（エレベーターを 24 時間稼働とした）
エレベーター・エスカレーター稼働時間見直検討

参考

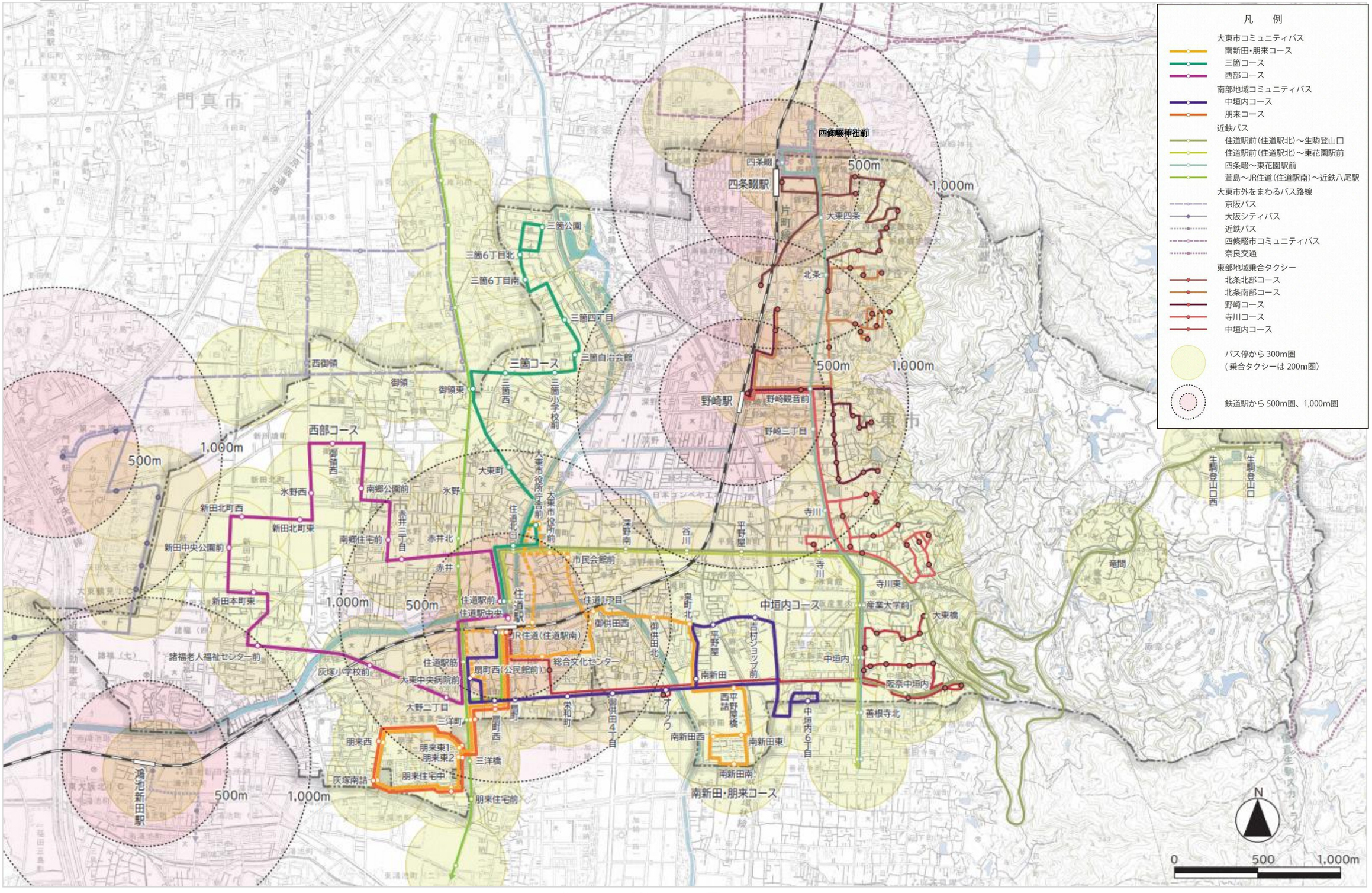

大東市の鉄道駅・バス路線図（駅勢圏図）（令和 2 年 4 月現在）

出典：大東市公共交通基本計画

２－６　現況の整理

（１） 現況と課題の整理

		現　　況	課　　題
人口		・65 歳以上の老年人口の割合が、平成 7 年から令和 2 年で 2.8 倍となっています。(9.8%→27.1%) ・高齢化率は全国平均よりも低いですが、全国平均に近くなっています。 ・町丁目別の高齢化率では東部地域で高く、西部や中央部等で低い傾向です。 ・身体障害者手帳所持者数は、平成 26 年度以降横ばい傾向にあります。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数とも増加傾向にあります。 ・高齢化の進行に比例して、介護保険制度の要介護認定者は平成 29 年度以降増加しています。	⇒今後、ゆるやかながらも高齢化が進行し、また障害者数も増加傾向であることから、本市においても高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性を向上させ、日常生活及び社会生活を支援していく必要があります。
公共交通・移動に係る施設等	鉄道	・JR 片町線（学研都市線）が市内中心を横断しており、住道駅、野崎駅、四条畷駅の 3 駅があります。 ・コロナ禍以前の令和元年度の 1 日平均の乗降客数は、住道駅は約 62,000 人、野崎駅は約 22,000 人、四条畷駅は約 37,000 人、鴻池新田駅は約 27,000 人です。 ・本市の鉄道駅については、野崎駅での駅舎橋上化整備や、ホームに内方線付き点状ブロックの設置や駅舎の券売機の改善（車いす対応）等が整備され、障害者等の利便性が向上しました。 ・ハード整備と合わせて、心のバリアフリーの意識啓発の推進として、職員に高齢者、障害者等の理解促進と対応向上の研修が継続的に行われています。	⇒鉄道駅では、一定のバリアフリー化が進んでいますが、更に円滑な移動の向上に向け、利用者の意見を反映した、きめ細かな整備が必要です。合わせて、施設等のハード面の整備だけでなく、ソフト面での継続的な取組も重要です。
	バス	・住道駅、四条畷駅を起点として近鉄バスが、四条畷駅を起点として京阪バスが運行しています。また、住道駅を起点に大東市コミュニティバスが運行しています。 ・近鉄バス、京阪バスともに大東市を運行するバスは IC カードシステムの導入が行われました。また、バス事業者についても、マナー啓発や職員に高齢者、障害者等の理解促進と対応向上の研修が継続的に行われています。	⇒四条畷駅では、駅前広場の整備と合わせて停留所の見やすい時刻表の設置等の整備が必要です。合わせて、施設等のハード面の整備だけでなく、ソフト面での継続的な取組も重要です。
生活関連に係る施設	公共公益施設等	・住道駅周辺には、市役所や保健医療福祉センター等の公共施設のほか、大型商業施設が集積しています。 ・野崎駅周辺には、野崎観音を結ぶ参道として商店街が形成され、その周辺は住宅地となっており、その東側に公共施設、福祉施設が分布しています。 ・四条畷駅周辺では、駅東側に公共施設、福祉施設があり、障害者等が利用する施設が点在しています。 ・鴻池新田駅周辺では、大東市域は住宅地が大部分となっており、病院や学校の分布があります。	⇒生活関連経路として指定した道路は、令和 3 年度末の時点での整備率は 80.6%で、未実施事業を継続的に推進します。事業が完了した生活関連経路等についても、利用しやすさの向上のため、新たな取組を検討する必要があります。 ⇒鴻池新田駅西側（大阪中央環状線）は、大阪モノレールの南伸等公共交通の利便性が高くなるため、駅前の幹線道路での歩道がない箇所の改善が必要です。
	都市公園	・市民まつり等多くのイベントが開催される末広公園、重要な防災機能を有する大東中央公園等、都市公園が分布し、市民に親しまれています。 ・末広公園では、案内図の設置や一般トイレに手すりを設置し、大東中央公園では、車いす駐車スペースに案内板が設置され利用向上が図られました。	⇒今後も、更に親しまれる公園の実現に向け、誰もが利用しやすく容易にくつろげる公園整備を図っていく必要があります。
法改正及び関連計画		・令和 2 年 5 月のバリアフリー法改正により、本市でも「心のバリアフリー」の推進として、継続的な取り組みが必要なことから、教育啓発特定事業を位置付け、事業を実施する必要があります。 ・上位計画である「幸せデザイン 大東（第 5 次大東市総合計画・第 2 期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略)」、関連計画である「大東市都市計画に関する基本的な方針」等とも整合を図っていきます。 ・「大東市地域福祉計画」や「大東市障害者長期計画」では、障害のある方や高齢者が生活しやすいまちづくりとして、バリアフリー法に基づき公共施設の計画的な改善を図るとともに、民間の公益施設の改善も働きかけていくこととしています。	⇒市民の意見や事業者の協力を得ながら、バリアフリー化となる様々な取り組みを進めていく必要があります。

（２） 特定事業の進捗への評価

平成 26 年 12 月に策定したバリアフリー基本構想において、7 年以上経過した令和 3 年度末時点で、鉄道駅やバス関連の 26 の公共交通特定事業（その他を除く）のうち 16 事業が完了、道路 34 路線、延長 12,050m の道路特定事業（追加路線を含む）のうち整備済延長は 9,716m、率にして 80.6%が完了、3 つの公園特定事業はすべて完了を見ました。また、交通安全特定事業は随時実施され現在も継続して実施されており、建築物特定事業として位置付けた市役所施設はすべて、その他事業の住道駅の駅前広場もすべて完了しました。これらの特定事業については、各事業者がバリアフリー法の趣旨に則り、複数の事業者間で認識を共有し継続して事業に取り組んできた結果です。

２－７　重点整備地区の現況と課題

（１）アンケート調査の結果

重点整備地区の現況と課題を把握するため、高齢者、障害者等市民の方々にご協力頂き「アンケート調査」を実施し、その結果を整理しました。

１）アンケート調査の概要

本市におけるバリアフリー状況に関するアンケートとして、次の方法で市民を対象として調査を実施しました。

【実施期間】

令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日の約 2 か月間。

【調査対象者】

高齢者、障害者等、妊産婦、子ども連れの方等

【配布回収方法】

調査票を調査対象者に確実に配布するため、回収箱を各施設及び団体に設置し回収しました。

２）配布票数と回収率

本アンケート調査の配布数に対する回収率は、次のとおりです。以下、回収 1,043 件のうち無回答 8 件を除いた 1,035 件によるアンケート結果を記載しています。

※(　)は前回平成 25 年度調査

	配布数 (票)	回収票数 (票)	回収率 (%)
団体配布	1,242(1,647)	782(719)	63.0(43.4)
施設配布	610(435)	261(166)	42.8(38.2)
配布計	1,852(2,082)	1,043(885)	56.3(42.5)

３）回答者の属性

年齢別の回答者構成比をみると、75 歳以上の高齢者が約 51%を占めています。40 歳以下は約 10%となっています。前回調査結果と比べ、65 歳以上の割合が約 64%から約 74%へ増加しています。

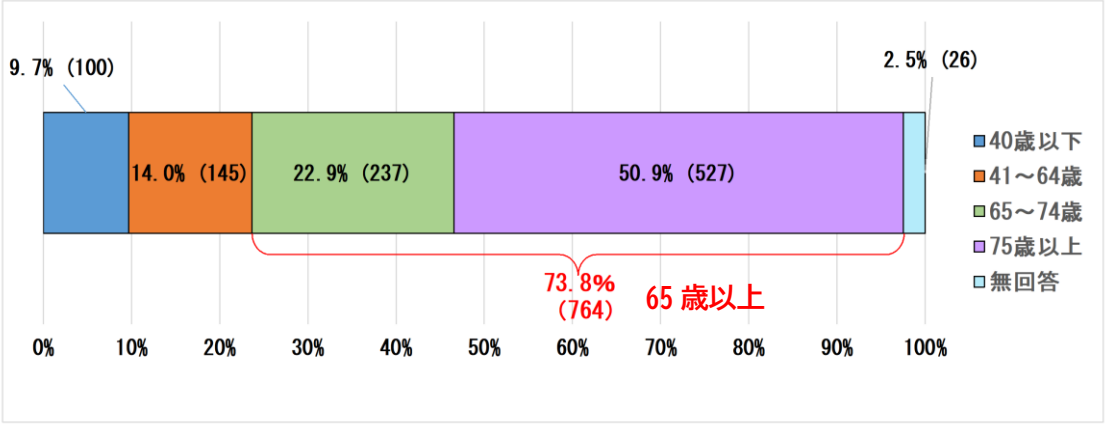

４）アンケート結果（抜粋）

Ⓐ 移動制約の内容と外出時の課題について

（問 2）外出の際に使用する補助器具

外出の際の補助器具を必要とする割合は約 3 割となっている。うち、「歩行補助杖」を利用する方が約 1 割となっている。（※複数回答含む）

（問 3）外出の際に困難を感じるか

外出の際に「困難を感じる」人は回答者の約 3 割となっている。

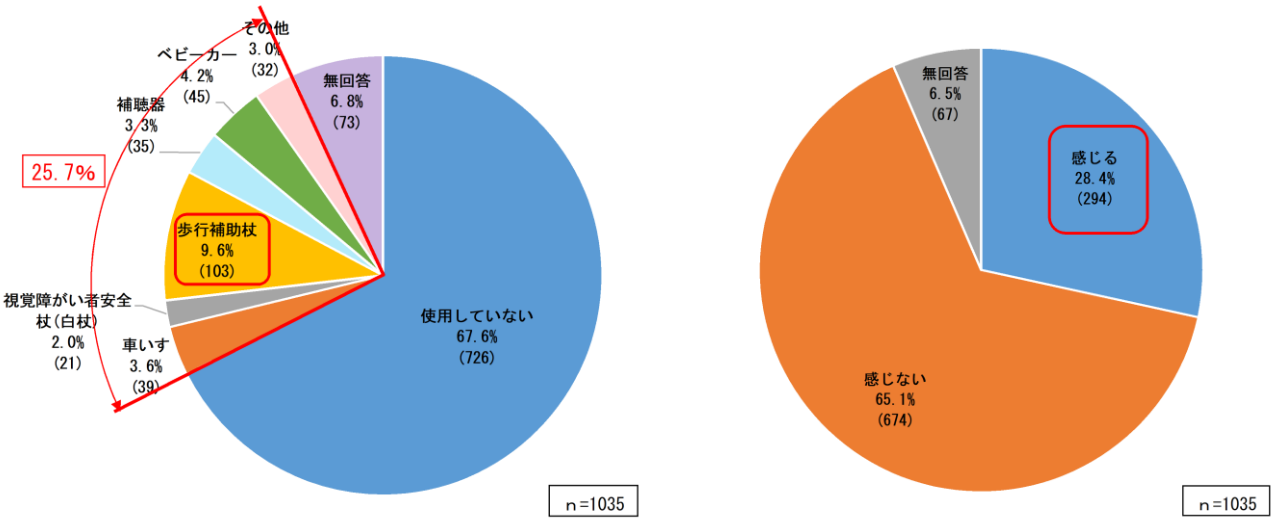

※複数回答含む

（問 4）外出の際に困難を感じる理由

外出の際に困難を感じる理由の内訳は、「足が不自由である」が約 5 割を占め、次いで「目が不自由である」、「乳幼児を連れている」の順である。（※複数回答含む）

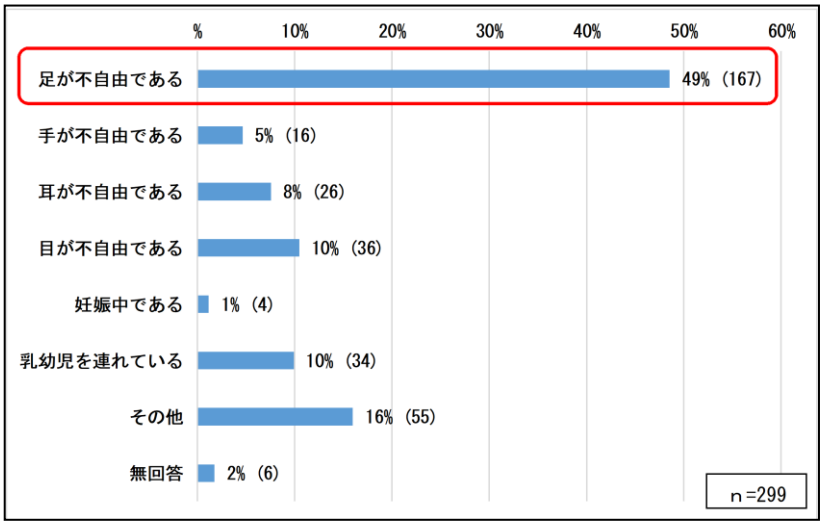

（問 5）よく利用する交通手段

外出の交通手段は「電車」が 17.8%で、徒歩・自転車の合計では約 4 割となっており、H25 年度（以下、前回調査）結果の徒歩・自転車の合計 26.4%から増加している一方、電車は 22.6%から減少している。（※複数回答含む）

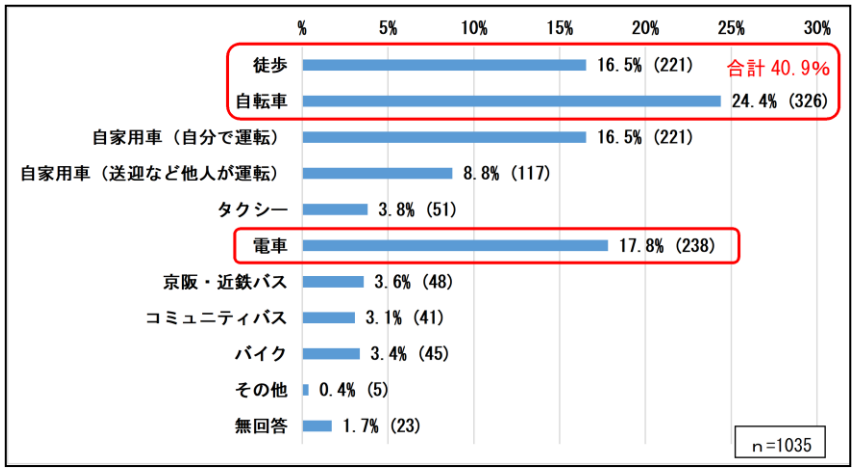

Ⓑ 普段の鉄道利用に対する課題等について

（問 7）

よく利用する駅の利用しやすさについては、「利用しやすい」「まあ利用しやすい」の合計でみると、住道駅が最も高く、約 8 割、最も低い鴻池新田駅でも約 6 割と過半数を超えている。

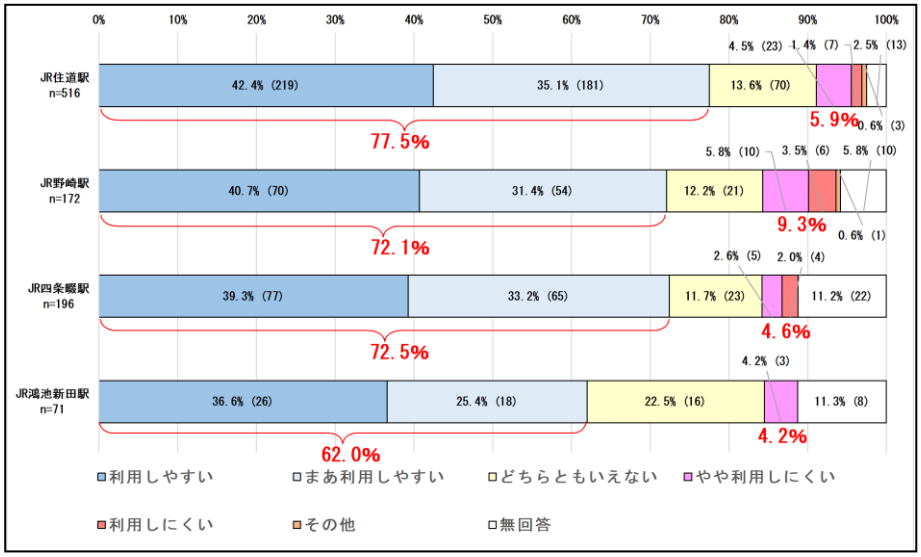

（問 8）

5 年前と比較した鉄道駅の利用しやすさについては、改善が最も評価されているのは JR 野崎駅で、約 6 割の人が「利用しやすくなった」と答えている一方、「利用しにくくなった」という回答が JR 野崎駅で 12%と前回調査結果 1.5%と比べて増加している。これは令和 2 年 2 月に橋上駅舎の供用が開始されたことと、駅西側が工事中であることが影響したものと考えられる。

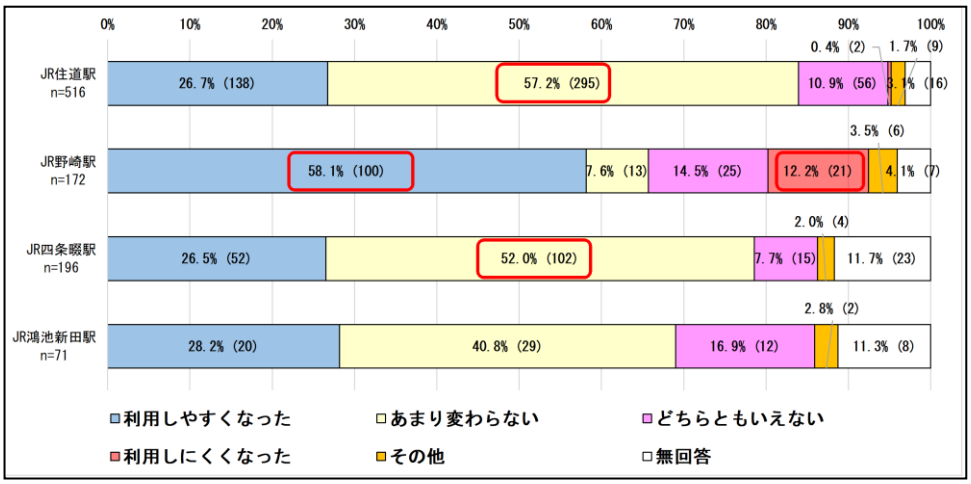

（問 9）

駅を利用する上で困ることについては、各駅ともベンチの不足について高い傾向にある。前回調査との比較では、野崎駅では橋上駅舎の完成に伴い、「段差通路や階段が利用しにくい」、「エスカレーターがない、または不便」、「改札口や通路、階段、ホームの幅が狭い」、「トイレの使い勝手が悪い」の項目で利用しにくさの指摘が減少した。しかし、「改札口やトイレの場所等への案内が不足している、わかりにくい」の項目では増加している。

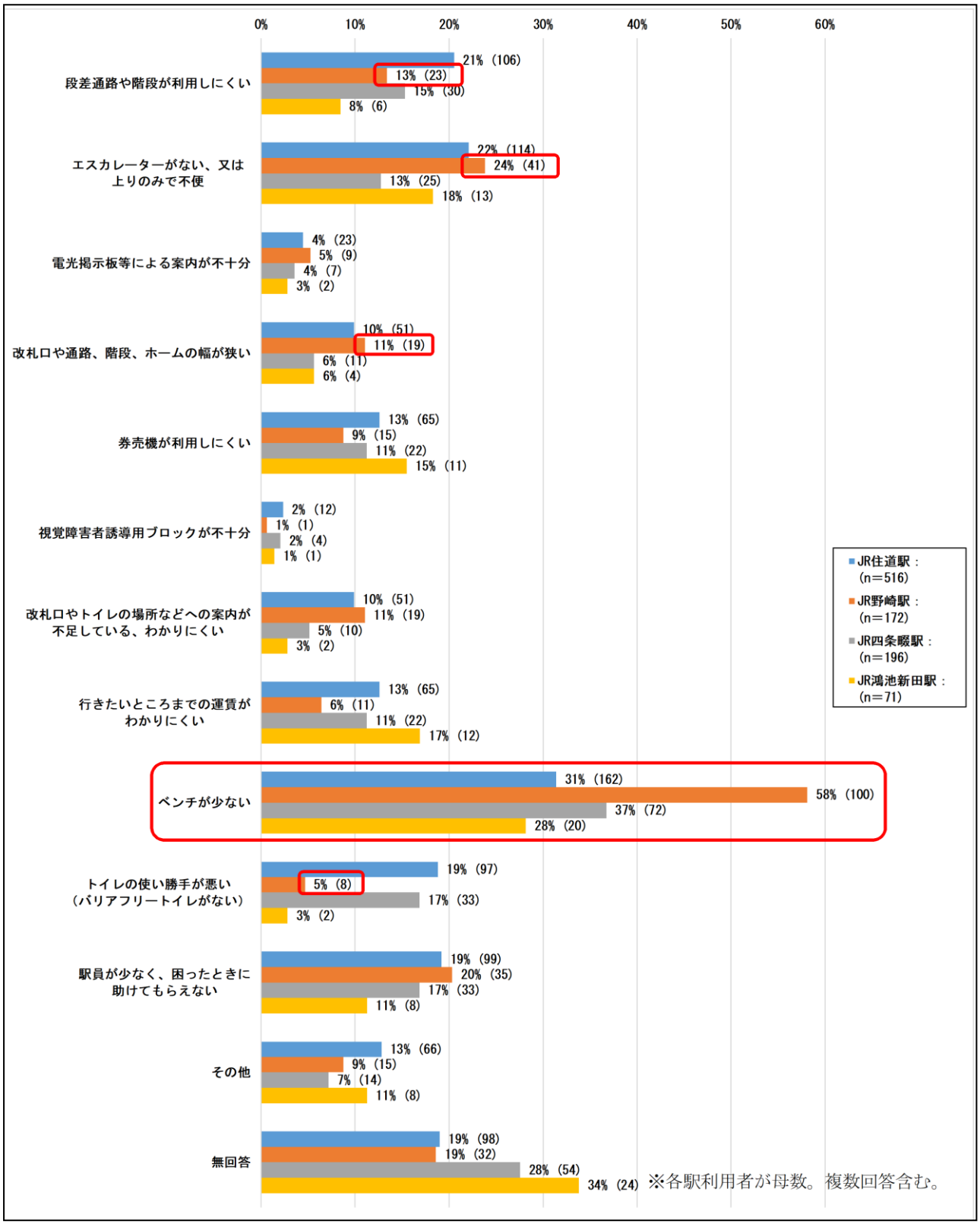

© 良く使う道路の課題について

（問 10）

普段よく利用している駅の周辺道路の利用しやすさについては、「利用しにくい」、「やや利用しにくい」と答えた人は、JR 野崎駅では 25%で、これは前回調査結果の約 40%から大きく減少している。

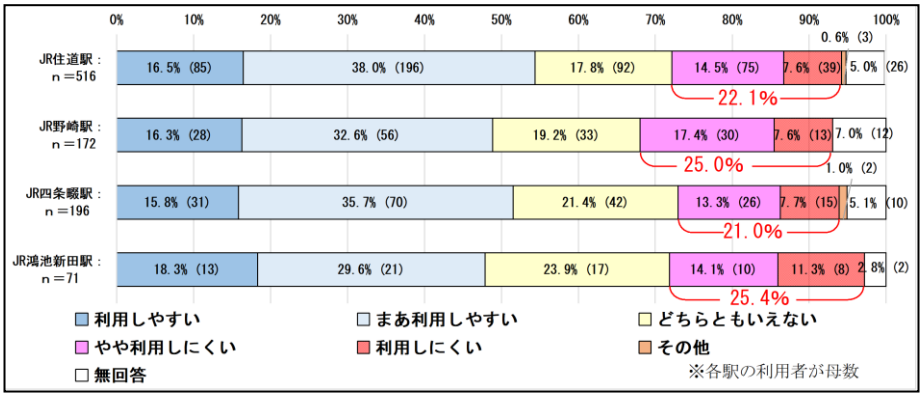

（問 11）

5 年前と比べて鉄道駅周辺の道路が利用しやすく改善されたかどうかの意識をみると、改善が最も評価されているのは、JR 野崎駅で 34.3%の人が「利用しやすくなった」と答えている。

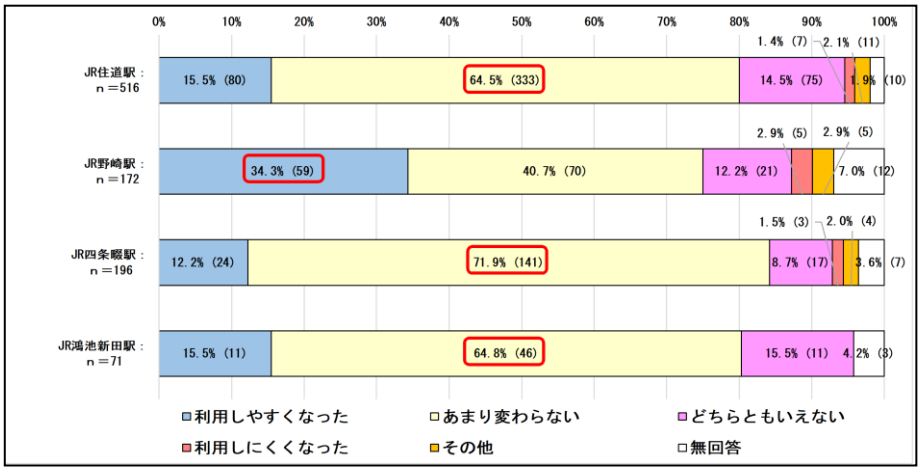

（問 12）

住道駅周辺のよく使われている道路は、府・八尾枚方線、府・大阪生駒線、市・住道停車場線の順となっている。課題としては、いずれも「交通量の多さ」、「歩道の段差やデコボコによる通行のしづらさ」、「歩道の狭さ」、「交通量の多さ」、市・住道停車場線については、「路上駐車」についての指摘が多く挙がっている。（※複数回答含む）

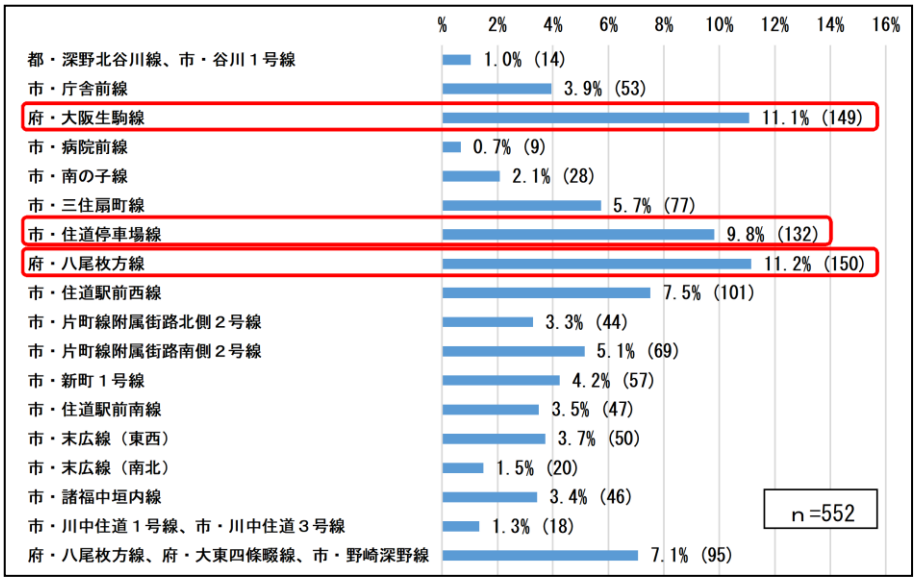

（問 13）

野崎駅周辺のよく使われている道路は、府・野崎停車場線、市・野崎駅西側線、市・南津の辺野崎駅前線の順となっている。課題としては、府・野崎停車場線では「路上駐車」や「歩道の段差やデコボコによる通行のしづらさ」、「交通量の多さ」、市・野崎駅西側線では「歩道の狭さ」や「歩道の段差やデコボコによる通行のしづらさ」、市・南津の辺野崎駅前線では「交通量の多さ」、「歩道の狭さ」が指摘されている。（※複数回答含む）

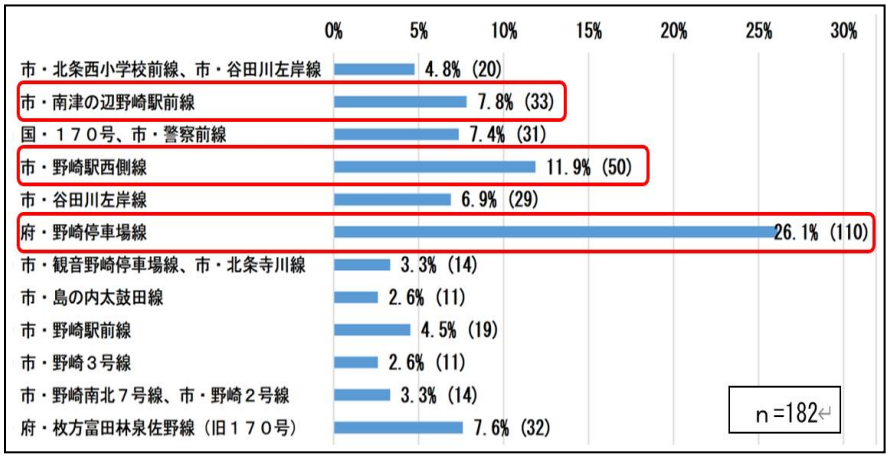

（問 14）

四条畷駅周辺のよく使われている道路は、市・北条 12 号線、市・北条 8 号線、市・四条畷駅前西線、府・四條畷停車場線、府・大東四條畷線の順となっている。課題としては、市・北条 12 号線及び北条 8 号線では「歩道の狭さ」や「電柱や標識による通行のしづらさ」、「休憩施設が不十分」、市・四条畷駅前西線では「歩道の狭さ」、府・四條畷停車場線では「歩道の狭さ」に加え「交通量の多さ」が、府・大東四條畷線では「交通量の多さ」のほか「歩道がない」、「路上駐車」が指摘されている。（※複数回答含む）（市・大阪府営大東北新町住宅外周線は、令和 4 年 12 月に市・大東北新町住宅外周線に路線名が変更されています）

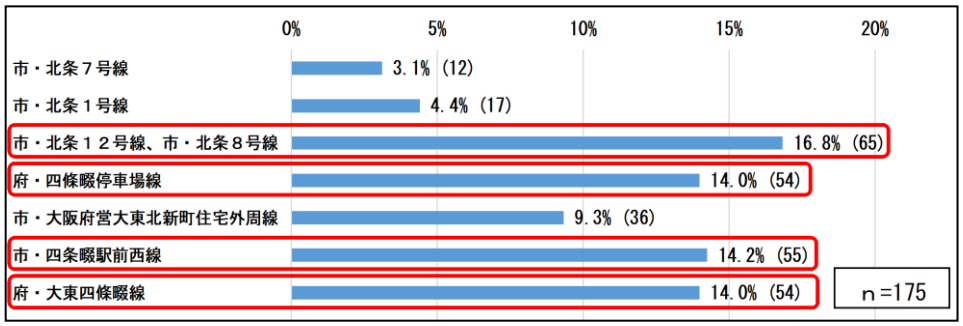

（問 15）

鴻池新田駅周辺のよく使われている道路は、府・鴻池新田停車場線、府・大阪生駒線の順となっている。課題としては、府・鴻池新田停車場線では「歩道の狭さ、又はない」や「交通量の多さ」、府・大阪生駒線では「交通量の多さ」や「歩道の段差やデコボコによる通行のしづらさ」が指摘されている。（※複数回答含む）

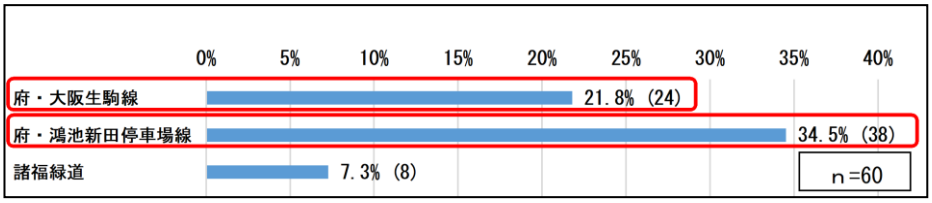

Ⓓ 路線バス（コミュニティバスを除く）の利用について

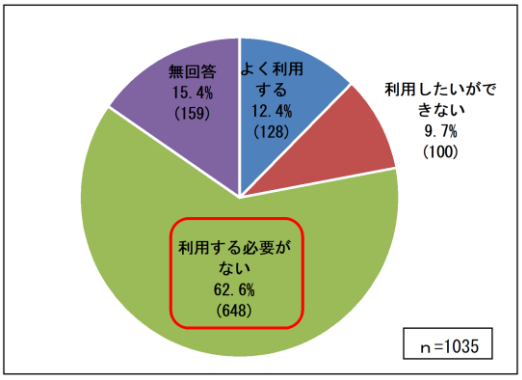

（問 16）

バス利用については約 6 割の人が「利用する必要がない」と回答している。この結果は、前回調査結果（約 6 割）と同程度の結果となっている。

（問 17）

路線バスの利用しやすさについては、「よく利用する」の回答者のうち「利用しやすい」「まあ利用しやすい」が全体の約 7 割以上を占め、前回調査結果（約 7 割）と同程度の結果となっている。

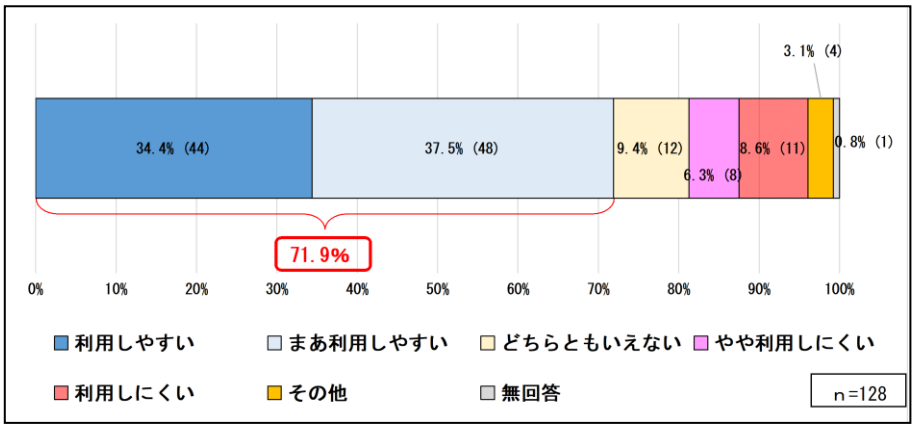

（問 18）

5 年前と比較した利用しやすさについては、「よく利用する」の回答者のうち「あまり変わらない」との回答が約 6 割ともっとも多くなっている。

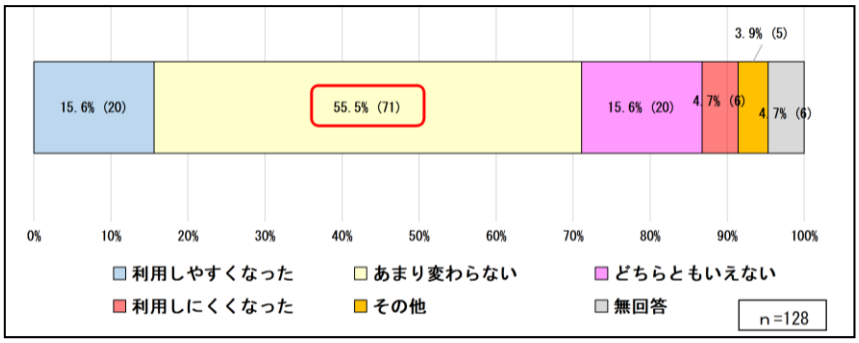

（問 19）

路線バス利用上で困ることについては、「よく利用する」「利用したいが出来ない」と回答した 228 人のうち「バス停留所にベンチがない」が約 4 割と最も多く、次に「バスの床が高く乗り降りが困難である」が約 2 割と続く。前回調査結果では、「行き先の案内がわかりにくい」の回答が多かったが、減少している。（※複数回答含む）

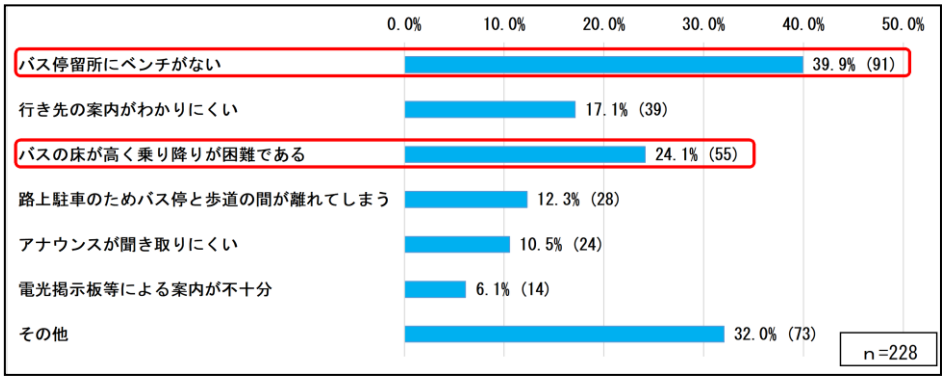

Ⓔ 日常生活で利用する施設について

（問 20）

日常でよく利用する施設については、病院や診療所（約 2 割）が最も多く、次いで郵便局（約 2 割）、大型商業施設（約 1 割）、市役所（約 1 割）となっている。前回調査結果と傾向については変わっていない。

（※複数回答含む）

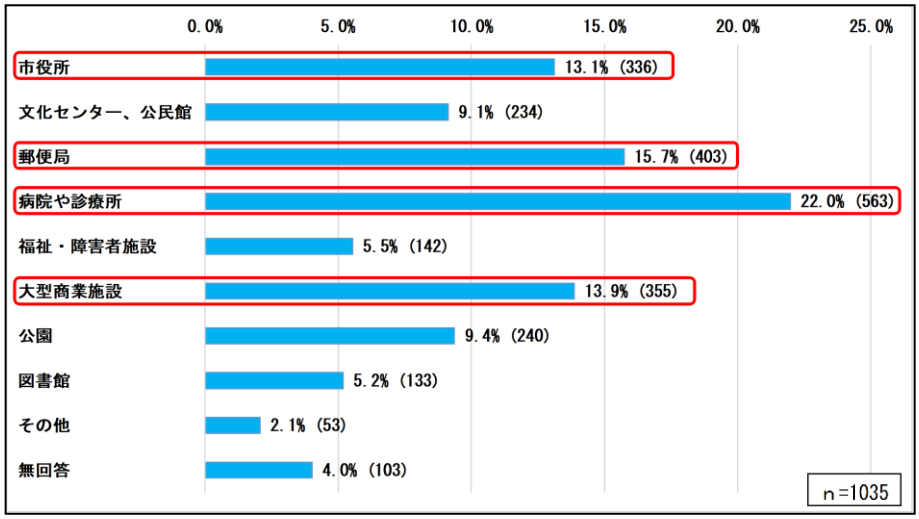

（問 21）

病院や診療所を利用する 563 人のうち、利用する際に困ることについては、「障害者用の駐車スペースが少ない」、「トイレが使いにくい」、「施設の案内表示がわかりにくい」となっている。（※複数回答含む）

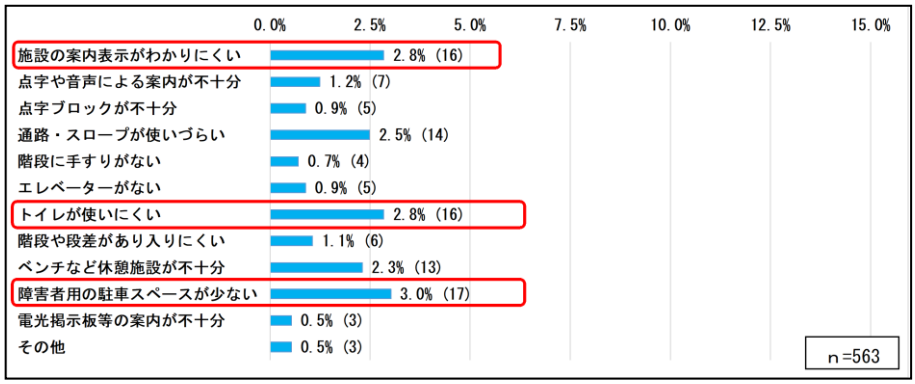

（問 21）

郵便局を利用する 403 人のうち、利用する際に困ることについては、「階段や段差があり入りにくい」、「障害者用の駐車スペースが少ない」、「通路、スロープが使いづらい」となっている。（※複数回答含む）

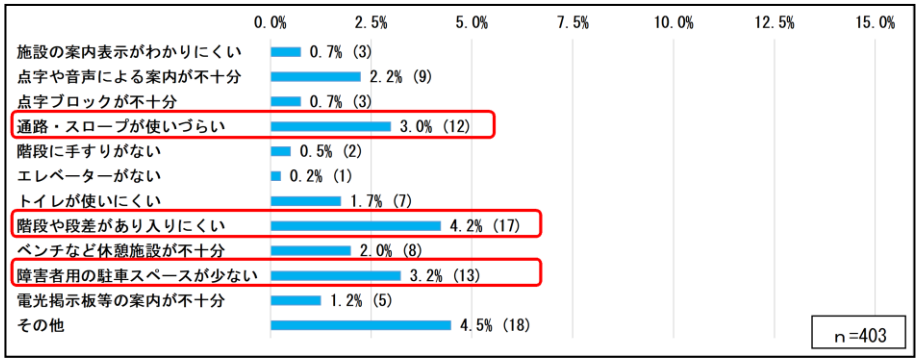

（問 21）

大型商業施設を利用する 355 人のうち、利用する際に困ることについては、「ベンチなど休憩施設が不十分」が最多。次いで「施設の案内表示がわかりにくい」、「障害者用の駐車スペースが少ない」となっている。（※複数回答含む）

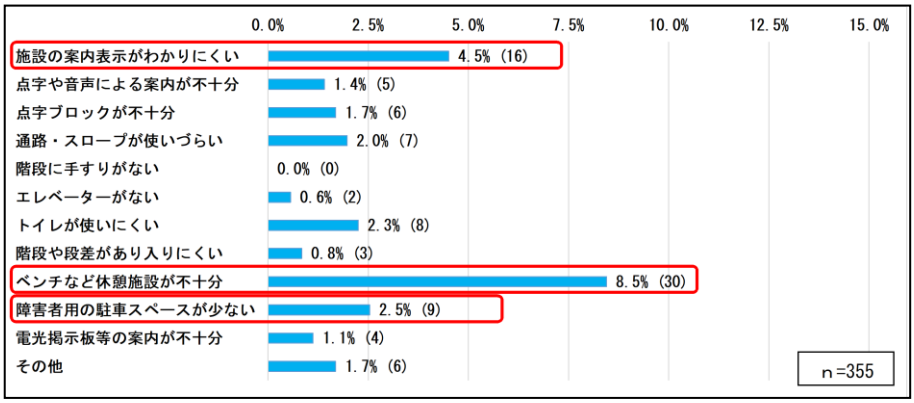

（問 21）

市役所を利用する 336 人のうち、利用する際に困ることについては、「トイレが使いにくい」が最多。次いで「施設の案内表示がわかりにくい」、「階段や段差があり入りにくい」となっている。（※複数回答含む）

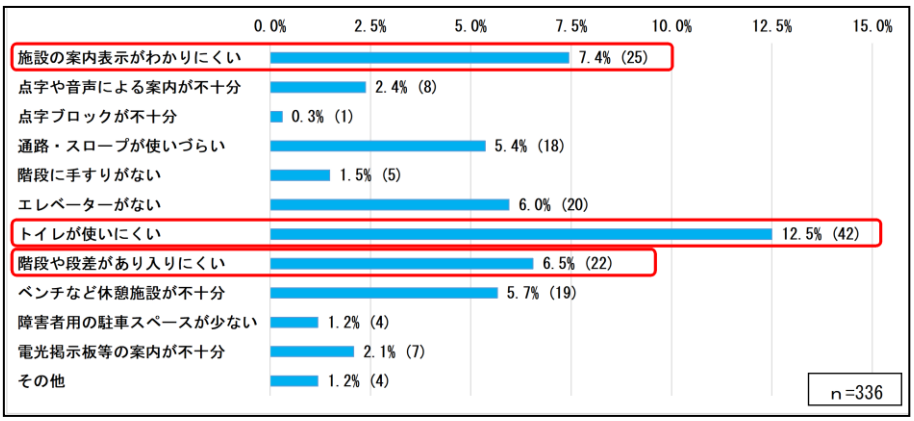

Ⓕ 心のバリアフリーについて

（問 22）

困ったときに支援を求めることができるかとの質問に、回答者の約 4 割が「支援を求めることができる」と回答している。一方、「支援を求めることをためらう」、「できない」と約 5 割の方が回答している。（※複数回答含む）

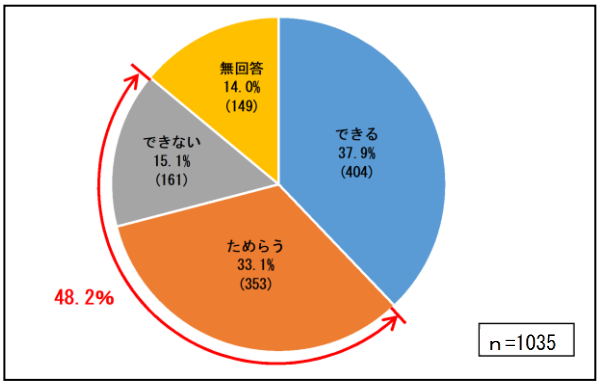

（問 23）

支援を求められない理由としては、問 22 で「支援を求めることをためらう」又は「できない」と回答した 482 人のうち、「手助けしてもらわなくても一人でなんとかしようと思う」と「相手の迷惑になるのではと思う」が多くなっている。（※複数回答含む）

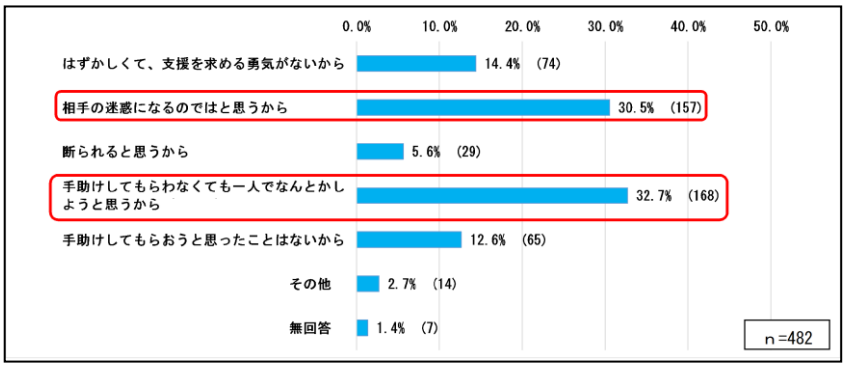

（問 24）

困っている人に支援できるかとの質問には、約 5 割の方が「支援できる」と回答している。一方、「支援をためらう」、「できない」と約 4 割の方が回答している。

（※複数回答含む）

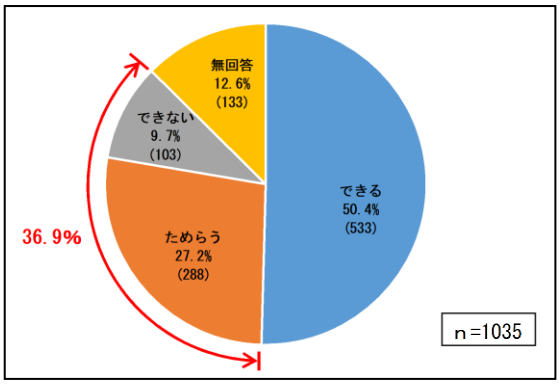

（問 25）

支援をためらう理由としては、問 24 で「支援をためらう」又は「できない」と回答した 369 人のうち、「どのように手助けをすればよいのかわからない」が約 3 割と最も多く、次に「かえって相手の迷惑になると思うから」が約 2 割を占めている。

（※複数回答含む）

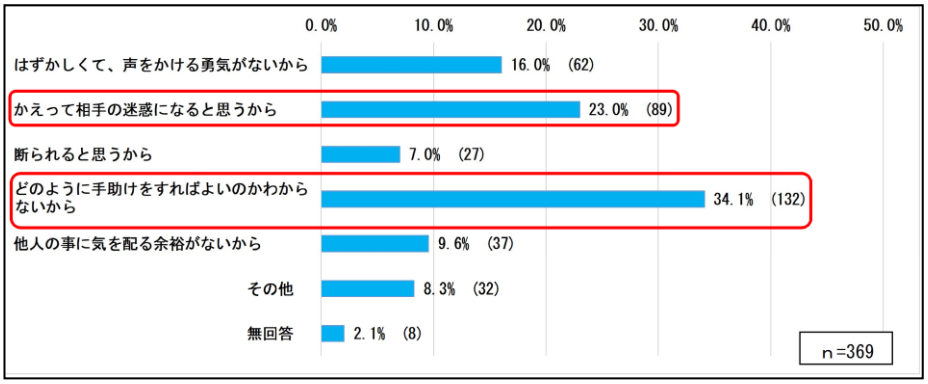

（問 26）

誰にも気兼ねなく支援（手助け）を行ったり、受けたりできるような社会を実現するために必要なこととしては、「学校などでの教育」が約 3 割を占めて最も多く、次いで「障害者、高齢者を含めた様々な交流会の実施」が約 2 割となっている。

（※複数回答含む）

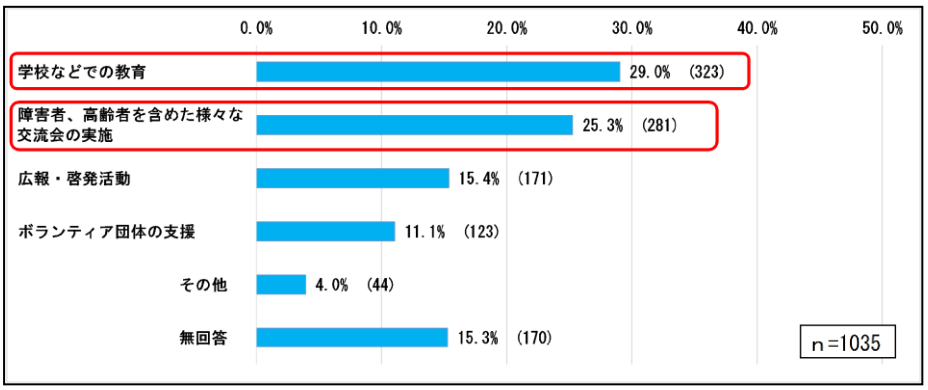

（２）アンケート結果の考察

道路特定事業の整備率が 8 割程度達成されている時期にアンケート調査を実施していますが、駅周辺の道路の利用しやすさに対するアンケートの回答は、橋上駅舎が整備され駅周辺の利便性が向上した野崎駅周辺を除き、前回アンケート調査の 5 年前と変化がない状況です。道路特定事業で整備する内容が、視覚障害者誘導用ブロックの設置やグレーチングの改善等の延長が大きく、植栽撤去による道路幅員の確保による歩行環境の改善に資する事業もありましたが、障害者や高齢者等にとって改善された箇所が実感できなかったことや、路上駐車、交通量が多く危険といったソフト面でのバリアが影響したことも考えられます。

バリアフリー基本構想及び特定事業計画に位置付けた各事業者が実施した特定事業、バリアフリー化の整備効果を障害者や広く市民に認知していただけるよう、ソフト面での取り組みも含め広く周知していくことが、バリアフリーの啓発においても非常に重要であると考えられることから、より事業者間の連携を図り広報に努めます。

（3）　タウンウォッチング調査結果

重点整備地区の現況と課題を把握するため、「タウンウォッチング」を実施し、その結果を整理しました。

1）実施概要

重点整備地区（JR 住道駅、野崎駅、四条畷駅及び新たに追加する鴻池新田駅周辺）のバリアフリー上の課題を具体的に抽出するため、障害者等、協議会委員等に参加頂き 4 駅に分かれてタウンウォッチングを実施しました。

【実施日】

令和 4 年 6 月 27 日（月）　9：30～12：30

【参加者】

障害者等（身体、視覚、聴覚、知的）、介助者、子育て中の方、高齢者、協議会委員、事務局（市職員等）

計 79 名（住道駅 21 名、野崎駅 22 名、四条畷駅 19 名、鴻池新田駅 17 名）

2）タウンウォッチング結果の概要

指摘があった事項については、特定旅客施設、道路ごとにまとめました。

P38　　特定旅客施設
P43　　道路

タウンウォッチング結果【特定旅客施設：住道駅編】

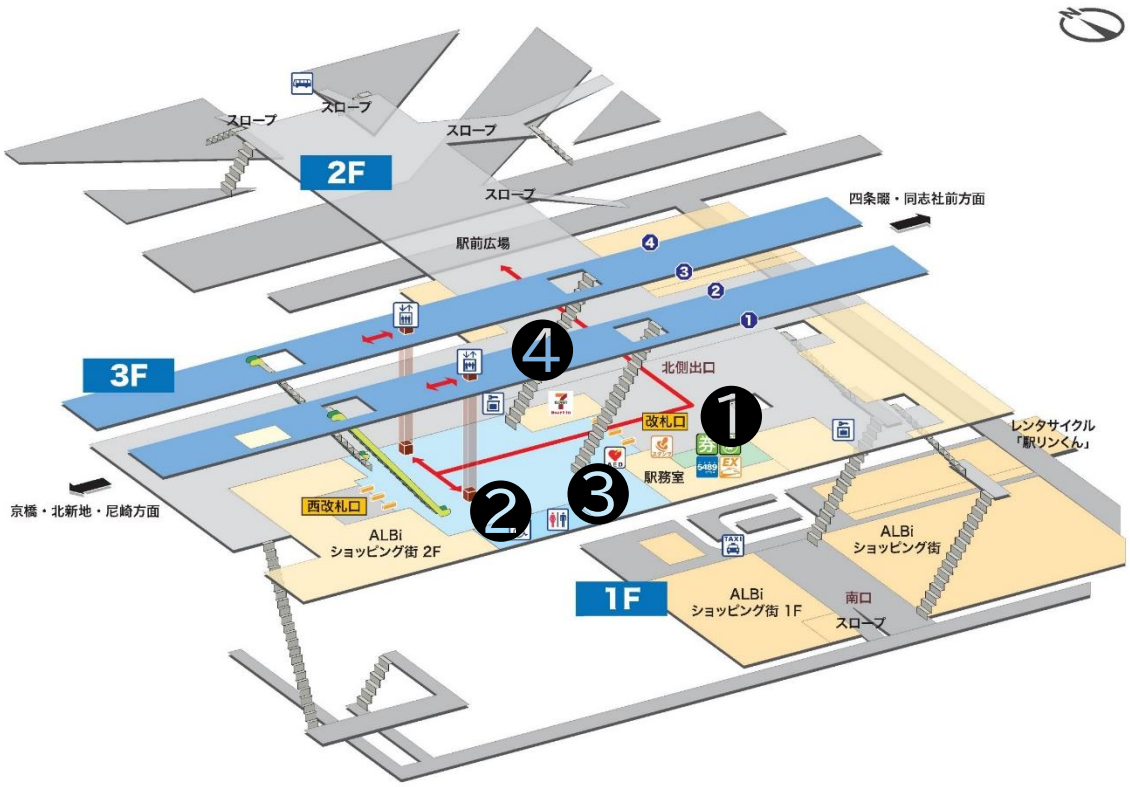

❶券売機、券売機周辺

1．券売機の位置が高くて蹴込みがないため車椅子では券売機の画面に手が届かない。

2．券売機の画面が斜め上向きで見づらい。

3．駅員室から券売機周辺が見えるように改善してほしい。

❷トイレ

4．駅構内のバリアフリートイレの行き先表示がわかりにくい。

5．バリアフリートイレの表示がエレベーターの陰になり、わかりにくい。

❸駅構内

6．点字ブロックは、規準に基づいて設置されていると思われるが、少し体格が大きい人だと柱や壁にあたると思われ、見直しを提案する。

❹ホーム

7．待合室がほしい。

8．ベンチの数が少ない。

9．ホームドアの早期設置。

タウンウォッチング結果【特定旅客施設：野崎駅編】

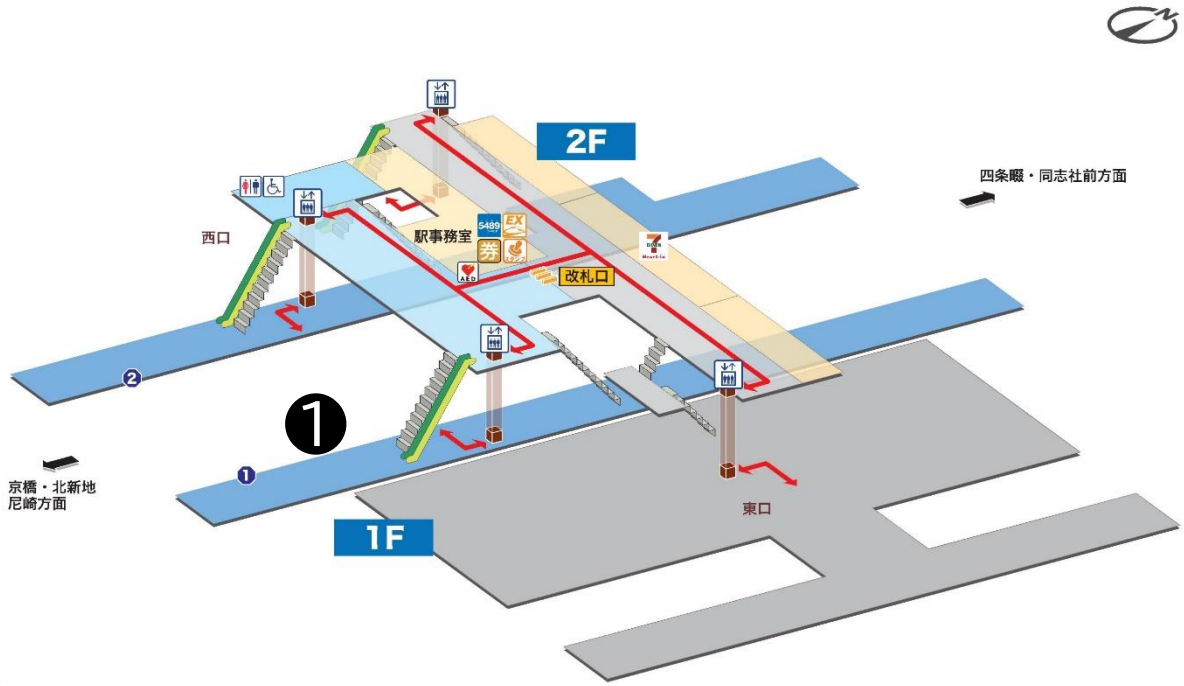

❶ホーム

1．ホームドアの早期設置。

2．路線に向かって傾斜がある。（京橋行きホーム 1 番線）

3．ベンチの数が少ない。（2 席のみ）

タウンウォッチング結果【特定旅客施設：四条畷駅編】

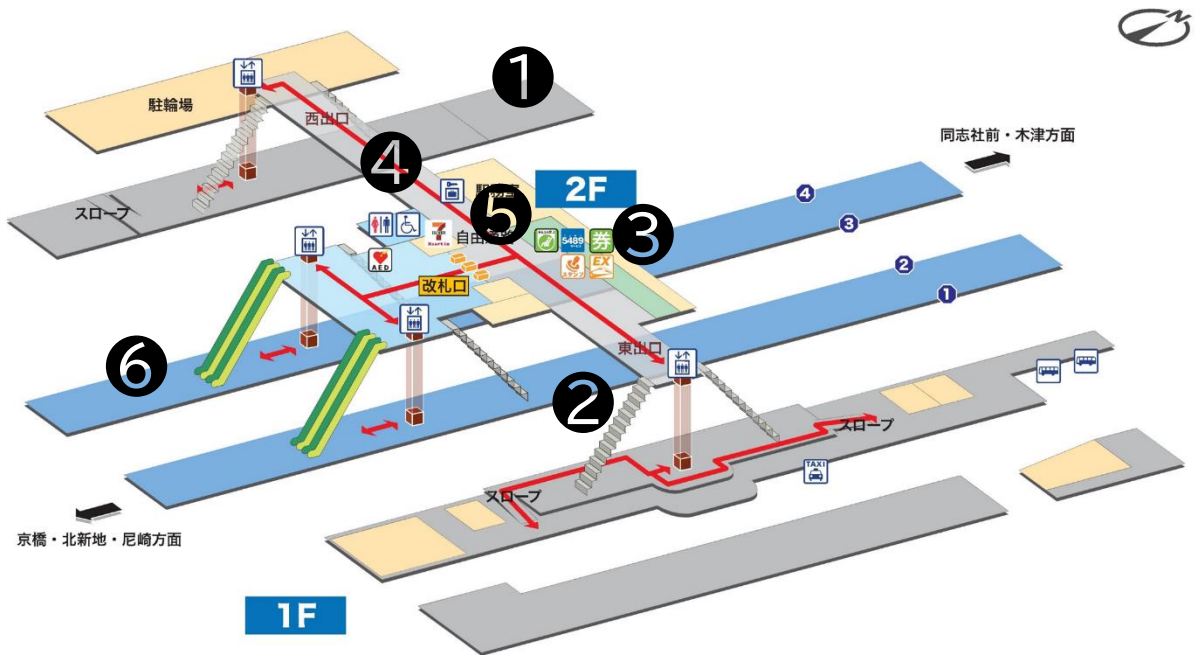

❶駅出入口１

１．スロープがない。（段差がある）

❷駅出入り口２

２．階段が２段手すりではなく、かつ、踊り場で途切れている。

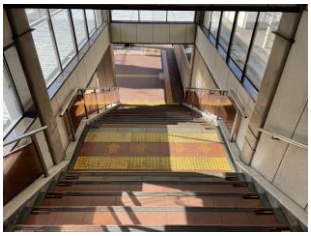
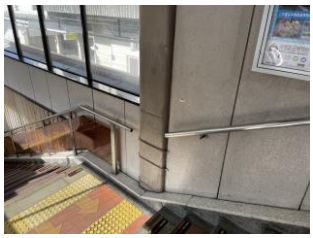

❸券売機、券売機周辺

3．タッチパネルがわかりにくい。

4．券売機の位置が高くて蹴込みがないため車椅子では券売機の画面に手が届かない。

5．駅員室から券売機周辺が見えるように改善が必要。

❹トイレ

6．入口に段差がある。

7．入口両側に手すりがない。

❺改札口

8．駅員室の窓口が混雑していた場合に、待つことなく障害者手帳を提示できるようにしてほしい。

❻ホーム

9．ホームドアの早期設置。

10．ベンチの数が少ない。

タウンウォッチング結果【道路：住道駅周辺地区】

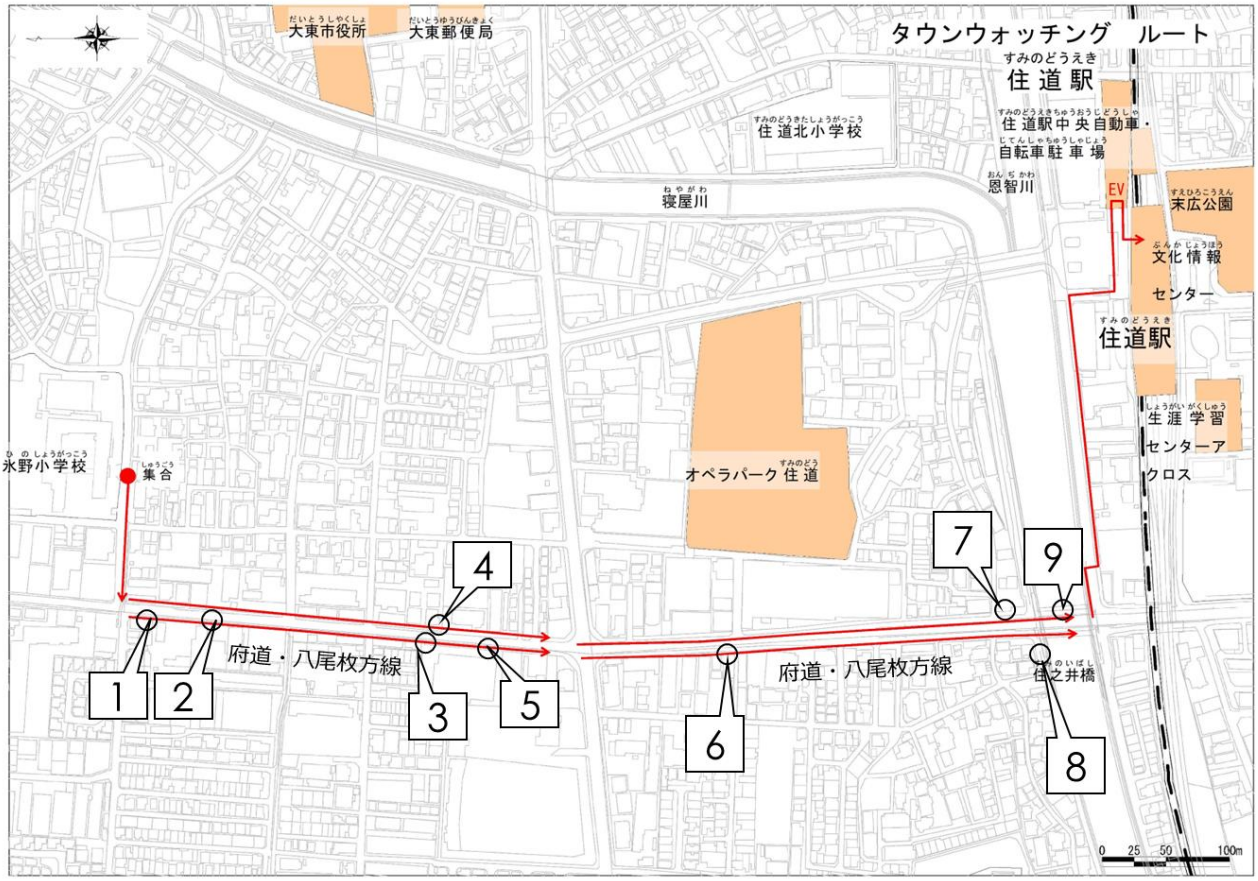

［1］府・八尾枚方線

1　歩道の幅員が狭い。（幅員 1.4m）

［1］府・八尾枚方線

2　側溝蓋の段差がある。（汚水桝の影響）

［1］府・八尾枚方線

3　グレーチングが粗目。

［1］府・八尾枚方線

4　グレーチングが粗目。

［1］府・八尾枚方線
5　バリカーの撤去。

［1］府・八尾枚方線
6　車止めが邪魔。

［1］府・八尾枚方線
7　横断防止柵の設置をしてほしい。

［1］府・八尾枚方線
8　車椅子だと上から来る人が見えない。ミラーがあれば、よい。

［1］府・八尾枚方線
9　マナーの悪さ、誰も自転車降りて押していない。

タウンウォッチング結果【道路：野崎駅周辺地区】

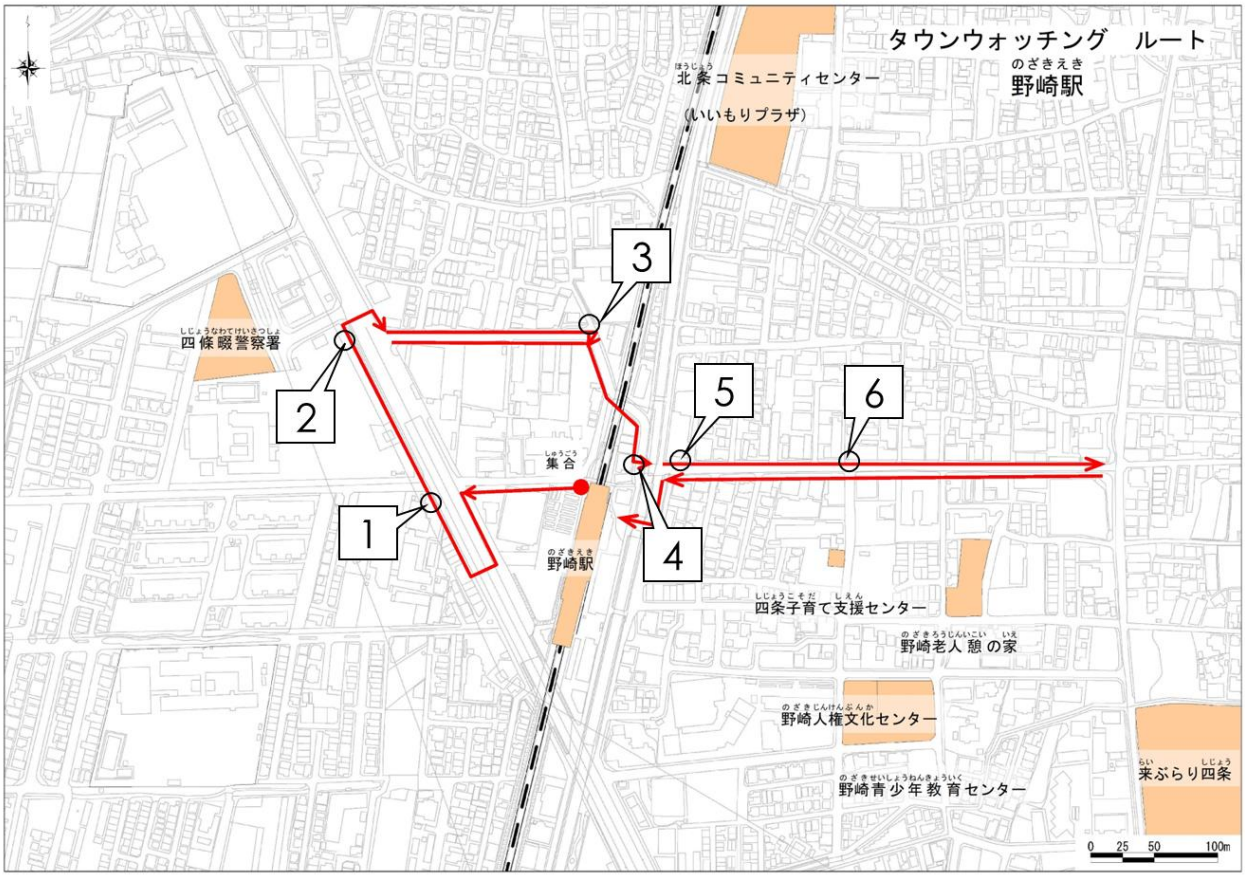

［1］国・170号

1　グレーチングが粗目。

［1］国・170号

2　舗装のガタつき。

［5］市・南津の辺野崎駅前線

3　グレーチングが粗目。

［5］市・南津の辺野崎駅前線

4　車止めにより、歩道が狭く車椅子が走行しづらい。

［2］府・野崎停車場線

5　点字ブロックがない。

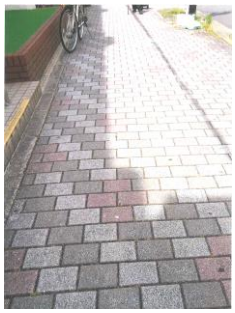

［2］府・野崎停車場線

6　商品等の陳列により、すれ違いが困難。

タウンウォッチング結果【道路：四条畷駅周辺地区】

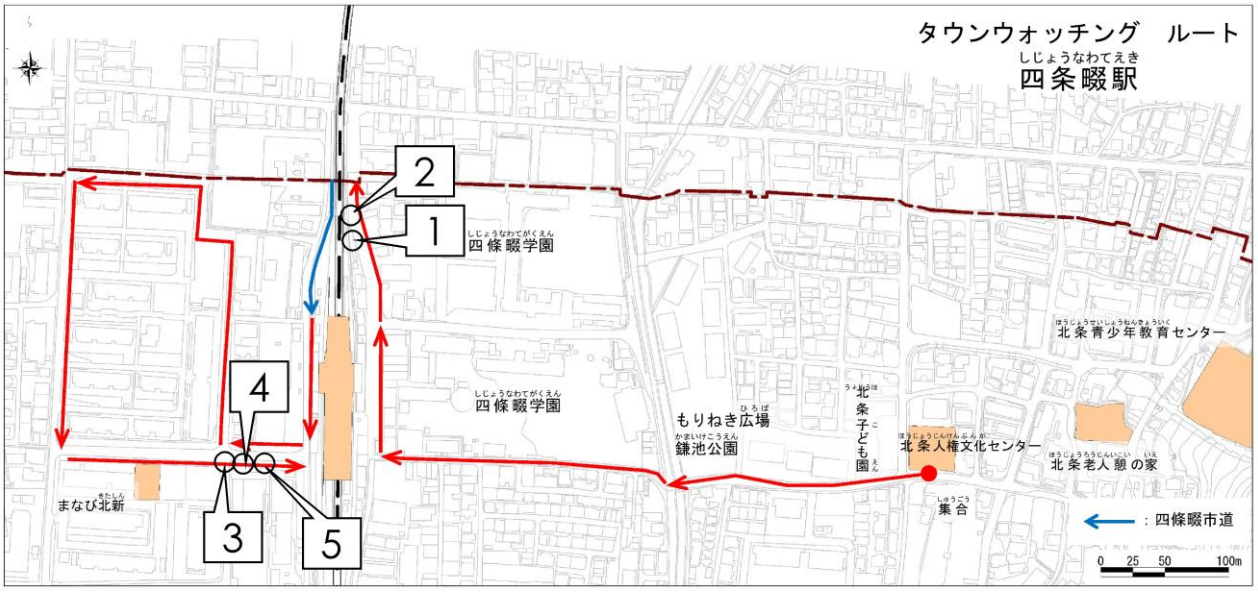

［2］府・四條畷停車場線

1　縞鋼板は雨の日はすべってしまう。

［2］府・四條畷停車場線

2　歩道の設置。

［4］市・四条畷駅前西線

3　不明な点字ブロックがある。

［4］市・四条畷駅前西線

4　不明な点字ブロックがある。

［4］市・四条畷駅前西線

5　看板が通行に支障。

タウンウォッチング結果【道路：鴻池新田駅周辺地区】

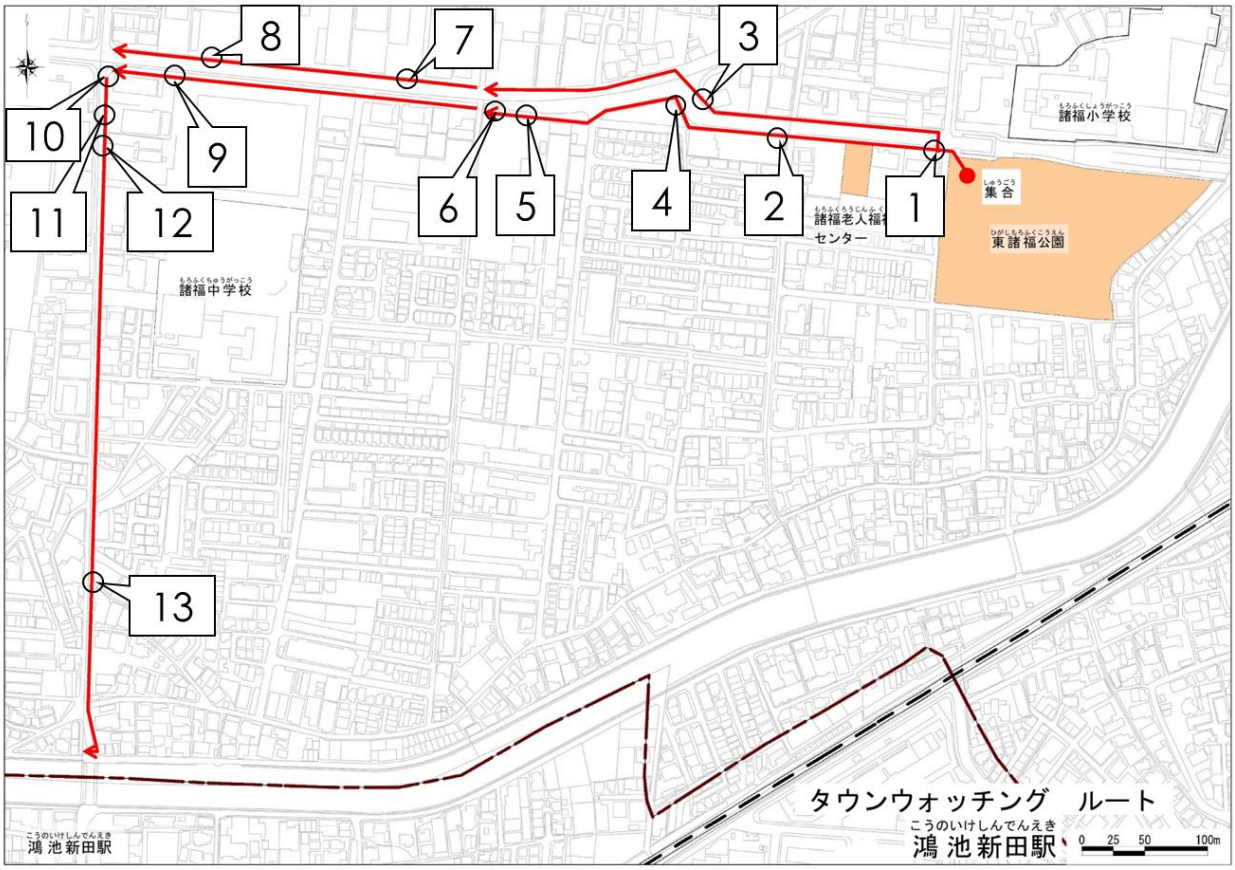

［3］市・諸福中垣内線

1　グレーチングが粗目。

［3］市・諸福中垣内線

2　グレーチングが粗目。

［3］市・諸福中垣内線

3　グレーチングが粗目。

［3］市・諸福中垣内線

4　バリカーの撤去。

［1］府・大阪生駒線
5　グレーチングが粗目。

［1］府・大阪生駒線
6　設置不明な点字ブロックがある。

［1］府・大阪生駒線
7　バリカーの撤去。

［1］府・大阪生駒線
8　歩道の勾配がきつい。

［1］府・大阪生駒線
9　車止めの撤去。

［2］府・鴻池新田停車場線
10　側溝が縞鋼板のため、滑りやすい。

［2］府・鴻池新田停車場線
11　勾配がきつい、歩道が狭い。

［2］府・鴻池新田停車場線
12　グレーチングが粗目。

［2］府・鴻池新田停車場線
13　歩道がない。

２－８　改訂の視点及び方針

現況の課題を踏まえ、バリアフリー基本構想の改訂の視点は以下のとおりです。

（１）基本理念及び基本方針について

基本理念及び基本方針は、これまでのバリアフリー法改正や現状を踏まえ、これまでの基本理念及び基本方針を踏襲します。

（２）心のバリアフリーの一層の推進

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、高齢者や障害者等に対して、ひとりひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し、相互の理解と行動、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。

令和２年５月のバリアフリー法改正により、市町村等による「心のバリアフリー」の推進として、教育啓発特定事業を位置付け事業を実施する必要があります。

バリアの解消においては、ハード面だけでなくソフト面での取り組みを推進していきます。

（３）未実施事業や新たな課題への対応

これまでのバリアフリー基本構想に位置付けた特定事業は、一定程度の進捗がみられ、道路特定事業では進捗率が 80.6%であり、未実施事業の継続的な取り組みが必要です。

事業が完了した生活関連経路等についても、アンケートやタウンウォッチングから利用しやすさの向上を求める意見があるため、新たな取組を検討します。

市民の声や地域の新たなニーズを踏まえて特定事業の追加を行い、さらなるバリアフリー化の推進を目指します。

（４）重点整備地区の追加

平成 26 年の大東市バリアフリー基本構想改訂から８年が経過し、まちの変化や新たな施設の立地等、市の状況も変化しています。特に、鴻池新田駅西側（大阪中央環状線）で大阪モノレールの延伸等公共交通の利便性も向上されること等も踏まえ、これまでの重点整備地区に加えて、新たに鴻池新田駅周辺地区を重点整備地区として指定し、バリアフリー化を推進します。

２－９　基本理念、基本方針の設定

（１）基本理念の設定

【基本理念】

誰もが安全、安心、便利に暮らせる笑顔あふれるまち・大東

（２）基本方針の設定

基本理念に基づき、5 つの基本方針を設定します。

■バリアフリー基本構想の目指すべき基本方針

●ユニバーサルデザインを基本に「ひとに優しいまちづくり」の推進

誰にでも優しいまち、誰でも利用できるまちを目指し、すべての人が安心して快適な生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインを推進し施設の改善・整備を進めます。

●思いやりを行動につなげる「心のバリアフリー」の推進

高齢者や障害者等、誰もが安心して自立した社会生活を送るためには、施設等のハード面の整備だけでなく、周囲の人たちの理解や協力等、ソフト面での取り組みが重要です。

学校や地域社会における「心のバリアフリー」についての教育、啓発を通じて気兼ねなく支え合いができる社会を目指します。

●市民ニーズを把握し、事業者、行政の連携によるバリアフリーなまちづくりを推進

市民ニーズを把握し、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、施設管理者等の各事業者の連携を図ることにより効率的なバリアフリー施策を推進します。

●バリアフリー社会構築に向けて段階的で継続的な取り組みの推進

バリアフリー社会の推進、実現に当たっては、常に見直し、再検討が必要です。
まち全体にバリアフリーを広げていけるよう、段階的・継続的に見直しを行います。

●バリアフリーに関する効果的な情報提供の推進

広報誌やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を有効的に活用し、バリアフリー化の取り組みや情報を広く提供していきます。

３． 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定

３－１　重点整備地区の設定

バリアフリー基本構想を改訂するにあたり、バリアフリー化事業を重点的・一体的に実施する地区として、重点整備地区を設定する必要があります。

バリアフリー法第 2 条第 24 号と基本方針四の 2 において、重点整備地区の要件等は次のように定められています。

１）生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

・生活関連施設がおおむね 3 以上あること

・生活関連施設相互間の移動が徒歩で行われている地区

２）生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

・バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区

３）バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

・都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区

４）境界の設定等

・境界は、町丁字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示し定める

この内容を踏まえ、平成 26 年に改訂した基本構想の考え方を踏襲し重点整備地区を設定します。

① 住道駅周辺地区（220.0ha）

住道駅周辺については、バリアフリー化検討圏域として、住道駅から半径約 1㎞ を対象とし、重点整備地区は生活関連施設の配置状況を勘案し、住道駅を中心とした半径 1㎞ 程度を目安に、町丁字界、道路、河川により区域を定め重点整備地区として設定しています。

② 野崎駅周辺地区（59.0ha）

野崎駅周辺については、バリアフリー化検討圏域として、野崎駅から半径約 500m を対象とし、重点整備地区については生活関連施設の配置状況を勘案し、野崎駅を中心とした半径 500m 程度を目安に、町丁字界、道路、河川により区域を定め重点整備地区として設定しています。

③ 四条畷駅周辺地区（66.0ha）

四条畷駅周辺については、バリアフリー化検討圏域として、四条畷駅から半径約 500m を対象とし、重点整備地区については生活関連施設の配置状況を勘案し、四条畷駅を中心とした半径 500m 程度を目安に、町丁字界、道路、河川により区域を定め重点整備地区として設定しています。

④ 鴻池新田駅周辺地区（71.0ha）

今回の改訂において、市民が利用する鴻池新田駅周辺についても、新たにバリアフリー化検討圏域として、鴻池新田駅（東大阪市）から半径約 1km を対象とし、重点整備地区については生活関連施設の配置状況を勘案し、鴻池新田駅を中心とした半径 1km 程度を目安に、町丁字界、道路、河川により区域を定め重点整備地区として設定しています。

⑤ 重点整備地区外等

重点整備地区外及び地区内の生活関連経路や準生活関連経路に指定されている路線以外においても、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」等に基づき整備し、誰もが安全で安心な歩行空間の確保を目指すこととします。また、今後想定される様々な災害の発生時に障害者、高齢者、子ども等が円滑に避難できるよう、避難施設等に至る経路について、ソフト対策も含めたバリアフリーを目指します。

（住道駅周辺地区）

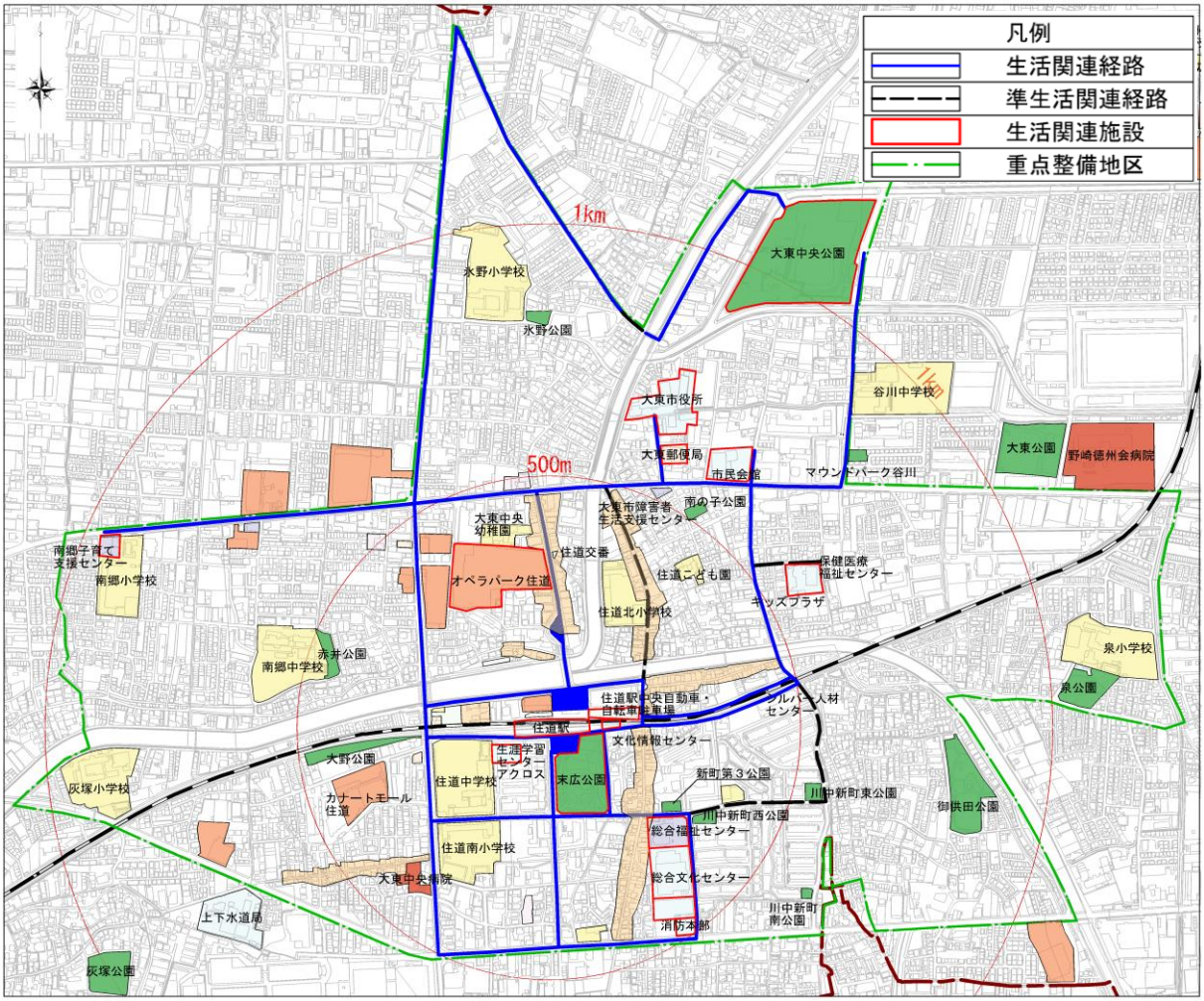

図　重点整備地区と生活関連経路及び生活関連施設

凡例
公共施設
福祉施設
教育・保育施設
大・中規模小売店
商店街等
金融機関
駐車場・駐輪場
都市公園・緑地
救急医療施設
病院・医療・診療所

（野崎駅周辺地区）

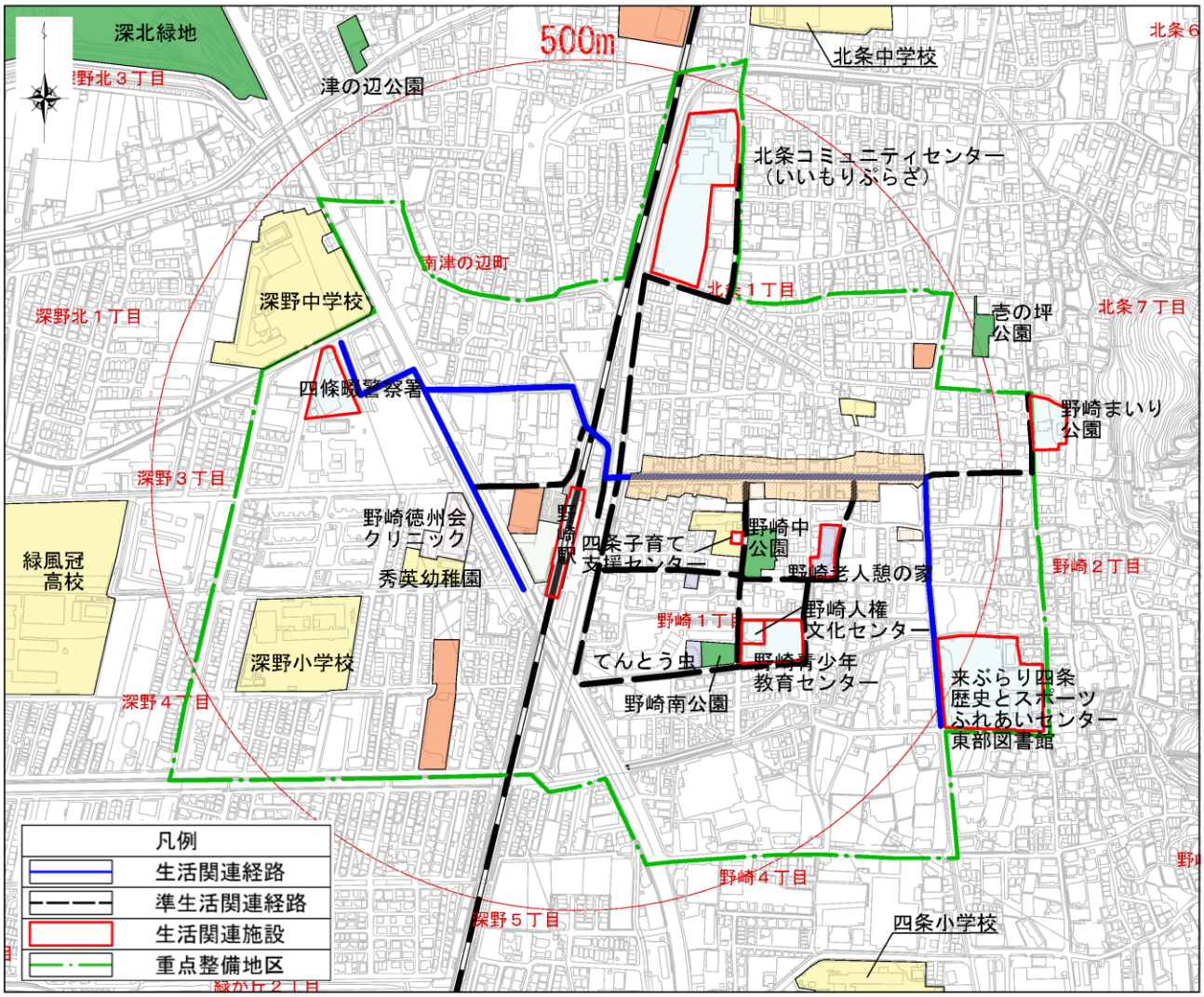

図　重点整備地区と生活関連経路及び生活関連施設

凡例
公共施設
福祉施設
教育・保育施設
大・中規模小売店
商店街等
金融機関
駐車場・駐輪場
都市公園・緑地
救急医療施設
病院・医療・診療所

（四条畷駅周辺地区）

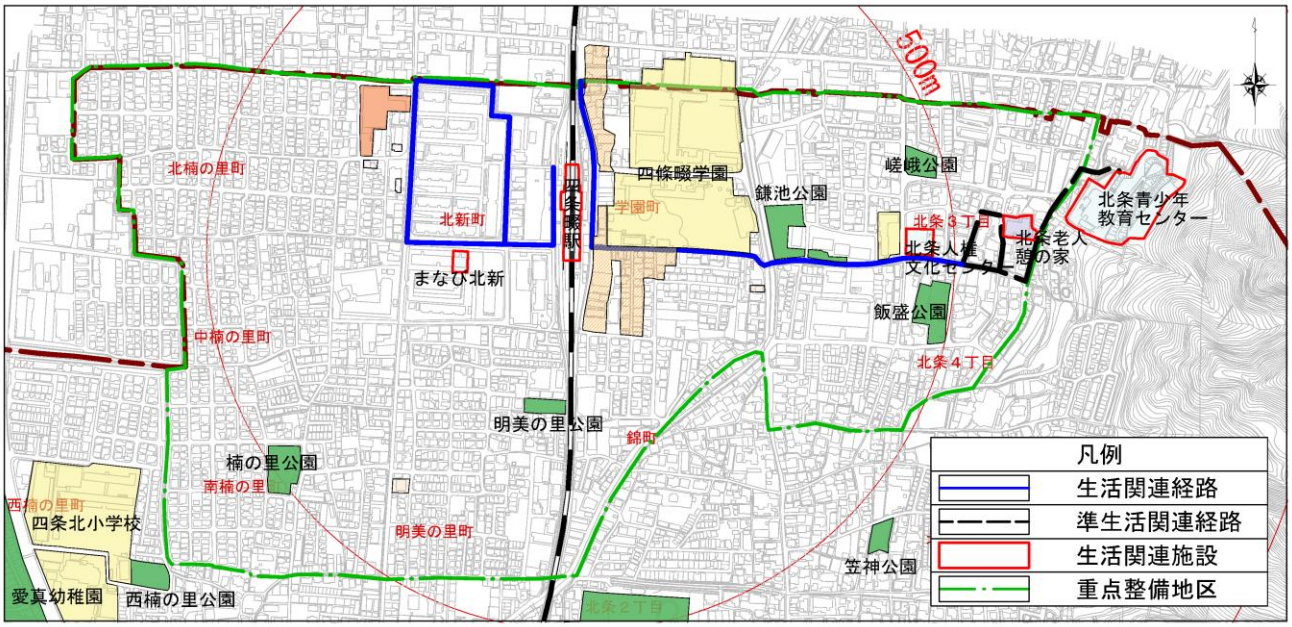

図　重点整備地区と生活関連経路及び生活関連施設

（鴻池新田駅周辺地区）（新規設定地区）

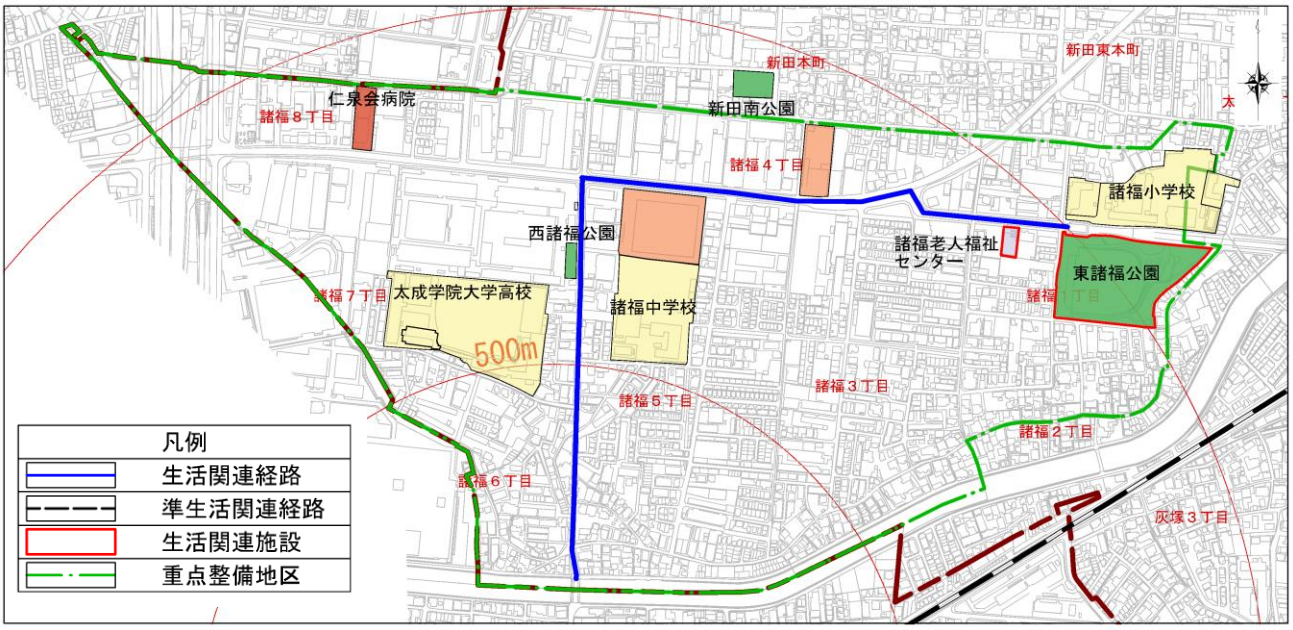

図　重点整備地区と生活関連経路及び生活関連施設

凡例
公共施設
福祉施設
教育・保育施設
大・中規模小売店
商店街等
金融機関
駐車場・駐輪場
都市公園・緑地
救急医療施設
病院・医療・診療所

３－２　生活関連施設、生活関連経路の考え方

生活関連施設及び生活関連経路を設定するにあたり、以下のとおり考え方を示します。

（１）生活関連施設の考え方

生活関連施設には、不特定多数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁、郵便局、文化施設、大規模商業施設、公園等、高齢者や障害者のほか、妊産婦や乳幼児連れ等様々な人が利用する公共施設を主に設定します。

（２）生活関連経路の考え方

旅客施設や生活関連施設を相互に結ぶ経路で、特にバリアフリー化を図る必要のある経路を位置付けます。生活関連経路は、施設間の移動のしやすさを高め、重点整備地区内のネットワークが形成されるよう配慮し設定します。

以上を踏まえ生活関連経路に設定した経路では、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。

【道路移動等円滑化基準（抜粋）】

○道路には、歩道を設けるものとする。
○歩道の有効幅員は、2m以上とする。
○歩道等の縦断勾配は、原則として 5%以下とする。（最大 8%）
○歩道等の横断勾配は、原則として 1%以下とする。（最大 2%）
○歩道等の車道等に対する高さは 5cm、横断歩道に接続する部分は車道に対して 2cm を標準とする　　等

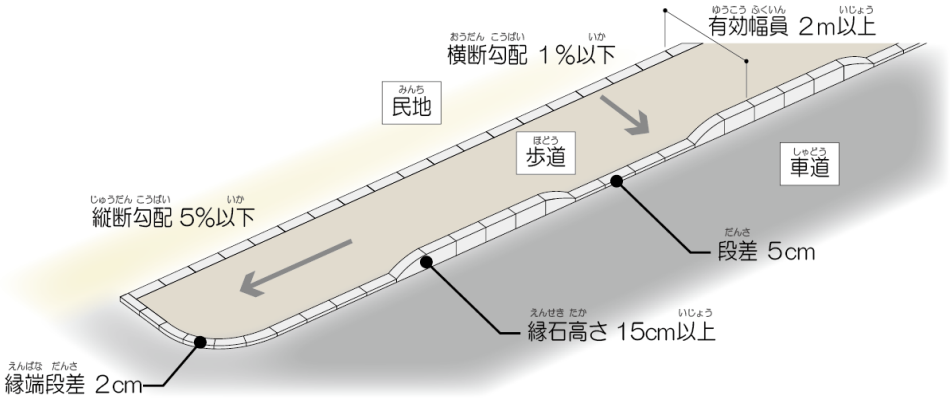

歩道のイメージ図

（3）準生活関連経路の考え方

（2）生活関連経路の考え方に基づき設定した経路のうち、地形等により勾配や幅員等、道路移動等円滑化基準への適合が困難であるが、可能な限りバリアフリー化を進める経路を、生活関連経路に準ずるものとして準生活関連経路に設定します。準生活関連経路に設定した経路は、歩行者の安全対策（路肩のカラー化、歩車分離等）を実施することとします。

路肩カラー化の例

３－３　生活関連施設、生活関連経路の設定

生活関連施設及び生活関連経路については、その考え方、アンケート調査や協議会等での意見を踏まえ設定しています。

（１）住道駅周辺地区

１）生活関連施設

分類	施設名	備考
特定旅客施設	ＪＲ住道駅	
路外駐車場	住道駅中央自動車・自転車駐車場	
官公庁等	大東市役所 （※人権教育啓発センター）	※市民会館から移動
	大東郵便局	
	消防本部	
教育・文化施設	文化情報センター	
	市民会館	指定避難所
	総合文化センター 公民館 中央図書館	
	生涯学習センターアクロス	
都市公園	末広公園	一時避難場所
	大東中央公園	広域避難場所
保健・医療・福祉施設	総合福祉センター	福祉避難所
	南郷子育て支援センター	
	キッズプラザ	
	保健医療福祉センター	
商業施設	オペラパーク住道	

2）生活関連経路

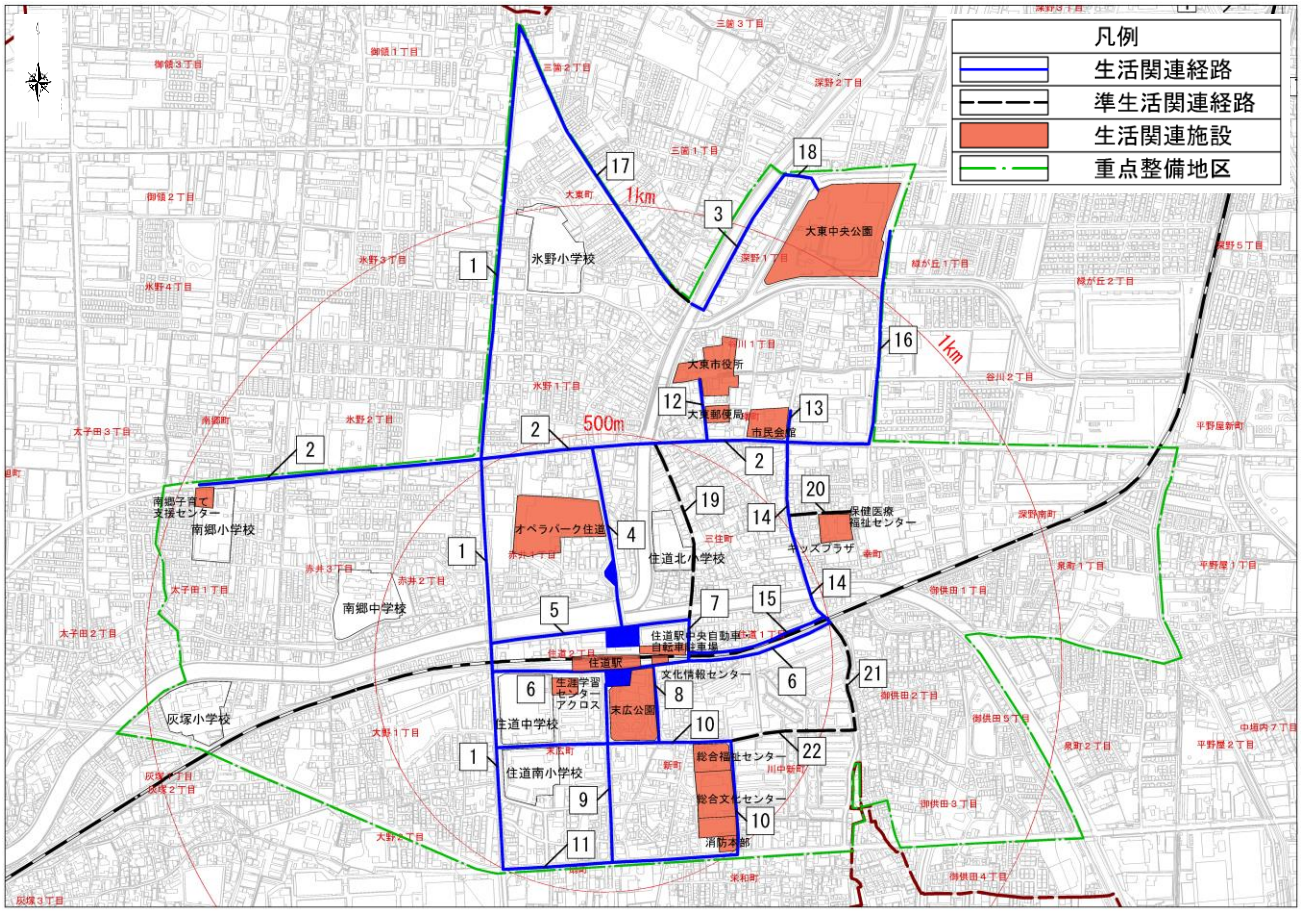

図：生活関連経路（住道駅周辺地区）

生活関連経路

番号	路線名	区間延長(m)	番号	路線名	区間延長(m)
1	府・八尾枚方線	1,830	10	市・末広線	740
2	府・大阪生駒線	1,460	11	市・諸福中垣内線	500
3	府・大東四條畷線	340	12	市・庁舎前線	150
4	市・住道停車場線	390	13	市・南の子谷川線	60
5	市・住道駅前西線	420	14	市・南の子川中線	410
6	市・片町線附属街路南側 2 号線	720	15	市・片町線附属街路北側 2 号線	300
7	市・三住扇町線	100	16	都・深野北谷川線 市・谷川 1 号線	500
8	市・新町 1 号線	160	17	市・三年坂会所橋線	650
9	市・住道駅前南線	380	18	市・野崎深野線	90
				計	9,200

準生活関連経路

番号	路線名	区間延長(m)	番号	路線名	区間延長(m)
17	市・三年坂会所橋線	50	21	市・南の子川中線	240
19	市・三住扇町線	400	22	市・川中住道 3 号線	280
20	市・病院前線	140			
				計	1,110

（2）野崎駅周辺地区

1）生活関連施設

分類	施設名	備考
特定旅客施設	ＪＲ野崎駅	
官公庁等	四條畷警察署	
教育・文化施設	野崎人権文化センター	指定避難所
	野崎青少年教育センター	
	来ぶらり四条 歴史とスポーツふれあいセンター 東部図書館	指定避難所
	北条コミュニティセンター （いいもりぷらざ）	福祉避難所
	野崎まいり公園	
保健・医療・福祉施設	四条子育て支援センター	
	野崎老人憩の家	指定避難所

2）生活関連経路

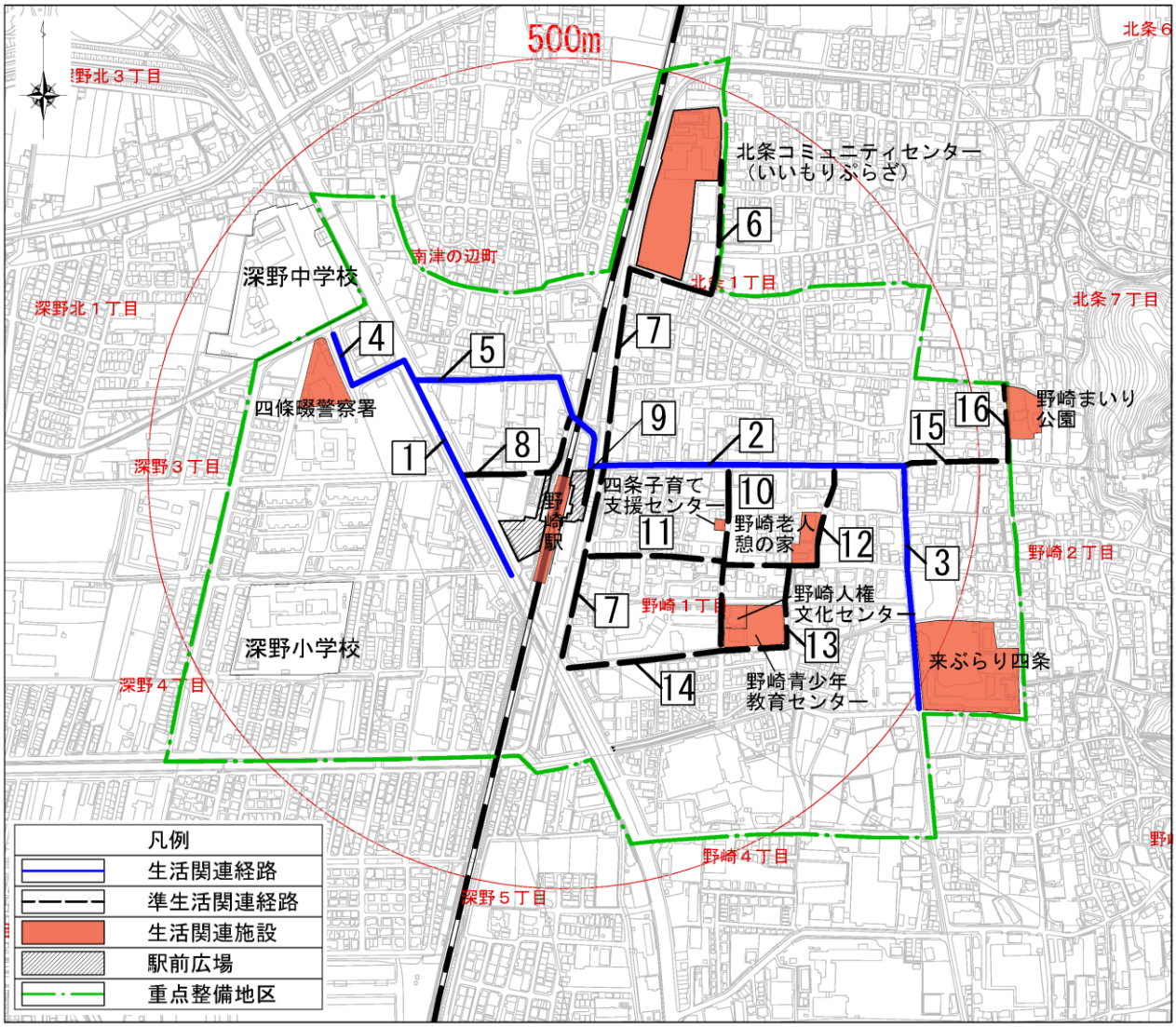

図：生活関連経路（野崎駅周辺地区）

生活関連経路

番号	路線名	区間延長(m)	番号	路線名	区間延長(m)
1	国・170 号	300	4	市・警察前線	140
2	府・野崎停車場線	350	5	市・南津の辺野崎駅前線	280
3	府・枚方富田林泉佐野線(旧国道 170 号)	300		計	1,370

準生活関連経路

番号	路線名	区間延長(m)	番号	路線名	区間延長(m)
6	市・北条西小学校前線	170	12	市・野崎南北 7 号線	110
7	市・谷田川左岸線	570	13	市・野崎 2 号線	90
8	市・野崎駅西側線	160	14	市・野崎 3 号線	260
9	市・野崎駅前南北線	40	15	市・観音野崎停車場線	120
10	市・島の内太鼓田線	220	16	市・北条寺川線	90
11	市・野崎駅前線	270			
				計	2,100

（3）四条畷駅周辺地区

1）生活関連施設

分類	施設名	備考
特定旅客施設	ＪＲ四条畷駅	
教育・文化施設	北条青少年教育センター	
	北条人権文化センター	指定避難所
保健・医療・福祉施設	北条老人憩の家	指定避難所
	まなび北新	指定避難所

2）生活関連経路

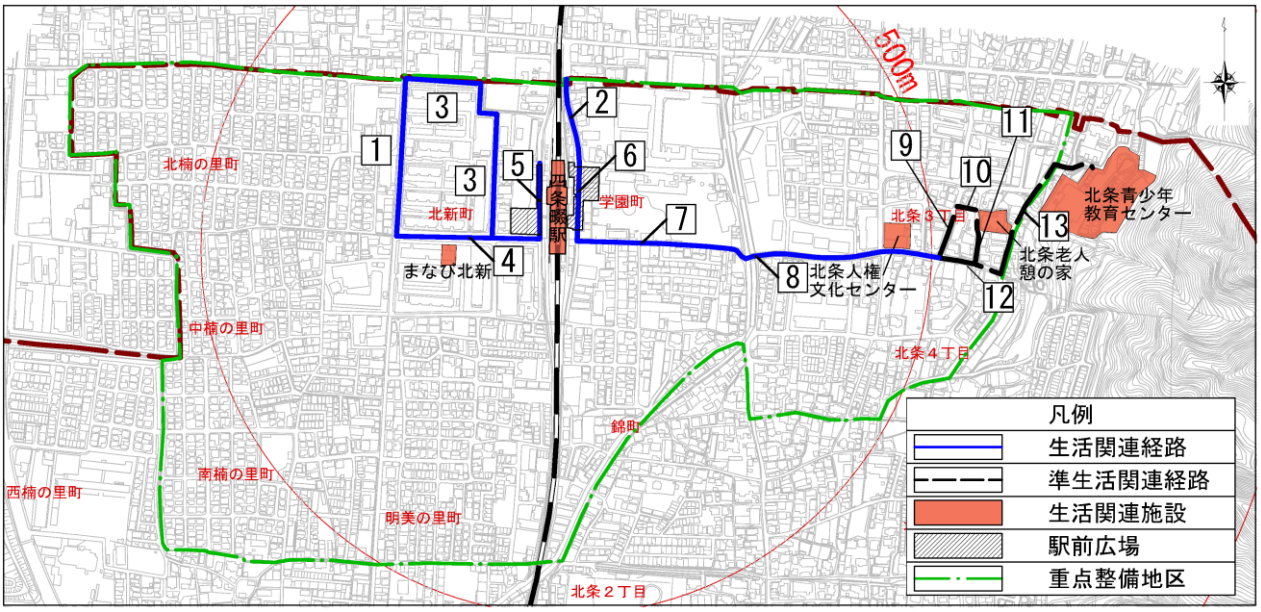

図：生活関連経路（四条畷駅周辺地区）

生活関連経路

番号	路線名	区間延長（m）	番号	路線名	区間延長（m）
1	府・大東四條畷線	210	6	市・四条畷駅前東線	100
2	府・四條畷停車場線	100	7	都・四条畷駅前東線 市・北ノ橋四條畷南線	240
3	市・大東北新町住宅外周線	330			
4	市・四条畷駅前西線	190	8	市・北条 12 号線	260
5	市・四条畷駅前南北線	100		計	1,530

準生活関連経路

番号	路線名	区間延長（m）	番号	路線名	区間延長（m）
9	市・北条 7 号線	80	11	市・北条 11 号線	70
10	市・北条東西 6 号線	30	12	市・北条 12 号線	90
			13	市・北条 8 号線	230
				計	500

（4）鴻池新田駅周辺地区

1）生活関連施設

分類	施設名	備考
都市公園	東諸福公園	一時避難場所
保健・医療・福祉施設	諸福老人福祉センター	指定避難所

2）生活関連経路

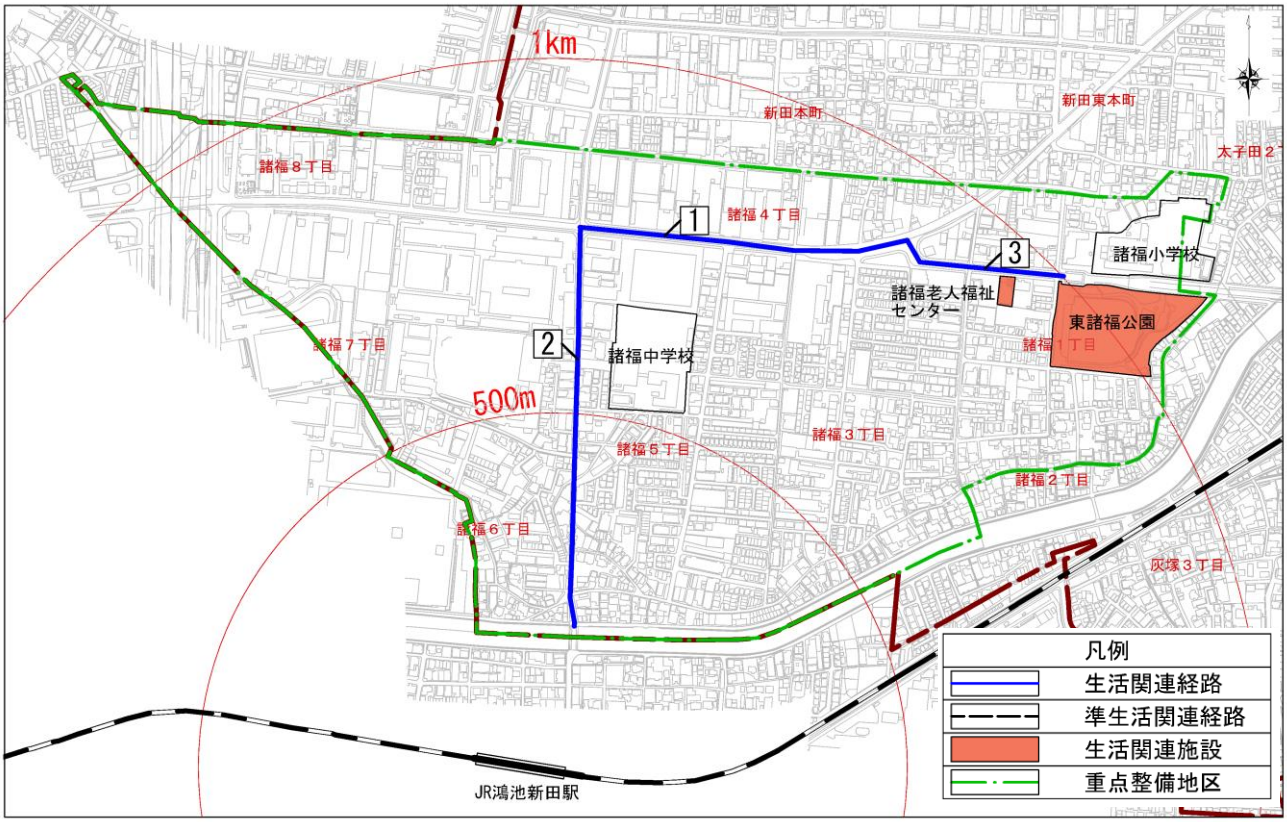

図：生活関連経路（鴻池新田駅周辺地区）

生活関連経路

番号	路線名	区間延長（m）
1	府・大阪生駒線	460
2	府・鴻池新田停車場線	560
3	市・諸福中垣内線	240
	計	1,260

4．　特定事業の設定

4－1　実施すべき特定事業の考え方

住道駅、野崎駅、四条畷駅、鴻池新田駅周辺地区において、実施すべき特定事業について、バリアフリー法に基づき考え方を示します。

《特定事業》

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するためのものです。ハード整備と一体的に行うバリアフリー化の重要性や高齢者、障害者等に対する理解を深め、行動につなげるソフト面の整備も重要という考えのもと、令和 2 年 5 月にバリアフリー法が改正され、「教育啓発特定事業」が創設されました。本地区の重点整備地区における特定事業を以下のように設定します。

《その他事業》

その他事業とは、生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化のうち、特定事業に該当しないものです。

一体的な取組

◇ハード面での取組◇

○公共交通特定事業
- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・特定車両のバリアフリー化（低床化等）

○道路特定事業
- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道・案内標識等）の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道拡幅、路面構造の改善等）

○路外駐車場特定事業
- ・駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設の整備

○都市公園特定事業
- ・バリアフリー化のために必要な特定公園施設（園路、ベンチ等）の整備

○建築物特定事業
- ・バリアフリー化のために必要な建築物特定施設（エレベーター、トイレ等）の整備

○交通安全特定事業
- ・バリアフリー化に必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路における違法駐車行為の防止

◇ソフト面での取組◇

○教育啓発特定事業（心のバリアフリー）
- ・児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- ・住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

《その他事業》

○特定事業の対象とならない生活関連施設の整備

○生活関連経路を構成する通路等の整備

○サイン、点字・音声案内板の充実

○その他

４－２　特定事業（ハード面での取組）

重点整備地区内のバリアフリー化の実現に向けて、実施すべき特定事業を設定します。改訂前の基本構想において、整備を実施した特定事業についても、タウンウォッチングの結果等を踏まえ、見直しや追加を行いました。

目標年次は、概ね5年後の令和9年度末とします。令和9年度末までに事業完了を目標とするものを「短期」、令和10年度以降に事業完了を目標とするものを「長期」に分類します。

【目標年次】

短　期	令和9年度末
長　期	令和10年度以降

（１）公共交通特定事業

１）駅舎

（住道駅）

事業者	整備項目	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
西日本旅客鉄道㈱	駅員室	駅員室から発券機周辺が見えるように改善		→		大規模な改良に合わせて検討
	券売機	券売機等の改善(車いす対応)		→	→	
	ベンチ	ホームのベンチ増設		→	→	必要な幅員確保と円滑な流動に支障があるため慎重に検討が必要
	待合室	ホーム待合室の設置検討		→	→	
	ホーム	ホームドアの設置	○	→	→	

駅員室・券売機

ホーム

（野崎駅）

事業者	整備項目	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
西日本旅客鉄道㈱	ベンチ	ホームのベンチ増設		→	→	必要な幅員確保と円滑な流動に支障があるため慎重に検討が必要
	ホーム	ホーム安全スクリーンの設置	○	→	→	

ホーム

参考　ホーム安全スクリーン

センサーにより駅利用者の転落を検知し、速やかに列車を止めるシステム

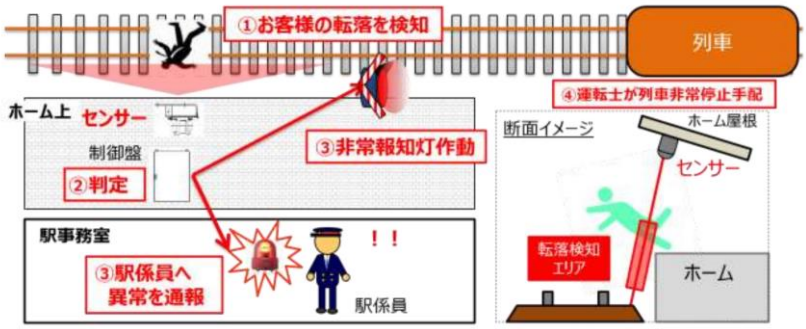

出典：西日本旅客鉄道㈱

（四条畷駅）

事業者	整備項目	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
西日本旅客鉄道㈱	トイレ	一般トイレ入り口両側に手すり設置		→	→	有効幅員の問題あり要検討
	券売機	券売機等の改善（車いす対応）		→	→	大規模な改良に合わせて検討
	ベンチ	ホームのベンチ増設		→	→	必要な幅員確保と円滑な流動に支障があるため慎重に検討が必要
	駅出入口	階段の手すりの改善	○	→	→	東出入口
	ホーム	ホーム安全スクリーンの設置	○	→	→	

駅出入口（東出入口）

券売機

トイレ

ホーム

2）バス関連

事業者	区分	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
近鉄バス㈱	停留所	四条畷駅周辺整備に合わせて、見やすい時刻表の設置		→		近鉄バス・京阪バス総合板
京阪バス㈱	停留所	四条畷駅周辺整備に合わせて、見やすい時刻表の設置		→		近鉄バス・京阪バス総合板

（2）道路特定事業

1）住道駅周辺地区

・生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大阪府	八尾枚方線	歩道の拡幅	○	→	→	赤井交差点から御領神社前交差点まで
		視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	→	→	
		歩道上障害物（バリカー等）の撤去等	○	→		赤井交差点から氷野歩道橋まで
		グレーチングの改善	○	→		
		グレーチングの改善		→		御領南交差点から御領神社前交差点まで
		グレーチングの改善		→		氷野歩道橋から市道縦井路線まで
		歩行者の安全対策	○	→		住之井橋
	大阪生駒線	視覚障害者誘導用ブロックの設置		→	→	市民会館前から（都）深野北谷川線まで
		視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	→	→	南郷子育て支援センターから住道駅北交差点まで
大阪府（占用者）		歩道上障害物（電柱）の移設検討		→	→	電柱管理者と移設に向けて調整を行う
大東市	三住扇町線（恩智川より南）	歩道の改良（横断勾配の改善）		→	→	
		視覚障害者誘導用ブロックの設置		→	→	
	庁舎前線	歩道の拡幅		→	→	
	南の子川中線（旧：南の子線）	歩道の拡幅		→	→	
	片町線附属街路南側 2 号線	歩道幅員の改良		→	→	
	(都)深野北谷川線 谷川 1 号線	歩道の設置		→		事業中
	三年坂会所橋線 ※	歩行者の安全対策	○	→	→	
	野崎深野線	歩道の改良		→	→	

※ 一部、準生活関連経路

府・八尾枚方線：歩道の拡幅

府・八尾枚方線：グレーチングの改善

府・大阪生駒線：歩道上障害物（電柱）の移設

市・庁舎前線：歩道の拡幅

市・(都)深野北谷川線　谷川１号線：歩道の設置

市・南の子川中線（旧：南の子線）：歩道の拡幅

・準生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	病院前線	歩行者の安全対策		→	→	
	三年坂会所橋線	歩行者の安全対策	○	→	→	
	南の子川中線（旧：川中住道１号線）	歩道上障害物（照明柱）の移設検討		→		
公安委員会		歩道上障害物(警察標識)の移設検討		→	→	
大東市（占用者）	川中住道３号線	歩道上障害物(電柱)の移設検討		→		電柱管理者と移設に向けて調整を行う

2）野崎駅周辺地区

・生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大阪府	国道 170 号（大阪外環状線）	視覚障害者誘導用ブロックの設置		→		
		グレーチングの改善	○	→		
		歩道の改良	○	→	→	舗装改善は短期
	野崎停車場線	歩道上障害物（店舗商品等）の移設		→		野崎駅周辺整備と整合
		視覚障害者誘導用ブロックの設置（無電柱化含む）		→		
大東市	南津の辺野崎駅前線	グレーチングの改善	○	→		

国・170 号：グレーチングの改善・歩道の改良

国・170 号：舗装改善

市・南津の辺野崎駅前線：グレーチングの改善

府・野崎停車場線：
視覚障害者誘導用ブロックの設置

・準生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	谷田川左岸線	歩道の改良（縦断勾配の改善）		→	→	
	野崎駅前線	歩道の改良（横断勾配の改善）		→		
		グレーチングの改善		→		
	野崎南北７号線	グレーチングの改善		→		
	野崎３号線	歩行者の安全対策	○	→	→	
	北条寺川線	歩行者の安全対策	○	→	→	
	観音野崎停車場線	歩行者の安全対策	○	→	→	

・その他事業

事業者	名称	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	野崎駅（西側・東側）	駅前広場の整備		→		事業中

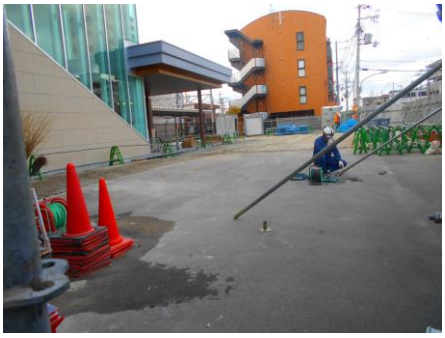

野崎駅（西側・東側）：駅前広場の整備

3）四条畷駅周辺地区

・生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大阪府	四條畷停車場線	歩道の設置	○	→	→	
		縞鋼板の改善	○	→		
	四条畷駅前南北線	歩行者の安全対策	○	→	→	
	(都)四条畷駅前東線 北ノ橋四條畷南線	歩道の拡幅		→		事業中 （無電柱化含む）
		歩道上障害物（電柱）の移設		→		
		グレーチングの改善		→		
		視覚障害者誘導用ブロックの設置		→		

府・四條畷停車場線：縞鋼板の改善

府・四條畷停車場線：歩道の設置

市・四条畷駅前南北線：歩行者の安全対策

市・(都)四条畷駅前東線　北ノ橋四條畷南線：歩道の拡幅

・準生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	北条 7 号線	グレーチングの改善		→		
	北条東西 6 号線	グレーチングの改善		→		
	北条 8 号線	グレーチングの改善		→		

・その他事業

事業者	名称	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	四条畷駅（西側・東側）	駅前広場の整備		→		事業中

四条畷駅（西側・東側）：駅前広場の整備

４）鴻池新田駅周辺地区（新規設定地区）

・生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	整備目標		備考
			短期	長期	
大阪府	大阪生駒線	グレーチングの改善	→		事業中
		歩道の改良（横断勾配の改善）	→		
		歩道上障害物（バリカー等）の撤去等	→		
		視覚障害者誘導用ブロックの改善	→		
	鴻池新田停車場線	歩道の拡幅	→	→	
		歩道の設置	→	→	
		歩道の改良（横断勾配の改善）	→	→	
		縞鋼板の改善	→		
		グレーチングの改善	→		
大東市	諸福中垣内線	グレーチングの改善	→		
		歩道上障害物（バリカー等）の撤去等	→		

市・諸福中垣内線：グレーチングの改善

市・諸福中垣内線：バリカーの撤去

府・大阪生駒線：歩道の改良

府・鴻池新田停車場線：歩道の設置

（3）都市公園特定事業

事業者	公園名	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	東諸福公園	トイレの位置等がわかるよう、案内図を設置	○	→		

（4）交通安全特定事業

事業者	整備内容	追加項目	整備目標		備考
			短期	長期	
公安委員会	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機のバリアフリー化（音響信号機の設置等）		→	→	未設置交差点については、継続して府警本部に設置を要望
	横断歩道等の交通規制を実施するための道路標識や道路標示の設置		→	→	横断歩道の設置については、必要性に応じて随時検討 老朽化した標識及び更改の必要な道路標示についても随時実施

特定事業箇所図

《住道駅周辺エリア①・北側中央》

凡 例

- ：対象箇所
- 柱：電柱等の移設検討
- 段差：段差改善
- ガタ：舗装のガタつき
- 障害物：支障物の移設等
- 粗目：グレーチングの改善
- 新設：歩道の新設
- 改良：歩道の改良
- 拡幅：歩道の拡幅
- ：視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 縦８：縦断勾配の改善
- 横２：横断勾配の改善
- 他：その他

◎歩道形状

- マウントアップ形式
- セミフラット形式
- フルフラット形式
- その他（歩道橋など）

◎その他

- 生活関連施設
- 都市計画道路（整備計画あり）
- 生活関連経路
- 準生活関連経路

府道 八尾枚方線
府道 大阪生駒線
府道 八尾枚方線
住道停車場線
南の子谷川線
南の子川中線
庁舎前線
三住扇町線
病院前線
南側歩道無し
片側歩道
大東市役所
大東郵便局
市民会館
オペラパーク住道
住道北小学校
南郷中学校
キッズプラザ
保健医療福祉センター
住道駅中央自転車・自転車駐車場
文化情報センター
JR住道駅
住道駅前西線
EV
・歩行者の安全対策

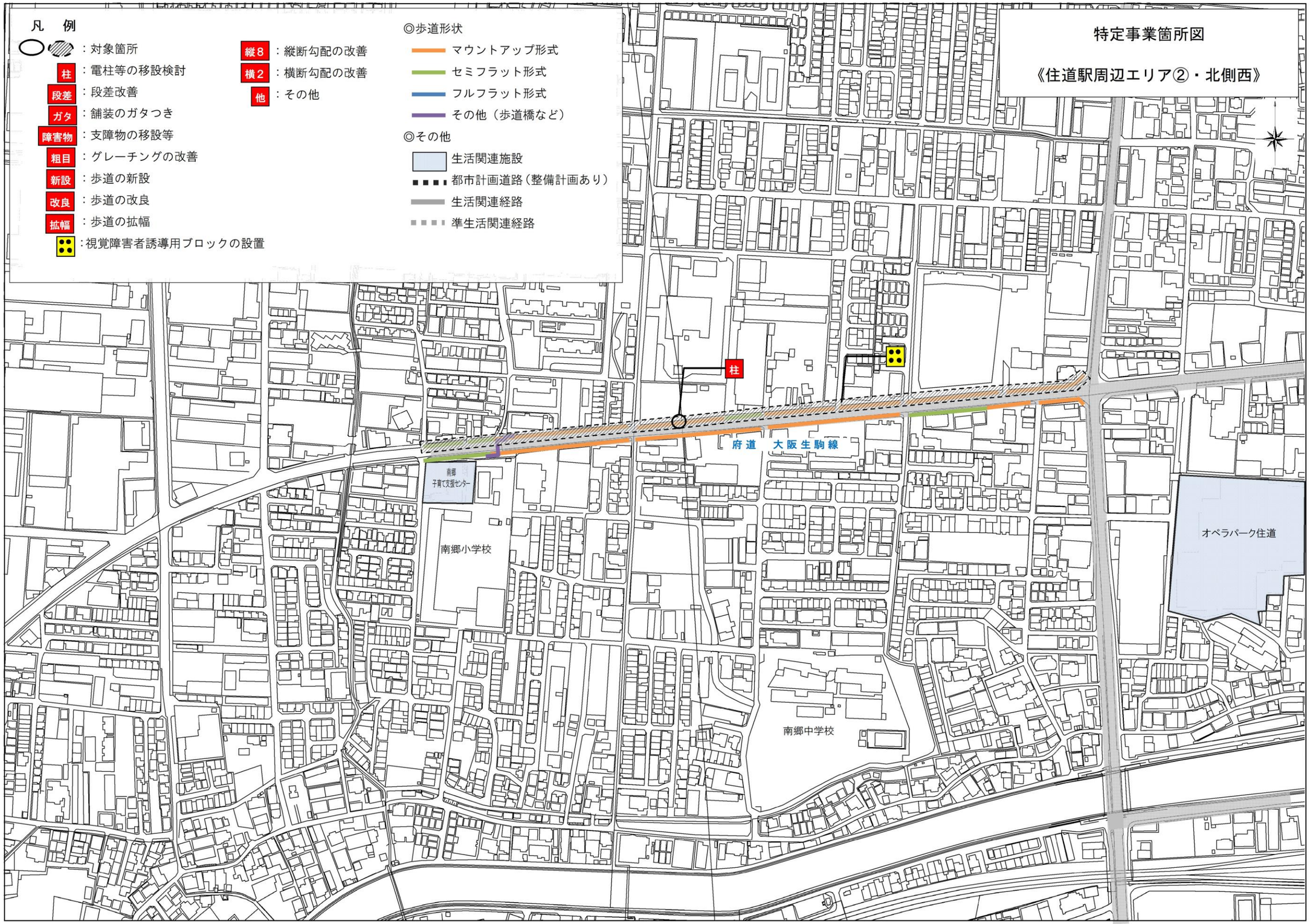
凡　例
：対象箇所
柱：電柱等の移設検討
段差：段差改善
ガタ：舗装のガタつき
障害物：支障物の移設等
粗目：グレーチングの改善
新設：歩道の新設
改良：歩道の改良
拡幅：歩道の拡幅
：視覚障害者誘導用ブロックの設置
縦８：縦断勾配の改善
横２：横断勾配の改善
他：その他
◎歩道形状
マウントアップ形式
セミフラット形式
フルフラット形式
その他（歩道橋など）
◎その他
生活関連施設
都市計画道路（整備計画あり）
生活関連経路
準生活関連経路
特定事業箇所図
《住道駅周辺エリア②・北側西》
柱
府道　大阪生駒線
南郷
子育て支援センター
南郷小学校
南郷中学校
オペラパーク住道

特定事業箇所図

《住道駅周辺エリア③・北側東》

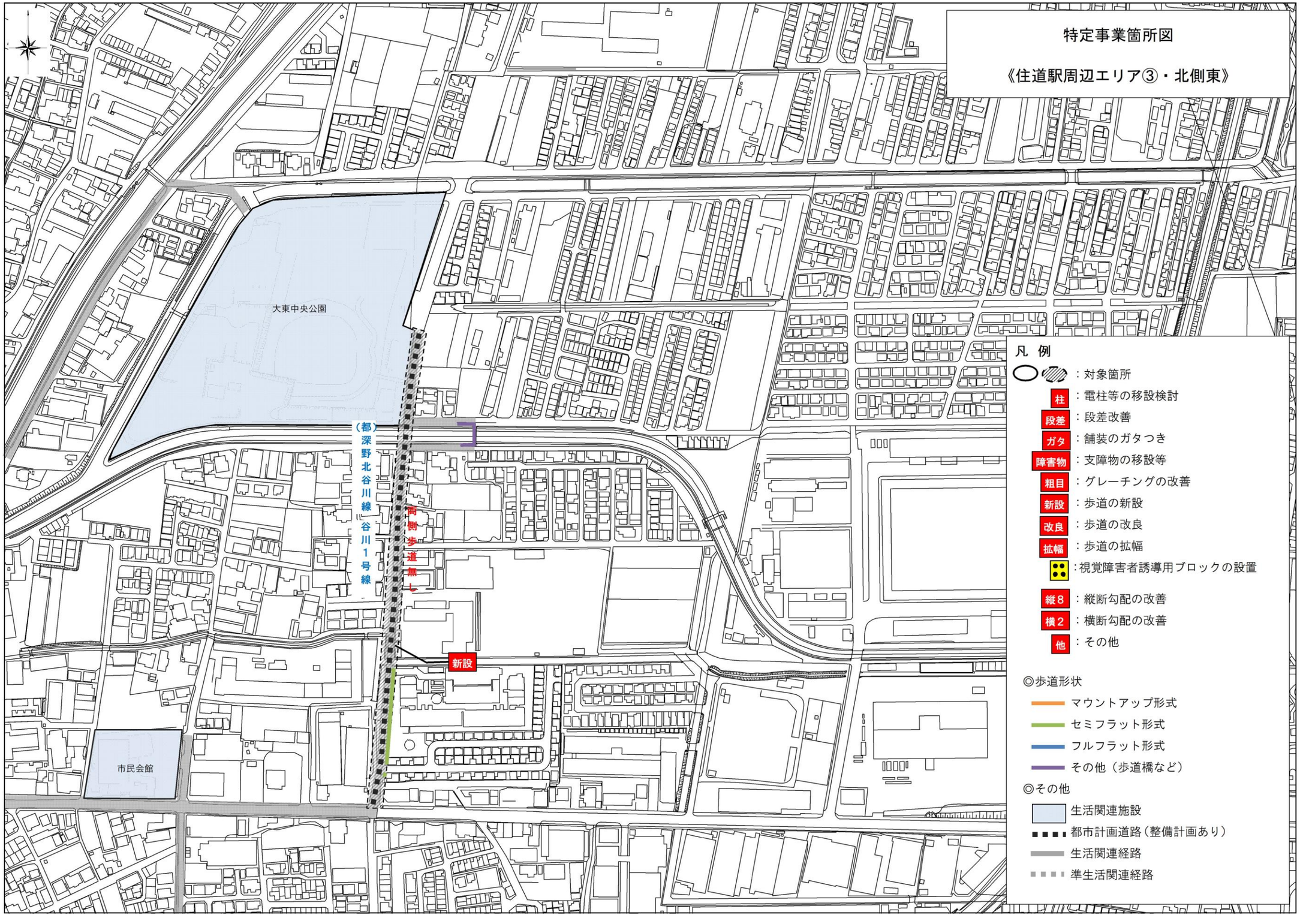

特定事業箇所図

《住道駅周辺エリア④・北側北》

凡 例

- ：対象箇所
- 柱：電柱等の移設検討
- 段差：段差改善
- ガタ：舗装のガタつき
- 障害物：支障物の移設等
- 粗目：グレーチングの改善
- 新設：歩道の新設
- 改良：歩道の改良
- 拡幅：歩道の拡幅
- ：視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 縦８：縦断勾配の改善
- 横２：横断勾配の改善
- 他：その他

◎歩道形状

- マウントアップ形式
- セミフラット形式
- フルフラット形式
- その他（歩道橋など）

◎その他

- 生活関連施設
- 都市計画道路（整備計画あり）
- 生活関連経路
- 準生活関連経路

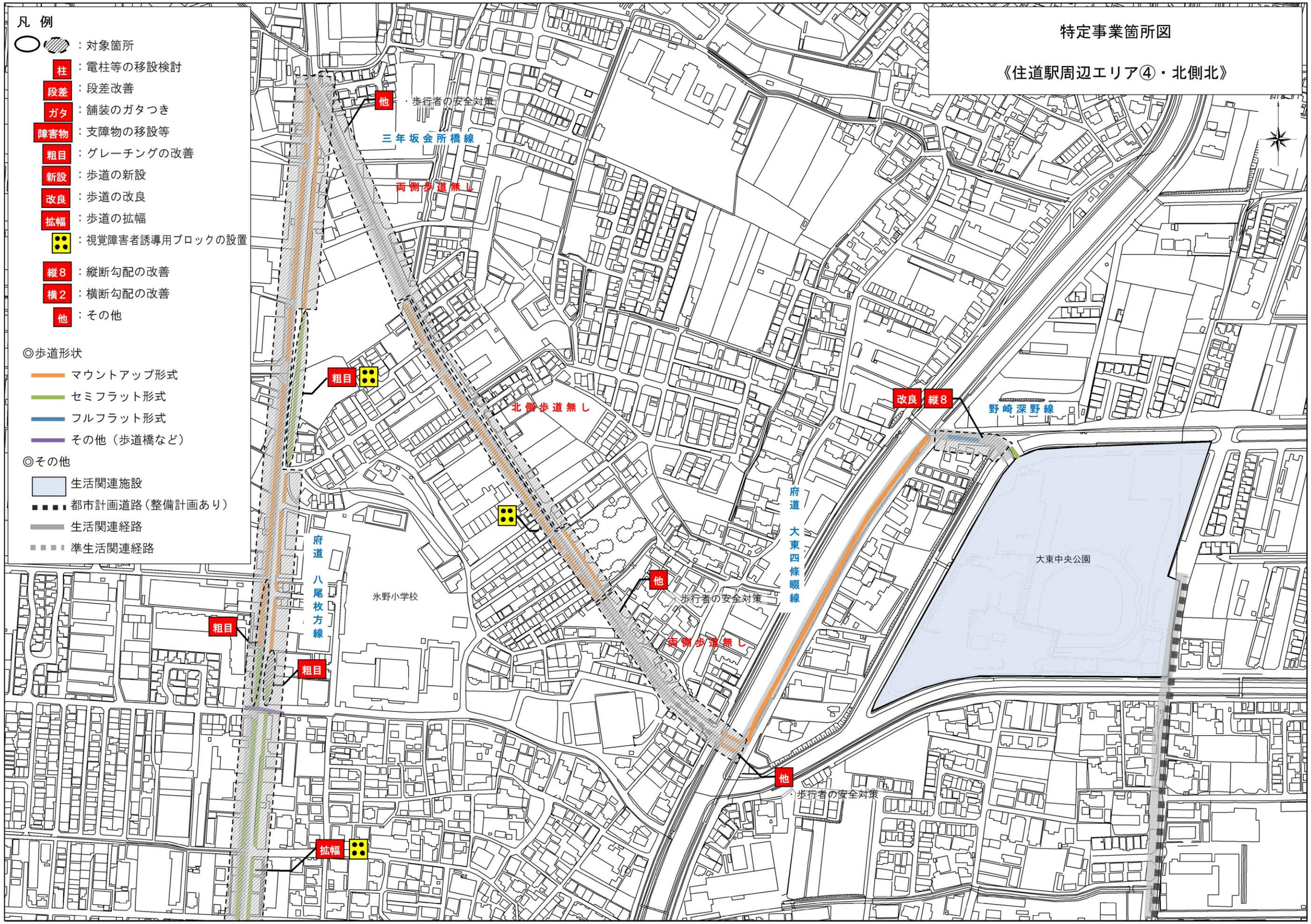

特定事業箇所図

《住道駅周辺エリア⑤・南側中央》

凡　例

- ：対象箇所
- 柱：電柱等の移設検討
- 段差：段差改善
- ガタ：舗装のガタつき
- 障害物：支障物の移設等
- 粗目：グレーチングの改善
- 新設：歩道の新設
- 改良：歩道の改良
- 拡幅：歩道の拡幅
- ：視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 縦８：縦断勾配の改善
- 横２：横断勾配の改善
- 他：その他

◎歩道形状

- マウントアップ形式
- セミフラット形式
- フルフラット形式
- その他（歩道橋など）

◎その他

- 生活関連施設
- 都市計画道路（整備計画あり）
- 生活関連経路
- 準生活関連経路

特定事業箇所図

《野崎駅周辺エリア》

凡 例

- ：対象箇所
- 柱：電柱等の移設検討
- 段差：段差改善
- ガタ：舗装のガタつき
- 障害物：支障物の移設等
- 粗目：グレーチングの改善
- 新設：歩道の新設
- 改良：歩道の改良
- 拡幅：歩道の拡幅
- ：視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 縦８：縦断勾配の改善
- 横２：横断勾配の改善
- 他：その他

◎歩道形状

- マウントアップ形式
- セミフラット形式
- フルフラット形式
- その他（歩道橋など）

◎その他

- 生活関連施設
- 都市計画道路（整備計画あり）
- 生活関連経路
- 準生活関連経路

北条コミュニティセンター（いいもりぷらざ）
北条西小学校前線
東側歩道無し
片側歩道
縦８
谷田川左岸線
南津の辺野崎駅前線
粗目
西側歩道無し
四條畷警察署
警察前線
他
車止めにより、歩道が狭く車椅子が走行しづらい
島の内太鼓田線
野崎駅前南北線
府道　野崎停車場線
障害物
北条寺川線
野崎まいり公園
野崎駅西側線
北側歩道無し
ガタ
他
・歩道横の側溝にフタが無い
国道１７０号
商業施設
観音野崎停車場線
他
歩行者の安全対策
改良
粗目
他
歩道横の側溝にフタが無い区間有り
JR野崎駅
野崎駅前線
歩道無し
両側
野崎南北７号線
歩道無し
両側
歩道無し
粗目
粗目
府道　枚方富田林泉佐野線（旧国道１７０号）
南側歩道無し
両側歩道無し
両側歩道無し
改良
横２
野崎人権文化センター
野崎青少年教育センター
野崎２号線
【野崎駅】
・駅前広場の整備
歩道無し
両側歩道無し
南側歩道無し
野崎３号線
来ぶらり四条
大東市立 歴史とスポーツふれあいセンター
東部図書館
他
・歩行者の安全対策

特定事業箇所図

《四条畷駅周辺エリア》

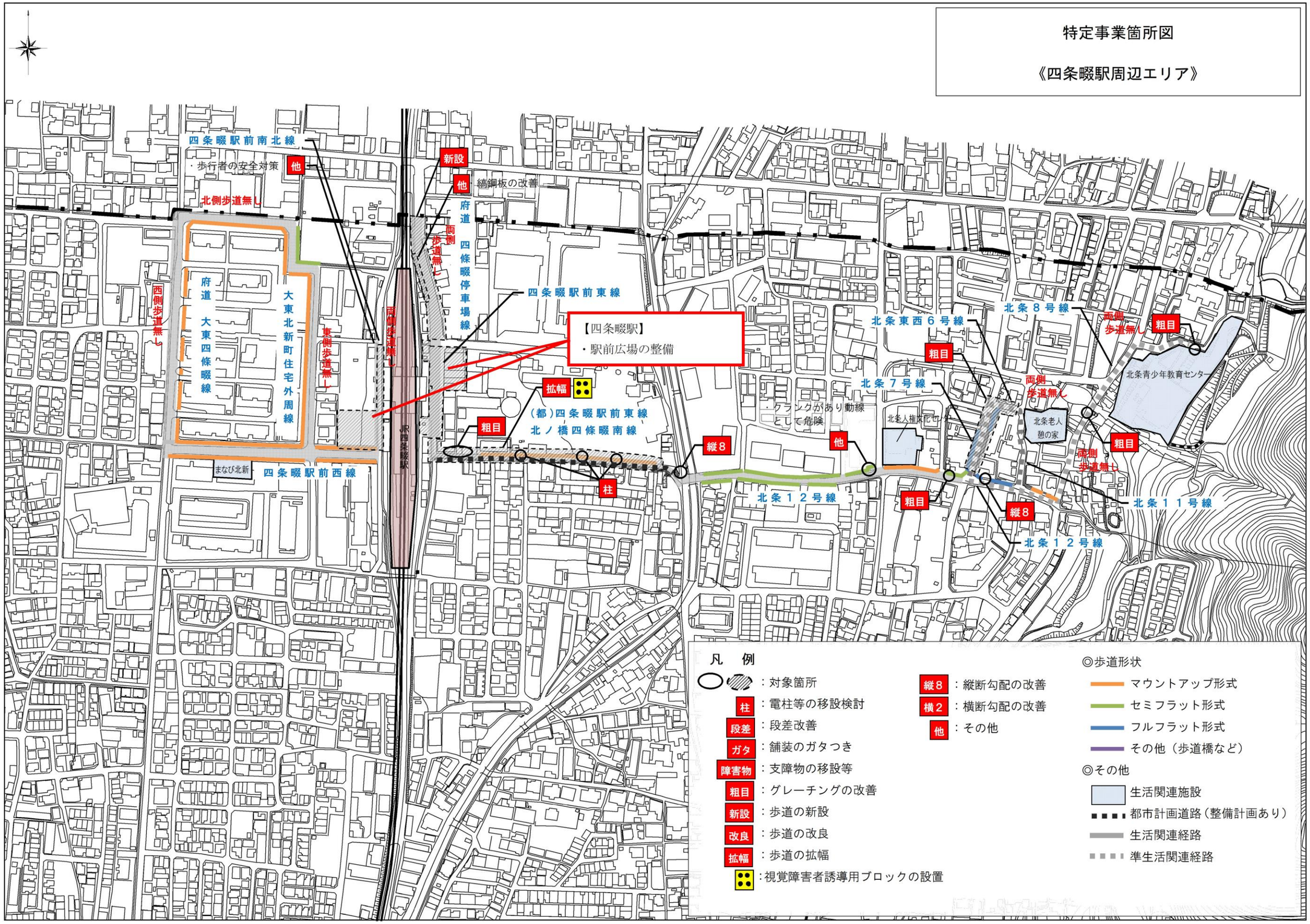

特定事業箇所図

《鴻池新田駅周辺エリア》

横２
ガタ
改良
横２
障害物
障害物
障害物
粗目
障害物
粗目
障害物
粗目
ガタ
諸福小学校
【東諸福公園】
・トイレの位置等がわかるよう、案内図を設置
障害物
他
・縞鋼板の改善
ガタ
粗目
障害物
他
粗目
段差
横２
縦８
諸福老人福祉センター
ガタ
・不明な点字ブロック
拡幅
府道　大阪生駒線
諸福中垣内線
東諸福公園
新設
府道　鴻池新田停車場線
両側歩道無し
新設
横２
拡幅

凡　例

- ：対象箇所
- 柱：電柱等の移設検討
- 段差：段差改善
- ガタ：舗装のガタつき
- 障害物：支障物の移設等
- 粗目：グレーチングの改善
- 新設：歩道の新設
- 改良：歩道の改良
- 拡幅：歩道の拡幅
- ：視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 縦８：縦断勾配の改善
- 横２：横断勾配の改善
- 他：その他

◎歩道形状

- マウントアップ形式
- セミフラット形式
- フルフラット形式
- その他（歩道橋など）

◎その他

- 生活関連施設
- 都市計画道路（整備計画あり）
- 生活関連経路
- 準生活関連経路

４－３　特定事業（ソフト面での取組）

（１）教育啓発特定事業

高齢者や障害者等の誰もが安心して自立した社会生活を送るためには、施設等のハード面の整備だけでなく、周囲の人たちの理解や協力ができるとともに、その対応が事業者等の過度な負担とならないような配慮や、情報の取得や十分な意思疎通が可能となる等、ソフト面での取り組みが重要です。

これまで本市においても、心のバリアフリーの意識啓発の推進として「バリアフリー教室」等の実施や、社会参加支援として「バリアフリーマップ」の作成・情報発信、ヘルプマークの配布等の活動を行っています。

高齢者や障害者等に対する理解を深め、互いに気遣い、協力できるような社会をつくり、市民一人ひとりが行動につなげていく心のバリアフリーを推進のため、教育啓発特定事業を定めます。

１）取組の視点

さまざまな関係者と連携しながら「心のバリアフリー」を計画的かつ継続的に実施していくため、以下の視点で取り組んでいきます。

◯心のバリアフリーの普及啓発
- 高齢者や障害者等に対する理解を深めるため働きかけを強化し、意識啓発の推進を図ります。

◯社会参加支援
- 各公共交通機関、施設等における利用者への声かけや介助、分かりやすい情報提供を行う等適切な支援を実施し、誰もが社会参加しやすい環境を形成します。

◯学校教育との連携
- 児童、生徒に対する教育活動を継続して行い、障害者等に対する理解の推進を図ります。

「心のバリアフリー」とは

「心のバリアフリー」とは、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、当該行動計画においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

「心のバリアフリー」を体現するための 3 つのポイント

① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
③ 自分とは異なる条件をもつ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

２）アンケート結果からみた「心のバリアフリー」の現状

「心のバリアフリー」を推進していく上で、支援を求める側と支援を行う側の心理的なバリアがあります。

Ⓐ支援を求めた時を想定した際の意識

「心のバリアフリー」に関するアンケートでは、困ったとき支援を求めることができるかとの質問に、回答者の約5割が支援を求めることが「できない」又は「ためらう」と回答しています。前回調査では約4割だったことから、増加傾向にあります。心理的な障壁を取り除く必要があると考えられます。

○グラフ：困ったとき、支援を求めることができるか（再掲）

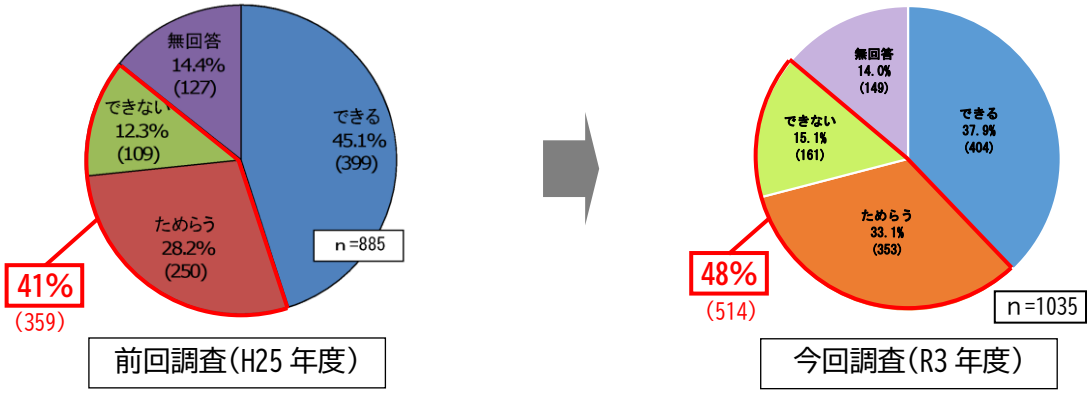

Ⓑ支援を求められた時を想定した際の意識

「心のバリアフリー」に関するアンケートでは、困っている人に支援できるかとの質問には、約4割の方が「できない」又は「ためらう」と回答しています。前回調査では約3割だったことから、増加傾向にあります。支援を求められる側でも、心理的な障壁を取り除く必要があると考えられます。

○グラフ：困っている人に支援できるか（再掲）

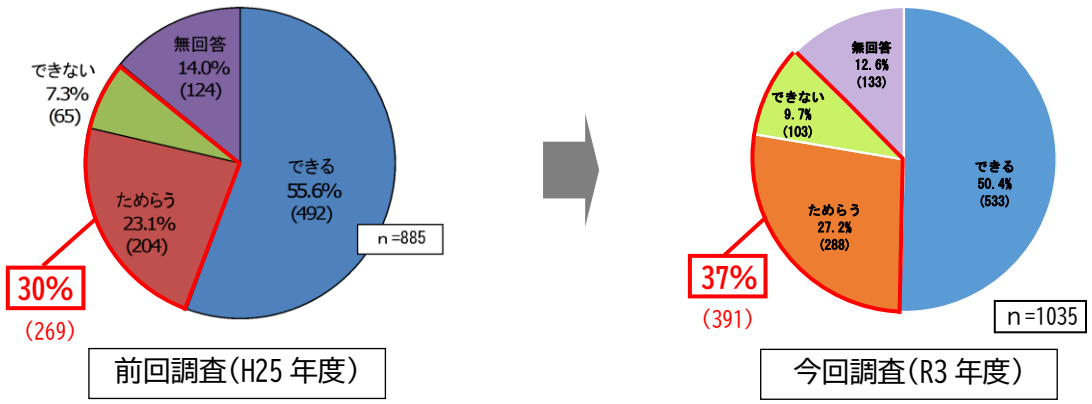

©意識のバリアの要因

支援を求めることをためらう理由としては、「手助けしてもらわなくても一人でなんとかしようと思うから」や「相手の迷惑になるのではと思うから」が多い傾向にあります。困っている人への支援をためらう理由としては、「どのように手助けをすればよいのかわからないから」が多い傾向にあります。このような意識のバリアの要因となる事を、「心のバリアフリー」のソフト面での取組を推進し解消していくことが必要です。

○グラフ：支援を求めることをためらう、またはできない理由（再掲）

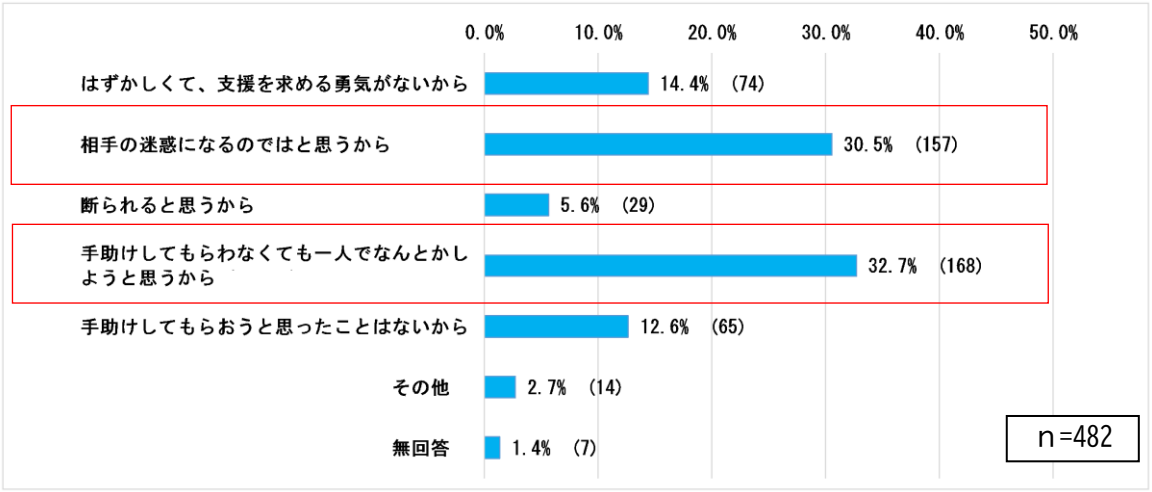

※複数回答含む

○グラフ：困っている人への支援をためらう理由（再掲）

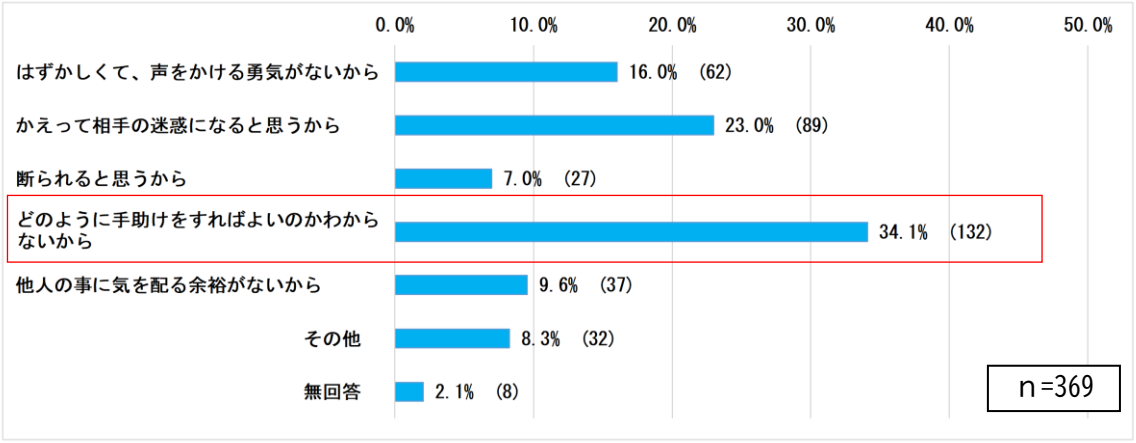

※複数回答含む

3）情報アクセス・コミュニケーション

視覚障害者、聴覚・言語障害者、発達障害者等に対して、必要な情報を得ることができるようにするための工夫が必要です。また、音声案内や電光掲示板での情報だけでなく、複合的な取組が重要です。

例えば、旅客施設等では、円滑に旅客施設を利用するためにエレベーターやトイレ等の設備の設置状況や設置位置、受けられるサービスの内容等について、様々な方法により情報が取得でき円滑に意思疎通できることが重要となります。

たとえば、公共交通事業者のウェブサイトでは、設備の設置状況を公表しています。また大東市においては、より多くの人が利用できる閲覧しやすいウェブアクセシビリティを目指して、市ホームページの色の変更や文字の大きさ、音声読み上げ等の取組が行われています。

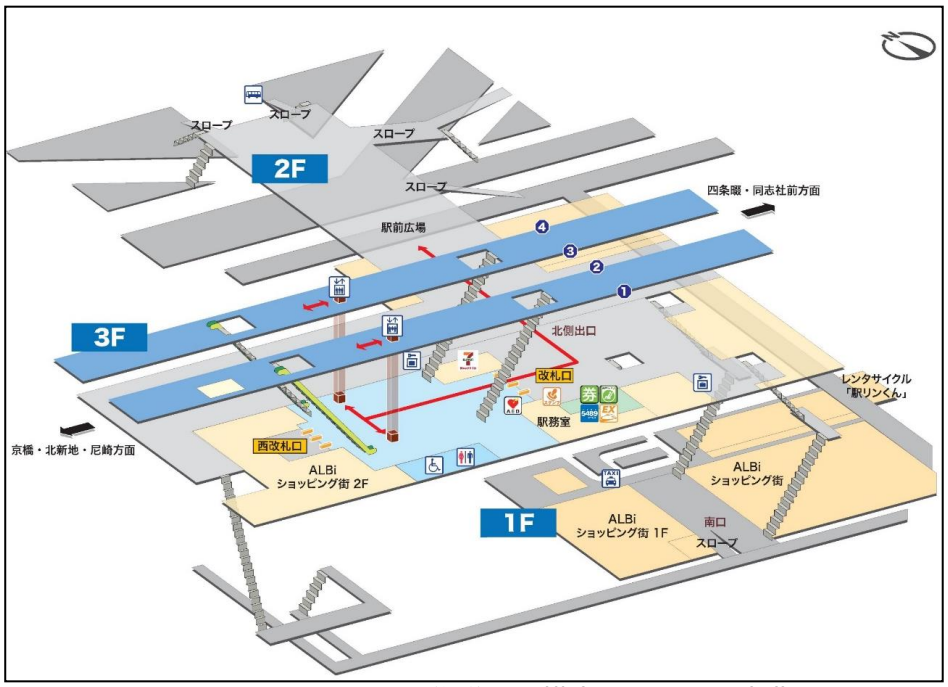

図：JR住道駅駅構内図　　出典：JRおでかけネットHP

図：大東市HPでのウェブアクセシビリティの一例　　出典：大東市HP

４）取組事例

本市の心のバリアフリーに関連する取組事例を紹介します。今後も継続的に実施できるよう取り組んでいきます。

◯心のバリアフリーの普及啓発

・高齢者や障害者等の理解を深めるため普及啓発を通じて働きがけを強化し、意識啓発の推進を図ります。

◯適正利用等の広報啓発

・様々なメディアを活用した継続的なバリアフリー広報啓発は心のバリアフリーの考え方や実践方法等に関する気づきやきっかけを与え、多様な方の理解を促していくための大切な取り組みです。
・バリアフリー教室やシンポジウムと比較すると多くの働きかけが可能な反面、関心がない方には目に留まりづらいといった特徴があります。
・そのため、継続的、計画的な情報発信・多様なメディアの活用による広報啓発を実施していくことが大切です。

大東市の取り組み

・市広報による情報発信
・大東市ホームページによる情報発信
・チラシ等による広報啓発
・バリアフリーマップの作成

大東市広報誌

◯シンポジウム・セミナー等

・シンポジウムやセミナーは、地域住民等多くの方を対象に、バリアフリーの理解促進や接遇方法の週間等、様々なコンテンツを提供することが可能な事業形式です。
・多くの人を対象に集中的に開催できるため、効率的であり、様々なコンテンツを盛り込むことが可能です。

大東市の取り組み

・障害者の理解を深めるため、障害に関する講演会、当事者を含めたシンポジウム、映画上映会を実施しています。

バリアフリー上映会

○社会参加支援

・各公共交通機関、施設等にて利用者への声かけや介助、分かりやすい情報提供を行う等適切な支援を実施し、誰もが社会参加しやすい環境形成を推進します。

○各公共交通機関、施設管理者の啓発活動

・各公共交通機関、施設等にて利用者への声かけや介助、分かりやすい情報提供を行う等適切な支援を実施し、誰もが社会参加しやすい環境形成を推進していくことが大事です。
・西日本旅客鉄道㈱・近鉄バス㈱・京阪バス㈱では、マナー啓発やバリアフリー研修が行われています。

各公共交通機関の取り組み

・混雑時のゆずりあい等、利用者へのマナー啓発
・職員に高齢者、障害者等への理解促進と対応向上の研修を実施

○学校教育との連携

・児童、生徒又は学生の理解を深めるために、平成 29 年から学校と連携して行う教育活動を行っており、引き続き障害者等に対する理解の推進を図ります。

○バリアフリー教室

・バリアフリー教室は、子どもから大人までの多様な参加者が高齢者や障害者等の日常生活や社会活動における多様な体験学習を通じて社会的障壁に気づくことができます。

大東市の取り組み

・小学校に通学する児童が講義や体験学習を通じ、バリアフリーの必要性を理解（車椅子ユーザーによる講義、車椅子体験、視覚障害体験、バス乗車体験）
・令和 3 年度は小学校 6 校、令和 4 年度は小学校 9 校にて実施

整備目標　短期：令和 9 年度末　長期：令和 10 年度以降

事業者	項目	事業内容	事業目標		備考
			短期	長期	
西日本旅客鉄道㈱ 近鉄バス㈱ 京阪バス㈱	マナー啓発	混雑時のゆずりあい等、利用者へのマナー啓発	継続的実施		
	バリアフリー研修	職員に高齢者、障害者等への理解促進と対応向上の研修を実施	継続的実施		
公安委員会	マナー啓発	道路上違法駐車行為防止の啓発	継続的実施		
	ゾーン 30	区域（ゾーン）を定め、時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制を図り、歩行者の安全の確保	継続的実施		
大東市	出前講座の実施	バリアフリーについての啓発のための出前講座を実施	継続的実施		都市政策課
	大東市マナー条例の啓発	ごみのポイ捨て、自転車放置の防止、迷惑行為の防止等のマナーの向上を図るための啓発活動の実施	継続的実施		環境課
	バリアフリーマップ	バリアフリーマップの充実と普及	継続的実施		都市政策課
	放置自転車の撤去	自転車等放置禁止区域内の放置自転車等に係る違反の指導及び自転車の移送の推進	継続的実施		交通政策課
	子ども安全見守り隊	地域のボランティアの方々が中心となって、登下校児童生徒の安全を確保する子ども見守りの実施	継続的実施		生涯学習課
	地域 SOS カード	一人暮らしや高齢者等見守りに必要な個人情報の登録を進め非常事態、安否確認や見守り活動の実施	継続的実施		高齢介護室 高齢支援グループ
	認知症サポーター養成講座	認知症高齢者への偏見を無くすために認知症サポーター養成講座を開催	継続的実施		高齢介護室 高齢支援グループ
	人権啓発事業	人権・憲法週間記念事業や市民じんけん講座等で障害者や高齢者をテーマにした啓発を実施	継続的実施		人権室
	障害者問題啓発事業	障害者問題啓発事業の開催	継続的実施		障害福祉課
	ヘルプマークの配布	ヘルプマークの配布	継続的実施		障害福祉課

整備目標　短期：令和 9 年度末　長期：令和 10 年度以降

事業者	項目	事業内容	事業目標		備考
			短期	長期	
大東市	筆談ボードの設置	筆談ボードの設置（庁内各課）	継続的実施		総務課
	耳マークの設置	耳マークの設置（庁内各課）	継続的実施		総務課
	災害時支援用バンダナの配布	災害時支援用バンダナの配布	継続的実施		障害福祉課
	テレビ電話手話サービスの実施	テレビ電話手話サービスの実施	継続的実施		障害福祉課
大東市（教育委員会）	バリアフリー教室	バリアフリーの理解を深めるためのバリアフリー教室の実施	継続的実施		都市政策課 教育委員会
	バリアフリーの理解促進に関する啓発	バリアフリーの理解を深めるための啓発ポスター等を活用した情報発信	継続的実施		都市政策課 教育委員会

４－４　基本構想の進行管理

「大東市バリアフリー基本構想」の基本理念である「誰もが安全、安心、便利に暮らせる笑顔あふれるまち・大東」の実現に向けて、重点整備地区内の生活関連施設、生活関連経路においては、施設管理者が「特定事業計画」を作成しバリアフリー化に取り組みます。

また、生活関連施設・生活関連経路に設定されていない都市公園、道路等についても、施設の改修時等には「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」等に基づき、バリアフリー化を図ります。

事業の進行管理については、「特定事業計画」に基づき円滑に事業が展開されるよう、整備内容及び進捗状況について点検・見直し等を行います。そのために、高齢者や障害者等の意見を反映する場として「大東市バリアフリー基本構想協議会」を継続させ、計画策定（Plan）、事業の実施（Do）、点検・検証（Check）、見直し・更新（Action）のＰＤＣＡサイクルにより、段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進を図っていくとともに、事業の進捗管理や検証を行います。

また、社会経済情勢の変化や法制度の改正等、必要に応じて基本構想の見直し等についても検討を行います。

◇今後の進行管理のイメージ◇

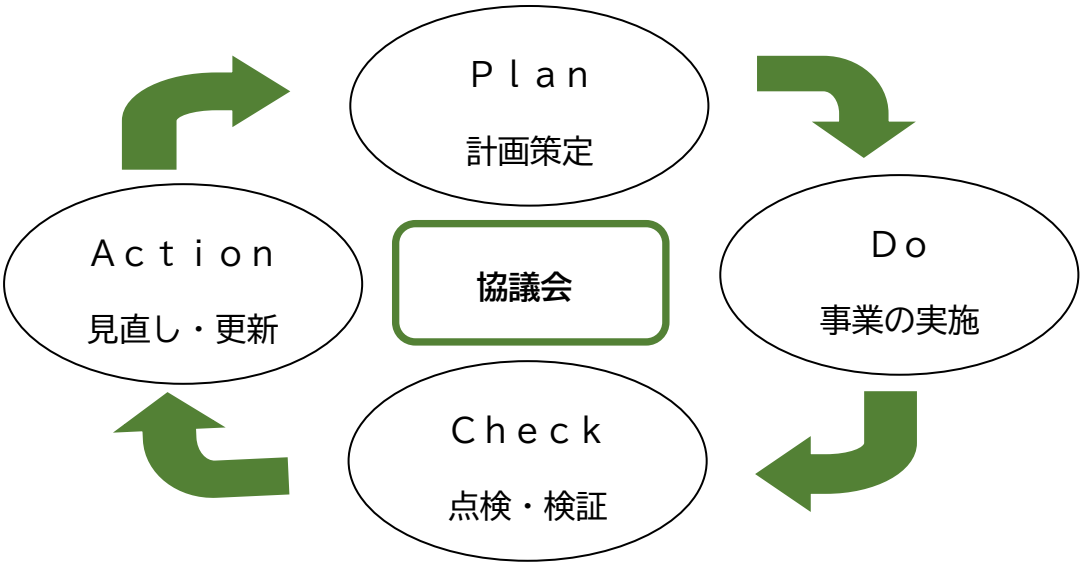

Ｐｌａｎ（計画策定）	特定事業計画を施設管理者が作成します。
Ｄｏ（事業の実施）	特定事業計画を策定後、事業を実施します。
Ｃｈｅｃｋ（点検・検証）	事業進捗の調整は、協議会等と連携を図りながら進めます。
Ａｃｔｉｏｎ（見直し・更新）	協議会を通じて特定事業や基本構想の見直しや更新を図り、より効果的なバリアフリー化の実現を目指します。